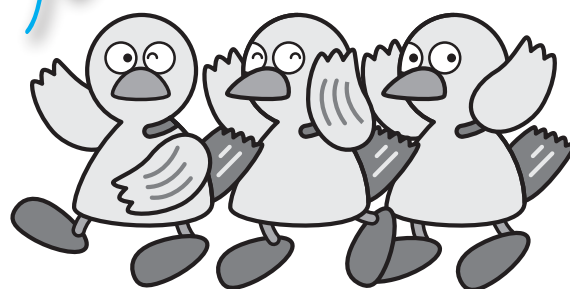


平成26年度
学校健康教育必携

Health
Promotion



埼玉県のマスコット コバトン

14

埼玉県教育委員会

はじめに

近年における社会環境や生活様式の急激な変化は、児童生徒の健康や生活に大きな影響を与えており、現代的な健康問題の増加が深刻さを増すとともに、心の健康に関する問題も多様化しています。

学校における健康教育は、児童生徒の健康の保持増進を図るために必要な知識や態度などの育成をねらいとしており、健康教育の充実は、自らの健康に関する諸課題に適切に対応する資質を養うとともに、今日的な健康課題に対応する上で大変重要な役割を果たしています。そのため、学校においては、健康教育の3領域である学校保健、学校安全、学校給食のそれぞれが、独自の機能を担いつつも、相互に連携しながら、組織として一体的な取り組みを行うことが大切です。さらに、家庭や地域の関係機関との連携を深め、児童生徒が生涯において健康の保持増進のために必要なことを実行する力を身に付けるなど、実践力を育成する健康教育の推進が不可欠です。

学校健康教育必携は、学校健康教育の重点や考え方、学校健康教育における最新の情報や、推進に当たり必ず押さえておいていただきたい事項、先進的かつ実践的な取組事例など、各学校の実態に応じて活用できる内容に構成しております。

本来であれば、平成26年度のスタートに当たり、これまでの計画を継承した新たな教育振興基本計画（平成26年度～平成30年度）をお示しする中、本学校健康教育必携を活用していただくところがございますが、現在、次期計画の審議が継続中となっておりますので御理解くださるようお願いいたします。

従いまして、冒頭記載のとおり「I 学校健康教育の重点事項」につきましては、参考として現行計画を記載しておりますので御容赦願います。

各市町村教育委員会、各学校におかれましては、本書を十分に御活用いただき、計画的、組織的に学校健康教育を推進していただくとともに、児童生徒が生涯にわたり豊かな創造力を発揮できる「生きる力」の育成と、人間同士のつながりや学校・家庭・地域が互いに結びつく「絆」を育てる埼玉教育の推進に、御支援と御協力をお願いいたします。

平成26年3月

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長
坂井 順 司

目 次

はじめに

第1章 学校健康教育を推進するために

I 学校健康教育の重点事項	2
II 学校健康教育の考え方	4
【特集】学校における食物アレルギーへの対応等について	5

第2章 学校健康教育の推進方策

I 学校保健の充実	12
1 保健教育の充実	13
(1) 心の健康	13
(2) 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育	14
(3) 性に関する指導・エイズ教育	15
(4) 歯・口の健康づくり	16
(5) 望ましい生活習慣づくり	17
2 保健管理	17
(1) 心身の管理	17
(2) 学校環境衛生活動の推進	19
3 組織活動（学校保健委員会）	20
<実践事例> 保健体育科（保健分野）学習指導案	21
II 学校安全の推進	31
1 学校安全推進のために	31
2 生活安全教育	35
3 交通安全教育	37
4 災害安全教育	39
5 安全管理の徹底	41
III 学校における食育の推進	43
1 食に関する指導の充実	43
<実践事例1> 研究委嘱地域の取組（上尾市）	46
<実践事例2> 研究委嘱地域の取組（熊谷市）	48
<実践事例3> 研究委嘱地域の取組（春日部市）	50
2 学校給食の充実	52
3 衛生管理の徹底	53

第3章 年間事業の計画

I 主要事業	58
1 共通事業	58
2 学校保健	58
3 学校安全	59
4 学校給食	60
5 会議・審査会・表彰式	60
II 全国・関東等研究大会、研究協議会等主要事業	61

第4章 資料編

I 平成25年度学校健康教育実践状況調査結果	64
II 研究委嘱校・表彰校等一覧	88
1 研究委嘱校・地域等一覧	88
2 全国・埼玉県表彰校一覧	89
III 健康教育関係参考図書及びビデオ等一覧	91
IV 健康に関する相談機関等の連絡先一覧	94
V 関係機関等の連絡先一覧	94
VI 学校保健・学校安全・学校給食参考通知集	95

第1章

学校健康教育を推進するために

I 学校健康教育の重点事項

II 学校健康教育の考え方



I 学校健康教育の重点事項

次期埼玉県教育振興基本計画（平成26年度～30年度）が策定中のため、参考として平成25年度までの計画を掲載しています。決定次第お知らせします。

1 生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ーにおける学校健康教育の位置付け

埼玉県教育委員会では、教育基本法に基づき、また県政運営の指針である「埼玉県5か年計画 ゆとりとチャンスの埼玉プラン」を踏まえて「生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ー」を策定し、平成21年度から25年度までの5か年を計画期間として、生きる力を育て絆を深める埼玉教育を推進している。

学校健康教育に関する目標・取組は、【基本目標Ⅱ】豊かな心と健やかな体の育成のもとで取り組む「健康の保持・増進」、【基本目標Ⅲ】質の高い学校教育の推進のもとで取り組む「子どもたちの安心・安全の確保」である。

これらに基づき、平成21年度には「埼玉県学校保健推進ガイドライン」を作成し、学校・家庭・地域が連携して児童生徒の健康課題の解決に、組織的に取り組む学校健康教育を推進する。

生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ー（平成21年度～25年度）

基本理念

生きる力を育て
絆を深める埼玉教育

3つの観点

- 子どもを認め、鍛え、はぐくむ
- 一人一人の学びと夢を応援する
- 県民の教育力を結集する

基本目標	I 確かな学力と生きる力の育成	II 豊かな心と健やかな体の育成
	III 質の高い学校教育の推進	IV 家庭・地域の教育力の向上
	V 生涯学習とスポーツの振興	

埼玉県教育行政重点施策

学校健康教育の推進

施策	施策の方向性	主な取組 (学校健康教育の重点事項)
基本目標Ⅱ 健康の保持・増進	<input type="checkbox"/> 学校、家庭、地域の医療機関をはじめとする関係機関などが連携して、学校保健を充実します。	○ 学校保健の充実
	<input type="checkbox"/> 「埼玉県食育推進計画」(平成19年度策定)を踏まえ、朝食欠食の解消を重点に、学校・家庭・地域が連携して食育を推進します。	○ 食育の推進
	<input type="checkbox"/> 性に関する問題行動や薬物乱用の防止など、学校保健に関する現代的課題に対応する教育を推進します。	○ 性に関する指導や薬物乱用防止教育の推進
基本目標Ⅲ 子どもたちの安心・安全の確保	<input type="checkbox"/> 危機対応能力の基礎を身に付けさせるため、学校における避難訓練などを、計画的に実施します。	○ 避難訓練の見直しに関する取組
	<input type="checkbox"/> 学校における危機管理体制の整備・充実と教職員の危機管理能力の向上に努めます。	○ 学校の危機管理体制の整備・充実
	<input type="checkbox"/> 児童生徒の防犯や交通安全について、地域や関係機関と連携し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。	○ 家庭、地域と連携した防犯、教育の推進、自転車交通安全教育の推進

埼玉県学校保健推進ガイドライン

◆目指す児童生徒像◆

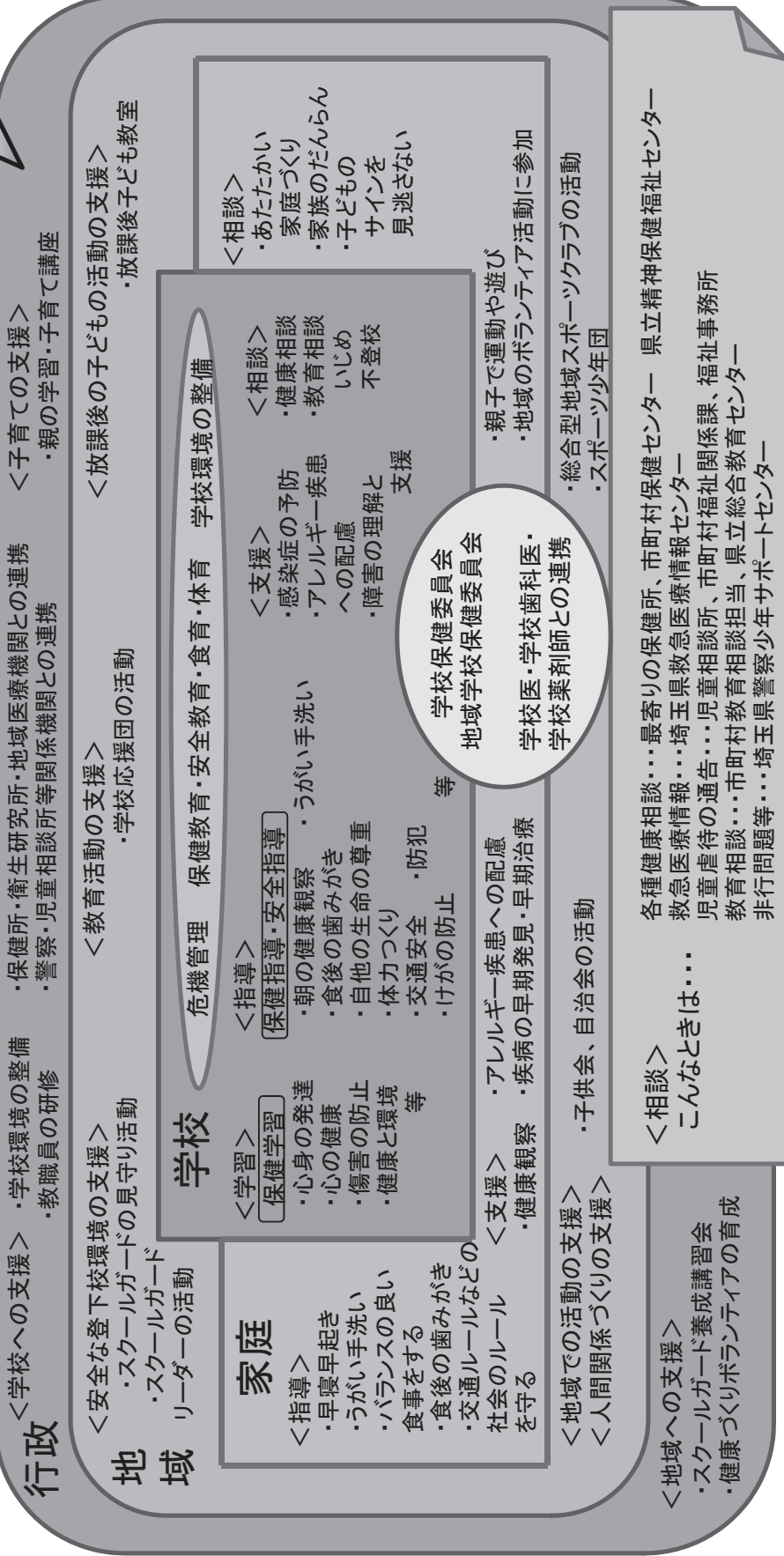
ルールやマナーを身につけ、朝食をしっかりと食べ、安心・安全な登下校、学校では力いっぱい運動し、おもいきり汗をかく子ども～基本的な生活習慣の確立が心身の健康をつくり、学力・体力を向上させる～

生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ー「生きる力を育て、絆を深める埼玉教育」(平成21年度～25年度)

- 基本目標
- I 確かな学力と自立する力の育成
 - 「教育に関する3つの達成目標」の推進
 - II 豊かな心と健やかな体の育成
 - 健康の保持・増進
 - III 質の高い教育の推進
 - 子どもたちの安心・安全の確保
 - IV 家庭・地域の教育力の向上
 - V 生涯学習とスポーツの振興

健康課題の解決にむけて

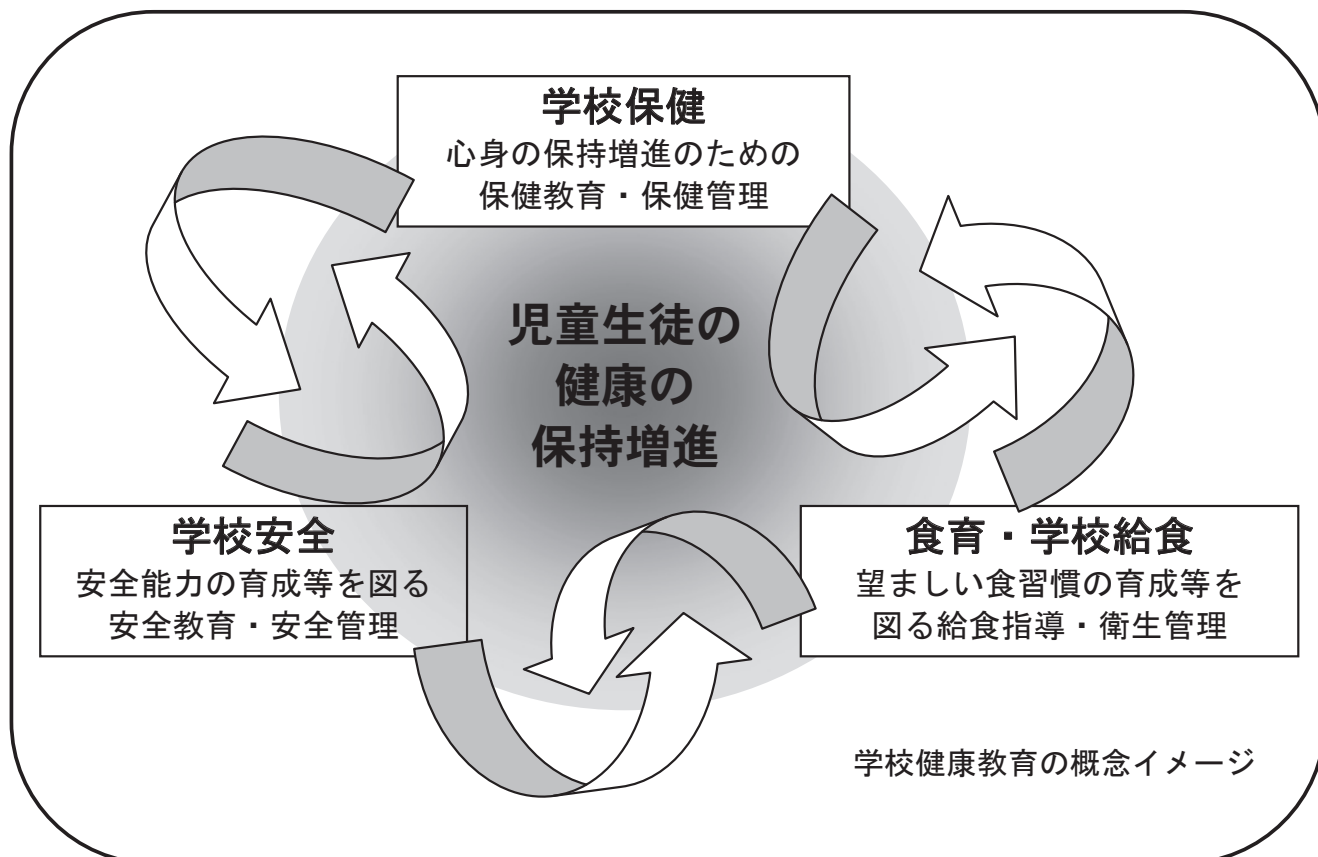
- ・生活習慣の確立
- ・疾病の予防と管理
- ・心の健康問題等



Ⅱ 学校健康教育の考え方

1 学校健康教育の概念

学習指導要領総則第1の3にも述べられているとおり、学校における健康教育は、学校保健、学校安全及び学校給食を含む食育に関する指導を包括したものであり、それらが相互に関連し、管理と表裏一体として推進されるものである。



2 学習指導要領と健康教育

新学習指導要領が、平成23年4月に小学校で、平成24年4月に中学校で、平成25年4月に高等学校で実施された（特別支援学校は、校種に準じて）が、健康教育に関して留意すべき改訂（変更点）は、次のとおりである。

- ① 総則第1の3では、体育・健康に関する指導について、従来あった**心身の保持増進に関する指導に加えて、学校における食育の推進及び安全に関する指導が明記され、児童生徒の発達の段階を考慮することが新たに盛り込まれている。**
- ② 各教科等では、学校保健、学校安全、食育に関する内容について、体系化や充実を図るため改善がされている。

【特集】学校における食物アレルギーへの対応等について

平成24年12月に東京都調布市での学校給食終了後に、アナフィラキシーショックの疑いで亡くなるという事故が発生した。この事故を受けて、埼玉県教育委員会は以下のとおり調査を実施するとともに、通知の発出をした。

あわせて、アレルギー疾患への対応に関する文部科学省の見解についても紹介する。

1 現 状

※(1)～(3)について

調査対象：公立小学校・中学校・県立高校（全日制）

調査基準日：小学校、中学校については、平成25年5月1日現在（さいたま市含む。）
高校については、平成25年12月10日現在。

(1) 食物アレルギーを有する児童生徒数

	学校数	在籍児童 生徒数 A	アレルギーを有 する児童生徒数 B	割合 (%) B/A
小学校	812	379,030	16,892	4.5
中学校	419	186,265	8,540	4.6
高 校	112	109,835	3,729	3.4

参考：児童生徒全体のアレルギー疾患有病率 2.6%

（文部科学省「アレルギー疾患に関する調査研究報告書」（平成19年3月）より）

(2) 小学校、中学校におけるアレルギー該当食品

	全体	小学校	中学校
1位	鶏卵	鶏卵	鶏卵
2位	牛乳	牛乳	キウイフルーツ
3位	落花生	落花生	そば
4位	そば	そば	牛乳
5位	キウイフルーツ	えび キウイフルーツ	えび

(3) アドレナリン自己注射薬（エピペン[®]）の処方を受けている児童生徒数

	該当者数 C	在籍児童生徒数に 占める割合 (%) C/A	アレルギーを有する児童 生徒数に占める割合 (%) C/B
小学校	368	0.097	2.179
中学校	112	0.060	1.311
高 校	47	0.043	1.260

(4) アドレナリン自己注射薬（エピペン[®]）の使用件数（平成24年度）

	使用件数
小学校	1
中学校	0
高 校	1

2 埼玉県教育委員会の対応（調布市での事故以降）

- (1) 「学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒等への対応等について」（平成24年12月28日付け事務連絡）を发出
- (2) 「新年度の学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒等への対応等について」（平成25年3月26日付け教保体第1273号）を发出
- (3) 『「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」の作成について』（平成25年6月25日付け教保体第486号）を发出
- (4) 食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会（平成25年8月26日）を開催
 - ・行政説明、講演、エピペン[®]トレーナーを使用しての実習
 - ・校長、養護教諭、教諭など約800人が参加
- (5) 「学校におけるエピペン[®]の使用の際の同意書の廃止について」（平成25年11月7日付け教保体第736号）を发出
 - ・アレルギー疾患における緊急時の対応については、**同意書は不要**とした。
 - ・各学校のマニュアルに基づき、エピペン[®]を使用することについて、学校の体制を整備していただくよう依頼した。
 - ・保護者に対して、「食物アレルギー・アナフィラキシー発症の緊急時には同意書がなくともエピペン[®]を使用する」ことについて十分説明することと既に同意書を取り交わしている場合は保護者と相互理解の上、廃棄するなど適切な処分を依頼した。
- (6) 県内全公立小学校、中学校、高等学校に対し「エピペン[®]の使い方かんたんガイドブック」および「エピペン[®]の使い方ガイド（DVD）」（ファイザー株式会社作製）を送付
- (7) 「アレルギー疾患管理指導願」および「学校生活管理指導表〔アレルギー疾患用〕」（平成20年3月31日 財団法人日本学校保健会作成）」の取り扱いについては現在協議中。

3 アレルギー疾患に関する文部科学省の見解

（文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課による行政説明「学校におけるアレルギー疾患への対応について」において説明）

- (1) アレルギー疾患やアナフィラキシーへの対応は、**「特別な子供への配慮」としてではなく、「一般的に行う」こと**。学校生活管理指導表等を利用しながら、学校医や主治医との連携のもと、養護教諭や担任だけではなく、学校全体で取り組むことが必要である。
- (2) アレルギー疾患を持つ子供が安心、安全に学校生活を送るためには、学校・保護者・学校医・主治医の連携が重要。正しい知識を身につけ、共通認識のもと、十分な情報共有を図ることが必要である。
- (3) アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員が、エピペン[®]を自ら注射できない状況にある児童生徒に代わって注射することは、反復継続する意図がないものと認められるため、**医師法違反に当たらない**。
エピペン[®]に対する正しい理解と行動が、児童生徒の生命を守ることにつながる。

4 今後の対応

- (1) 「学校生活管理指導表〔アレルギー疾患用〕」の活用を促進し、医師の診断に基づき、アレルギー疾患のある児童生徒の把握と主治医や学校医、保護者及び学校間での共通認識を図る。
- (2) 各学校においても教職員を対象とした食物アレルギー・アナフィラキシー対応の研修会を実施し、児童生徒の食物アレルギー・アナフィラキシー発症時に全教職員が迅速で適切な対応を取れるようにする。

- * 中・高等学校は、内容のまとまりが大きいため小単元について記入する。
- * 「学習活動に即した評価規準」は、文末に特徴的な姿を表す動詞を用いる。

	単元の評価規準	学習活動に即した評価規準
関心 ・ 意欲 ・ 態度		① ~するなどの学習活動に進んで取り組もうとしている。(小学校) ② ~するなどの学習活動に意欲的に取り組もうとしている。(中学校・高等学校)
思考 ・ 判断		① ~するなどして、それらを説明している。 ② ~するなどして、筋道を立ててそれらを説明している。
知識 ・ 理解		① OOが□□であることについて、言ったり、書いたりしている。(小学校) ② OOが□□であることについて、言ったり、書き出したりしている。(中学校) ③ OOが□□であることについて、発言したり、記述したりしている。(高等学校)

7 単元の指導と評価の計画（全4時間） 本時は○印

時	学習のねらい・活動	関・意・態	思・判	知・理	評価方法
1	I ねらい ・関心意欲態度についての内容・・・できる。 ・知識理解についての内容・・・・・・できる。 II 学習活動 1 2 3 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指導すべき内容 OOには、□□があること</div> 4	①			話し合いの観察 ① ワークシート
②	I ねらい ・思考判断についての内容・・・できる。 ・知識理解についての内容・・・できる。 II 学習活動 1 2 3 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指導すべき内容 OOには、□□があること</div> 4 5 6		①		発言・話し合いの観察 ② ワークシート

〈ポイント3〉

学習内容を明確にする観点から

- ◇ ねらいについては、本時の評価がある観点のところを示す。
- ◇ 学習活動については、解説レベルでの指導内容を「指導すべき内容」として記入する。
- ◇ 評価については、単元を通じて評価を重点化（1 単位時間の評価の観点は、多くて2個）する。
- ◇ 評価欄には、「学習活動に即した評価規準」（関・意・態①、思・判②、知・理③等）を示す。

8 本時の学習と指導 (2/4)

(1) ねらい

- ・ ~できる。
- ・ ~できる。

【思考・判断】

【知識・理解】

(2) 資料および準備するもの・・・本時に使用する資料・用具等を示す。

(3) 展開

時間	学習内容・活動	指導上の留意点 (指導○ 評価規準◆)
導入 ○分	1 ○○について、○○する。	○
展 開 ○分	2 ○○について、○○する。 Q1 だろうか？	○ ○ ○
	3 ○○について、○○する。 Q2 だろうか？	◆ 【評価の観点】 評価の観点がある場面には、 努力を要すると判断できる状況(C)の児童生徒への指導の手 だてを明示する。
	<予想される反応> ・ ・ ・	
	4 ○○について、○○する。 指導すべき内容 ・○○には、□□があること	
	5 ○○について、○○する。 Q3 だろうか？	○ ○ ◆ 【評価の観点】 評価の観点がある場面には、 努力を要すると判断できる状況(C)の児童生徒への指導の手 だてを明示する。
まとめ ○分	6 ○○について、○○する。 ねらいに戻る。 本時に何を身に付けたのかが 分かるまとめにする。	○ ○

〈ポイント4〉 指導内容を「指導すべき内容」として記入する。また、学習指導要領第6の文末の語尾を理解して授業をつくる。

- ・ 「理解できるようにする」→必ず教えるべき内容 (指導内容)
- ・ 「必要に応じて扱う程度とする」「関連付けて扱う程度とする」→伝える程度
- ・ 「触れるようにする」「適宜触れるようにする」→主たる学習内容を教えた上で扱う内容
- ・ 「取り上げる」→必ず取り扱う。 ・ 「適宜取り上げる」→選択して取り扱う。

9 資料等

- 本単元 (本時) で使用する学習資料・学習カード等を添付する。
- 板書計画等を記入する。

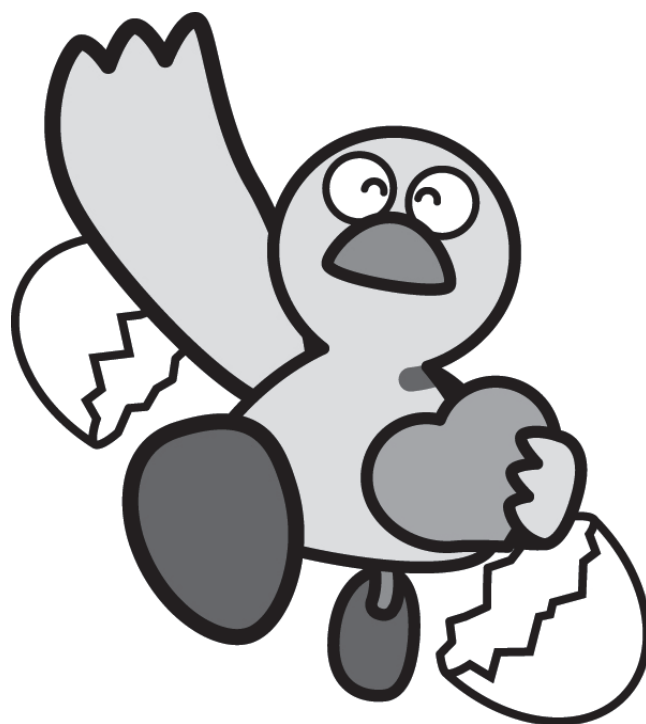
第2章

学校健康教育の推進方策

I 学校保健の充実

II 学校安全の推進

III 学校における食育の推進



I 学校保健の充実

学校保健とは、学校において、児童生徒の健康の保持増進を図ること、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うこと、自己や他者の健康の保持増進を図ることができるような能力を育成することなど、学校における保健教育と保健管理のことである。

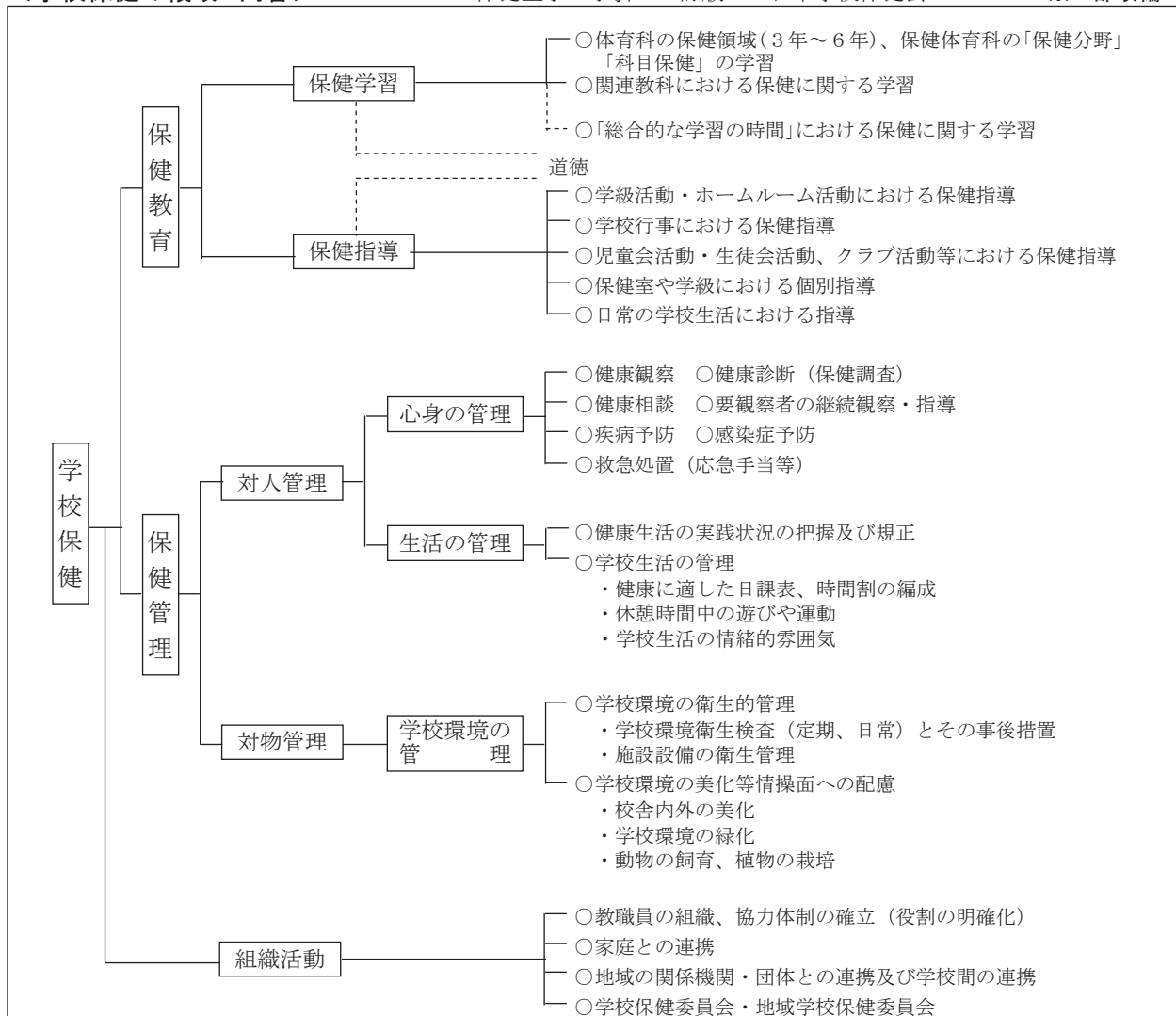
多様化・深刻化している子供の現代的な健康課題を解決するためには、学校内の組織体制が充実していることが基本になることから、すべての教職員が共通の認識（基本的な知識と理解）をもち、学校保健計画に基づき、学校内の関係組織が十分に機能し、すべての教職員で学校保健を推進できるよう組織体制の整備を図り、保健教育と保健管理に取り組むことが必要である。

なお、学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画である。毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものであり、①児童生徒及び職員の健康診断、②環境衛生検査、③児童生徒に対する指導に関する事項を必ず盛り込み、原則として保護者等の関係者に周知を図ることが必要である。

また、学校における健康に係る取組は、家庭・地域との連携が強く求められるものであり、さらに地域にある各学校の学校保健委員会が連携して、地域の子供たちの健康課題の協議などを行うための地域学校保健委員会の設置の促進が必要である。

<学校保健の領域・内容>

保健主事の手引<三訂版> 日本学校保健会 H16. 2 ※一部改編



1 保健教育の充実

「心の健康」、「喫煙、飲酒、薬物乱用」、「性に関する問題」、「歯・口の健康づくり」、「望ましい生活習慣」など、多様化・深刻化する児童生徒の健康課題の解決に向けて保健教育の充実が求められている。学校における保健教育は、児童生徒の健康の保持増進に必要な知識や技能を習得させ、生涯にわたって自らの健康を適切に管理し改善していく思考力・判断力などの資質・能力と態度を育てることをねらいとしている。指導にあたっては、児童生徒の発達の段階を考慮して指導計画に基づき共通理解して取り組むことが大切である。

保健教育は「保健学習」と「保健指導」に大別される。

保健学習	教科の体育・保健体育等において学習指導要領に示された学習内容を学習する。知識の習得を重視した上で、習得した知識を活用する学習活動を積極的に行うことにより、思考力・判断力等を育成することをねらいとしている。
保健指導	日常の保健課題を取り上げ、実践的な能力や態度を育成することをねらいとする。特別活動の学級活動・ホームルーム活動、学校行事等を中心に教育活動全体を通じて行われるもので、身近な生活における具体的な健康問題に適切に対処し健康な生活が実践できるようにすることを目指している。

保健学習における思考力・判断力等を育成するために、「知識を活用する学習活動」では事例を用いたディスカッション、ブレインストーミング、心肺蘇生法などの実習・実験等多様な指導法の工夫を行うよう示されている。

また、保健学習や保健指導をより一層充実するためには、学級担任や教科担任等が連携し養護教諭や学校医等の有する知識や技能などの専門性を保健教育に活用することが効果的である。

『『生きる力』を育む小学校保健教育の手引き』（文部科学省 平成25年3月）

「新学習指導要領に基づくこれからの小学校・中学校保健学習」、「思考力の育成を重視したこれからの高等学校保健学習」（日本学校保健会 平成21年3月、平成21年6月）、

「知識を活用した保健学習－性に関する指導編－、－感染症編－」（埼玉県教育委員会 平成23年2月、平成24年2月） 参照。

(1) 心の健康

<現状と課題>

社会環境の変化は、児童生徒の健康に大きなストレスとなり、人間関係づくりがうまくできず、不登校やひきこもりなどの心の健康に関する問題が深刻化している。

特にインターネットなどの急速な普及により、児童生徒がパソコンや携帯電話を自在に扱い、友人とのコミュニケーションの場として利用しているが、相手の表情や感情を読み取ることの出来ない実態感のないコミュニケーションであると指摘されている。

児童生徒への心の健康に関する指導にあたっては、従来 of 社会性を育成し自己肯定感や自己実現を高める指導内容に加え、IT社会への対応などについても十分な配慮が必要である。

なお、埼玉県学校保健会では平成19年6月に、中学生、高校生はテレビゲームやインターネットの依存傾向や携帯電話のメールの頻度が高いほど、気分の調節障害（軽度の

うつで見られる、「落ち込み」、「眠れない」、「落ち着かない」、「かっとなる」等の自覚症状)と有意な関連を示しているとの報告書をまとめている。

<対策>

ア 保健学習には、小学校段階から心の健康に関する内容が示され、中学校では欲求やストレスへの対処の仕方に関する内容や心の健康と運動との関連、高等学校では精神の健康に関する内容があることから、学習指導要領で示された授業時間を確保し系統的な指導を実践する。

イ 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの特性を生かしつつ、相互に補完し効果的に指導する。

ウ 心の健康に関する指導を効果的に進めるに当たり、学級担任、養護教諭などの校内における連携や学校医、学校歯科医、学校薬剤師など専門家の参加・協力を得るなどして指導法を工夫する。

評 価

- 学校保健計画は児童生徒の実態や現代的健康課題を考慮した計画になっているか。
- 保健学習の内容は確実に実施されているか。
- 各学校の実態に即した心の健康に関する指導はできたか。
- 『生きる力』を育む小学校保健教育の手引き(文部科学省 平成25年3月)を参考に指導方法を工夫したか。

(2) 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育

<現状と課題>

近年増加傾向にある、大麻やMDMA等合成麻薬事犯の検挙者の5割が未成年者及び20歳代の若者であり、青少年を中心とした薬物乱用が社会的な問題になっている。

また、最近においては、インターネットや携帯電話の普及から、より容易に薬物を購入でき、「合法ハーブ」「脱法ハーブ」などと称する違法ドラッグの乱用が引き起こしたと考えられる事件・事故が発生したりするなど、児童生徒の身近に薬物の危険が迫っており、極めて憂慮される状況である。

学校においても、薬物乱用はいつ・どこでも起こり得るという危機感を持って児童生徒へ指導する必要がある。その際、家庭や地域と連携して指導を進め、特に保護者に対して、学校と共通の認識を持って指導するよう働きかけることが大切である。

また、喫煙、飲酒に関しては、健康障害が社会問題になっているとともに、薬物乱用の入り口とも言われていることから、小学校から発達の段階に応じて指導することが重要である。

<対策>

ア 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する内容が小学校学習指導要領の教科(体育)の中に位置付けられ、中学校、高等学校との体系化が図られている。各段階での指導内容と系統性を把握し、効果的に指導する。

イ 薬物乱用防止教室を学校保健計画に位置付け、保護者に参加を促して、年1回以上開催する。薬物乱用の恐ろしさを十分理解させるため、専門性を有した学校医、学校薬剤師、警察職員、保健所職員及び薬物乱用防止指導員等の協力を得て実施する。

ウ 「知識中心型」「脅し型」の教育だけではなく、自尊感情を高めたり、思考力・判断力等の育成を図る学習活動を取り入れたりして、適切な意志決定や行動選択の基礎を培う。

エ 授業参観等で保護者とともに考える学習の場を設定するなど、家庭や地域社会との連携を図りながら指導を行う。

評 価

- 薬物乱用防止教室を、学校保健計画に位置付け、保護者の参加を促し、年1回以上計画的に実施できたか。
- 専門性を有する外部講師の協力を得て、薬物乱用防止教室が開催できたか。
- 「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」（日本学校保健会 平成22年3月、平成23年1月、平成24年1月）、「薬物乱用防止教室マニュアル<改訂>」（日本学校保健会 平成20年4月）を参考に指導方法を工夫したか。
- 学校・家庭・地域が一体となって薬物乱用防止教育を進めることができたか。

(3) 性に関する指導・エイズ教育

<現状と課題>

性情報の氾濫等、性に関する意識や価値観が多様化するとともに、児童生徒を取り巻く家庭環境や社会環境も大きく変化している。

このような中、性に関する問題行動や若年層の性感染症が問題となっており、性に関する悩みや不安を抱える児童生徒も増加している。

学校における性に関する指導は、人格の完成を目指す「人間教育」の一貫であり、科学的知識を理解させるとともに、児童生徒が「生命尊重」、「人間尊重」、「男女平等」の精神に基づく正しい異性観を持ち、現在及び将来の生活における性に関する問題に対して、適切な意志決定や望ましい行動がとれるようにすることが大切である。

そのためには、児童生徒の実態を的確に把握し、①発達の段階を踏まえること、②学校全体で共通理解を図ること、③保護者の理解を得ることに配慮するなどして、効果的な性に関する指導を学校教育活動全体を通じて充実させる必要がある。

<対策>

ア 児童生徒の実態に応じた性に関する指導・エイズ教育の全体計画、年間指導計画を作成する。

イ 小学校、中学校、高等学校の保健学習に性に関する指導の内容が、児童生徒の発達段階に応じて示されている。学習指導要領に示された保健学習の内容を確実に指導する。

ウ 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの特性を生かしつつ、集団指導と個別指導を相互に補完して指導を進める。

エ 学校における性に関する指導の進め方については、「知識を活用した保健学習－性に関する指導編－、－感染症編－」（埼玉県教育委員会 平成23年2月、平成24年2月）、「学校における性教育実践のための事例集」（平成19年3月）、「同 第Ⅱ集」（平成21年3月）の活用を図る。

オ 指導の在り方や内容については、校内推進委員会等で、教職員の共通理解を図り指導する。その際、養護教諭、学校医、地域の関係機関等の専門家の参加・協力を得るなどして、効果的な指導を工夫する。

評 価

- 発達の段階を踏まえた効果的な指導となっているか。
- 学校全体の指導計画に基づき共通理解して実施しているか。
- 単なる避妊教育や予防教育のみでなく、性に関する適切な意志決定と行動選択ができるような指導になっているか。
- 保護者等に対しても理解と協力の得られる内容であるか。
- 「知識を活用した保健学習－性に関する指導編－、－感染症編－」（埼玉県教育委員会 平成 23 年 2 月、平成 24 年 2 月）「学校における性教育実践のための事例集」（埼玉県教育委員会 平成 19 年 3 月、平成 21 年 3 月）を活用しているか。

(4) 歯・口の健康づくり

<現状と課題>

児童生徒の歯や口の健康状態をみると、むし歯以外にも咀嚼などの口腔機能の未発達や小学校高学年以降の歯肉炎の増加、傷害による歯の喪失などの問題が指摘されており、その指導や対策の充実が求められている。

また、歯・口の健康に対する望ましい態度と習慣の育成は、学校での指導と相まって家庭での日常の実践が定着することでより効果が上がることから、保護者に対して健康的な生活習慣や食生活に努めるよう啓発し、協力を求める必要がある。

さらに、C O（要観察歯）・G O（歯周疾患要観察者）の児童生徒については、個別指導を実施し、継続的な観察と指導を行う必要がある。

◎ 平成 25 年度 埼玉県学校歯科保健状況調査（さいたま市を含む）

	一人平均DMF 歯数	むし歯処置歯率
小学校	0. 37本	81. 2%
中学校	1. 16本	74. 2%

<対策>

ア ヘルスプロモーションの考え方を生かし、歯・口の健康に関する学習を通して自律的な健康管理ができるような資質や能力を育成する視点を持ち、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の実情や発達の段階・障害等に応じた指導計画を作成する。

イ むし歯予防のみならず、歯肉炎の予防や摂食などの口腔機能の健全な発達、歯牙の外傷防止等、児童生徒の多様な課題に即した内容とする。

ウ 歯・口の健康づくりについては、「学校歯科保健参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり」（文部科学省 平成 23 年 3 月）を活用する。

評 価

- 健康診断の集計・分析などから各学校の実態に即した歯・口の健康づくりの実践はできたか。
- C O（要観察歯）・G O（歯周疾患要観察者）の児童生徒の継続的観察・指導を行ったか。
- 保護者や関係者等との共通理解を図り、連携して進めることができたか。

(5) 望ましい生活習慣づくり

<現状と課題>

児童生徒を取り巻く社会環境や生活様式の変化が、夜型生活の低年齢化や朝食欠食といった食生活の乱れ、日常的な身体活動の不足など児童生徒の健康状態に影響を与えていることが指摘されている。

また、健康教育は、小学校入学から高等学校卒業までの十数年にわたる長期間を生涯にわたる健康づくりの出発の場として、その基礎を培うことが求められている。将来においても健康な生活を送るために学校、家庭、地域が相互に綿密な連携を図り、望ましい生活習慣を身につけさせることが必要である。

<対策>

ア 定期健康診断などの結果を踏まえ、必要に応じて養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、学級担任、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師などによる個別または集団による保健指導を実施する。

イ 児童生徒の健康問題について協議するため、学校保健委員会や地域学校保健委員会を開催し、その解決に向け、学校、家庭、地域が連携を図る。

評 価

- 定期健康診断などから児童生徒個々の健康状況を把握し、課題解決に向けて保健指導などの対応を行ったか。
- 校内での共通理解のもと、保護者及び関係機関との連携を図った指導ができたか。

2 保健管理

学校における保健管理は、日常の健康観察、定期健康診断の実施と事後措置、健康相談、学校感染症の予防、学校環境衛生検査の実施と事後措置を通じて、児童生徒等の健康の保持・増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果を目的としている。

児童生徒の定期健康診断や日常の健康観察を通じて、心身の発達・発育段階を的確に踏まえ、健康診断後の事後措置（疾病等の通知、保健指導、健康相談等）、特に配慮する児童生徒への適切な対応が必要である。

また、学校においては、児童生徒の心身の健康にかかわる非常災害が発生することも想定し、適切な対応ができるよう危機管理体制を整備しておくとともに、家庭や地域と連携を図った健康相談が適切に行なわれるよう支援体制を整備しておく。

(1) 心身の管理

<現状と課題>

児童生徒の健康に関する情報を的確に把握するとともに、個人情報の保護などに配慮しつつ、児童生徒一人一人が自らの健康状態のデータを評価・活用することが大切である。

<対策>

ア 定期・臨時健康診断の適切な実施と事後措置の充実

- 自己の健康状態を理解させ、発育の発達に関心をもたせることのできる健康診断実施計画を作成する。また、計画の作成については学校医・学校歯科医等と十分に連携を図る。

- 「学校保健ハンドブック」(埼玉県教育委員会・埼玉県学校保健会 平成16年3月)や「児童生徒等の健康診断マニュアル(改訂版)」(日本学校保健会 平成18年3月)を活用し、職員会議や研修会等で担任を中心に全教職員でかかわる健康診断の意義や事後措置について共通理解を図る。
- 小・中学校の結核対策については、「学校における結核対策マニュアル(文部科学省 平成24年3月)」をもとに、適切な対応をする。

イ 学校感染症の予防

感染症の予防には、感染源対策、感染経路対策、感受性のある人への対策の3要素が重要である。

- 感染源対策としては、感染者の早期発見と治療であり、学校や家庭での健康観察の徹底、出席停止の措置等を行う。
- 感染経路対策としては、手洗いやうがいの励行、咳エチケット、おう吐物などの適正な処理、臨時休業措置等が重要である。
- 感受性のある人への対策としては、日常の健康の保持増進と予防接種、マスクの着用、手洗いやうがいの励行など個人の対応が重要であり、これらについて保健教育の充実が重要である。

さらには日頃より教職員に対する感染症の研修を行い、感染症発生時の役割分担の確認を行うことが必要である。

- 学校において感染症が発生した場合には「学校における感染症発生時の対応－第2版－」(埼玉県教育委員会・埼玉県学校保健会 平成24年12月)を参考に対応する。

ウ 危機管理体制の整備

けがや事故の発生時および、各学校で想定される危機管理事案(結核、麻しん、感染性胃腸炎、食物アレルギーによるアナフィラキシーショック、食中毒など)を例示し、それらが発生(休日、夜間を含む)した場合、迅速かつ適切な対応ができるよう、学校の実情に応じた危機管理マニュアルを作成し、職員会議等で全教職員の危機管理意識を高める。

エ 心身の健康問題を抱える児童生徒等への支援体制の工夫

- 各学校において、管理職、学級担任、生徒指導担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラーなどの教職員による校内の支援体制を整備する。
- 健康相談を充実させるために、児童生徒の言動から、問題行動の背景や要因を的確に把握し、問題を見極め、必要に応じて専門機関等と連携を図り支援方法を検討する。
- 事例報告会や事例検討会等を計画的、継続的に実施する。
- 非常災害時における子どもの心身の健康問題に適切な対応をするために「子どもの心のケアのために一震災や事件・事故発生時を中心に一(文部科学省 平成22年7月)」を活用する。

評 価

- 教職員や児童生徒が、健康診断の意義を理解し、適切に実施できたか。
- 健康診断の事後措置を実施し、児童生徒等の心身の健康づくりが推進できたか。
- 感染症予防対策が取られているか。
- 危機管理マニュアルが作成され、職員全員に周知されているか。
- 心身の健康課題を見極め、校内外の連携を図り、支援体制がとれたか。

(2) 学校環境衛生活動の推進

<現状と課題>

学校環境衛生活動を円滑に推進するに当たっては、学校の教職員（学校医、学校薬剤師を含む）が、児童生徒の心身の健康の保持増進を図るために必要な活動であることを共通理解するとともに、それぞれの職務の特性を生かした役割について、学校保健計画や校務分掌等により明確にする必要がある。

平成21年4月1日に施行された学校保健安全法第6条で「学校環境衛生基準」が定められ、検査を実施することと定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録について検査の日から5年間保管することが義務づけられた。さらに、検査に必要な施設・設備等の図面等の書類は、必要に応じ閲覧できるよう保存する必要がある。

<対策>

ア 学校環境衛生活動の実施計画の策定

学校保健安全法第5条に規定されている学校保健計画には、環境衛生検査に関する事項についても計画を策定し実施するよう定めている。この計画は、前年度の実施結果等を踏まえ、気候や学校行事を考慮し、学校薬剤師等の助言及び協力を得て策定する。

イ 学校環境衛生活動

学校環境衛生活動は、定期検査、日常点検、臨時検査に分けられる。日常点検は校務分掌等に基づいて点検すべき事項について授業開始時や授業中、又は授業終了時など適切な時に、主として感覚的にその点検をし、必要に応じて事後措置を講ずるためのものであり、それらの結果に基づいて定期検査及び臨時検査の実施に役立てるようにする。また、学校環境衛生活動は、身の回りの環境がどのように維持されているかを知る保健教育の一環として、児童生徒が学校環境衛生の検査をする等の活動も考えられる。

ウ 教室等の環境

机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入に当たっては、化学物質の放散の少ないものを選定するよう配慮し、搬入後は教室内の換気を十分に行うとともに揮発性有機化合物が基準値以下であることを確認する。

揮発性有機化合物に起因する健康問題が発生、又は発生の恐れがある場合は、「健康的な学習環境を維持管理するために（平成24年1月 文部科学省）」等を参考にして対応するとともに、必要に応じ学校薬剤師等の指導・助言を受け、原因調査、環境検査等を実施する。

また、体質等でごく微量の化学物質にも過敏に反応する児童生徒がいる場合は、保護者と相談・協議し、相互に共通認識をもって、個々の実情に応じ適切な配慮をする。

エ 飲料水の安全管理

飲料水を管理する上で、残留塩素の測定及び記録は重要である。この測定及び記録は、夏季休業中であっても児童生徒が学校に来ている日は、必ず実施する。

また、継続して残留塩素が検出されない場合は、二次的な消毒設備の増設等をする。

オ [改訂版]学校環境衛生管理マニュアルの活用について

学校環境衛生活動の円滑な実施にあたっては、既に配布している[改訂版]学校環境衛生管理マニュアル（平成22年3月 文部科学省）を参考とする。

評 価

- 年間計画に基づき学校環境衛生基準で定める定期検査及び日常点検を実施できたか。また、不適事項等のあった場合は速やかに改善できたか。
- 児童生徒、教職員、保護者等がそれぞれ役割分担した計画的、組織的な学校環境衛生活動を実践できたか。
- 揮発性有機化合物に起因する健康被害の発生はなかったか、健康被害の発生があった場合、適切な対応ができたか。(化学物質に過敏に反応する児童のいる学校にあっては、適切な個別配慮ができたか。)

3 組織活動（学校保健委員会）

<現状と課題>

複雑化、多様化している子供の現代的な健康問題を解決するためには、学校内の組織体制が充実していることが基本であり、全ての教職員が共通の認識を持ち、取り組むことが必要である。「学校保健委員会」は健康課題をテーマにして学校関係者が研究協議を行い、学校における健康教育を推進する学校内の保健活動の中心組織である。委員会を通して校内の協力体制の整備はもとより、外部の専門家の協力を得るなど家庭、地域社会の関係機関との連携を図り活性化を図る。さらに、地域にある幼稚園や小・中・高等学校の学校保健委員会が連携して地域学校保健委員会の設置の促進に努めることが効果的であり、保健主事が中心となって運営することとされている。

埼玉県は小・中・高等学校とも100%設置されているが、その内容の質的な向上が課題である。（「平成25年度埼玉県健康教育実践状況調査」より）

学校保健委員会を通じて、学校内の保健活動の中心として機能するだけでなく、学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動を展開することが可能となることから、その活性化を図っていくことが必要である。

このため、各学校において、学校保健委員会の位置付けを明確化し、先進的な取り組みを進めている地域の実践事例を参考にすることで、質の向上や地域間格差の是正を図ることが必要である。
(中央教育審議会答申 平成20年1月17日)

<対策>

- ア 保健主事を中心に養護教諭・保健部員の協力のもとに学校保健計画に基づき、すべての教職員で学校保健を推進することができるよう組織体制の整備を図る。
- イ 事前にアンケート調査等から学校の実態を把握し「テーマ」を決定する。
- ウ 講義、講演のみでなく、児童生徒等保健委員会、保護者、学校医等がそれぞれの立場から積極的に発表、質問、助言等ができるよう準備、運営する。

評 価

- 学校の実態にあったテーマとなっているか。
- 計画に基づき共通理解をして実施しているか。
- 学校保健委員会の事後に課題解決のために具体的に活動できたか。
- 委員会の内容や事後の活動を評価し、保健だより等で職員や保護者に啓発したか。
- 「保健主事のための実務ハンドブック(文部科学省 平成22年3月)を活用しているか。

平成25年11月26日（火） 第5時限 体育館
 第3学年1組 男子19名 女子20名
 川越市立富士見中学校 教諭 木場 圭代(T1)
 養護教諭 渡辺 広美(T2)

1 単元名 「健康な生活と疾病の予防」 Ⅰ 感染症の予防

2 単元について

小学校で病気の起こり方や予防などについて、「病原体がもとになって起こる病気の予防には、病原体が体に入るのを防ぐこと、体の抵抗力を高めておくことが必要であること」を学習している。

本単元では、人間の健康は、主体と環境がかかわり合って成り立つこと、健康を保持増進し、疾病を予防するためには、それにかかわる要因に対する適切な対策があることについて理解できるようにする必要がある。

小単元「感染症の予防」は、感染症の原因やその予防について科学的に理解させることにより、自らの健康を適切に管理し改善していく思考力や判断力等の資質や能力を育成することを目指している。

感染症は、病原体が主な要因となって発生すること。また、感染症の多くは、発生源をなくすこと、感染経路を遮断すること、主体の抵抗力を高めることによって予防できることについて理解できるようにする単元である。また、中学生期は、異性への関心を強く持つようになり、異性と交際したいという欲求が高まる時期である。性に対する規範意識の希薄化が進んでいる社会環境の中で、エイズ及び性感染症の増加傾向とその低年齢化が社会問題になっていることから、その疾病概念や感染経路について理解できるようにするとともに、予防方法を身に付ける必要があることを理解できるようにする単元である。

3 生徒の実態

本クラスは、明るく団結力があり、男女仲が良く何事にも一生懸命に取り組む生徒が多いクラスである。

事前のアンケートによると、学校の授業での好きな学習方法は、実験や実習をする場面、ビデオやパソコンを見たり操作したりする場面、友だちと話し合いをする場面上位に上げている。また、健康に関することでしっかり学びたいことは、病気の予防や生活習慣に関すること、ケガの予防や応急手当に関することが上位となった。保健学習の授業でも「もっと色々なことを知りたい」「正しい知識を持ちたい」という意欲を持つ生徒が多く、学習に対する意識は高い。話し合い活動にも積極的で、課題に対して真剣に取り組もうという意欲が見られる。特に、班活動の中で、友人と意見交換したり友人の新たな考え方に触れたり、話し合い活動から学んでいる様子が伺える。小学生の頃に、病原体がもとになって起こる病気の予防は、病原体が体に入るのを防ぐこと、体の抵抗力を高めることが必要であることを学んできている。

4 教師の指導観

本単元では、感染症の原因やその予防について、事例を通して実感的に理解できるようにしたい。感染症の予防3原則を学習することで、感染症の多くは予防できることを理解させたい。なかでも性感染症は、身近に迫っている問題であることを知らせ、その感染やまん延の原因が性に関する正しい知識の不足や性に関する規範意識の薄さにあることを理解させるとともに、生徒をとりまく社会状況を踏まえながら、予防方法を知り、正しい判断力を持って、性感染症から自分やパートナーの体を守る必要があることを理解できるようにしたい。

中学生期は性に関する興味や関心が高まり、好奇心が強くなる時期であるが、恥ずかしさや照れくささ

があり、性に関することを話し合うことには抵抗感をもっていることが考えられる。そこで、以下の手立てを行い、学習計画を作成し、正しい知識と判断力を持って、自分の人生を大切に生きて行こうとする気持ちを持たせられる授業を行う。

- ① 少人数の同性グループでのグループディスカッションを中心に学習を進め、質問に対する答えを予想する中で、一人一人の意見を発表したり、考えを深めたりしやすくする。
- ② 質問の答えは、データ等ではっきりと伝え、学習内容について正しく理解できるようにする。
- ③ エイズの予防では、感染症の多くは予防3原則で予防できることから、前時と関連させ授業を進めるとともに、性感染症としてエイズを学習する。

5 単元の目標

- (1) 感染症の予防について関心を持ち、学習活動に意欲的に取り組むことができるようにする。
【関心・意欲・態度】
- (2) 感染症の予防について、課題の解決を目指して、知識を活用した学習活動などにより、科学的に考え、判断し、それらを表すことができるようにする。
【思考・判断】
- (3) 感染症の予防について、課題の解決に役立つ基礎的な事項及びそれらと生活とのかかわりを理解することができるようにする。
【知識・理解】

6 評価規準

	単元の評価規準	学習活動に即した評価規準
関心・意欲・態度	感染症の予防について関心を持ち、学習活動に意欲的に取り組もうとしている。	① 感染症の予防について、健康に関する資料を見たり、自分たちの生活を振り返ったりするなどの学習活動に意欲的に取り組もうとしている。 ② 感染症の予防について、課題の解決に向けての話合いや意見交換などの学習活動に意欲的に取り組もうとしている。
思考・判断	感染症の予防について、課題の解決を目指して、知識を活用した学習活動などにより、科学的に考え、判断し、それらを表している。	① 感染症の予防について、学習したことや健康に関する資料等で調べたことを基に、課題や解決の方法を見付けたり、選んだりするなどして、それらを説明している。 ② 感染症の予防について、学習したことを自分たちの生活や事例などと比較したり、関係を見付けたりするなどして、筋道を立ててそれらを説明している。
知識・理解	感染症の予防について、課題の解決に役立つ基礎的な事項及びそれらと生活とのかかわりを理解している。	① 感染症は、病原体が身体に進入して発病することや発病には、自然環境、社会環境、主体などの条件が関係していることについて、言ったり、書き出したりしている。 ② 感染症を予防するには、発生源をなくすこと、感染経路を遮断すること、身体の抵抗力を高めることが有効であることについて、言ったり、書き出したりしている。 ③ 性感染症の疾病の概念や感染経路、予防方法を身に付ける必要があることについて、言ったり、書き出したりしている。 ④ エイズの疾病の概念や感染経路、予防方法を身に付ける必要があることについて、言ったり、書き出したりしている。

7 単元の指導と評価計画（全4時間）

時	学習内容・ねらい	関	思	知	評価方法
1	<p>「感染症と病原体」</p> <p>I ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> • 感染症の予防について、学習したことを自分たちの生活や事例などと比較したり、関係を見付けたりするなどして、筋道を立ててそれらを説明することができる。 • 感染症は、病原体が身体に進入して発病することや発病には、自然環境、社会環境、主体などの条件が関係していることについて言ったり、書き出したりすることができる。 <p>II 学習活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 感染を体感する実験を行う。 2 感染症は、病原体の感染によって起こる病気であることについて確認する。 3 病原体の身体への侵入について個人で考えをまとめた後、グループで話し合う。 4 感染症の発生の要因について、事例をもとにグループで考える。 5 感染症の発生の要因には、主体の状況、自然環境、社会環境があることを確認する。 6 本時のまとめをする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><指導すべき内容></p> <ul style="list-style-type: none"> • 感染症は、病原体が環境を通じて主体へ感染することで起こる病気であること • 発病には、自然環境、社会環境、主体などの条件が関係していること </div>				<p>① 観察 ワークシート</p> <p>② 観察 ワークシート ワークシート</p>
2	<p>「感染症の予防」</p> <p>I ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> • 感染症の予防について、課題の解決に向けての話合いや意見交換などの学習活動に意欲的に取り組むことができる。 • 感染症を予防するには、発生源をなくすこと、感染経路を遮断すること、身体の抵抗力を高めることが有効であることについて言ったり、書き出したりすることができる。 <p>II 学習活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ロンドンに広がっていったコレラの原因を個人で考えた後、グループで話し合う。 2 スノーが取った対策を個人で考えた後、グループで話し合う。 3 感染症を予防する方法について知る。 4 インフルエンザの予防対策を予防3原則で分類する。 5 本時のまとめをする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><指導すべき内容></p> <ul style="list-style-type: none"> • 感染症を予防するには、発生源をなくすこと、感染経路を遮断すること、身体の抵抗力を高めることが有効であること </div>		②		<p>② 観察 ワークシート</p> <p>② 観察 ワークシート</p>

<p>3</p>	<p>「性感染症の予防」</p> <p>I ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> • 感染症の予防について、健康に関する資料を見たり、自分たちの生活を振り返ったりするなどの学習活動に意欲的に取り組むことができる。 • 性感染症の疾病の概念や感染経路について理解し、予防方法を身に付ける必要があることについて言ったり、書き出したりすることができる。 <p>II 学習活動</p> <p>1 資料を読み、吟子の病気が何であるかを考える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>〈指導すべき内容〉 性的接触により感染する病気のことを性感染症ということ</p> </div> <p>2 性感染症について知る。</p> <p>3 性感染症についての現状を知る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>〈指導すべき内容〉 性感染症は増加傾向にあり、低年齢化していること</p> </div> <p>4 現代の性感染症の原因について考える。</p> <p>5 性感染症を予防したり、広がりを防いだりする方法を考える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>〈指導すべき内容〉 予防方法を身に付ける必要があること</p> </div> <p>6 本時のまとめをする。</p>	<p>①</p>		<p>③</p>	<p>観察 ワークシート</p> <p>観察 ワークシート</p>
<p>④</p>	<p>「エイズの予防」</p> <p>I ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> • 感染症の予防について、学習したことや健康に関する資料等で調べたことを基に、課題や解決の方法を見付けたり、選んだりするなどして、それらを説明することができる。 • エイズの疾病の概念や感染経路について理解し、予防方法を身に付ける必要があることについて言ったり、書き出したりすることができる。 <p>II 学習活動</p> <p>1 今までの感染症の学習を振り返り、感染症の予防3原則について確認する。</p> <p>2 本時のねらいを知る。</p> <p>3 エイズについての理解の状況を確認する。</p> <p>4 エイズの疾病概念について知る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>〈指導すべき内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • エイズの病原体はヒト免疫不全ウイルス（HIV）であること。疾病概念、感染経路 </div> <p>5 HIV感染者の動向について知る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>〈指導すべき内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 近年、増加傾向が社会問題になっていること </div>				

<p><指導すべき内容> ・エイズの主な感染経路は性的接触であること</p>		①		<p>観察 ワークシート ワークシート</p>
<p>6 エイズの疾病概念や感染経路、HIV 感染者などの情報から、増加傾向の理由を考える。 7 本時の学習をもとに、性感染症に感染することなく、これからの人生を健康で明るい気持ちで送るために、どんなことに心がけて行くことが大切か考える。</p>			④	
<p><指導すべき内容> ・近年、HIV感染者の増加傾向とその低年齢化が社会的問題になっていることから、予防法を身に付ける必要があること</p>				
<p>8 本時及び本単元のまとめをする。</p>				
<p><指導すべき内容> ・感染症を予防するには、発生源をなくすこと、感染経路を遮断すること、身体の抵抗力を高めることが有効であること</p>				

8 本時の学習と指導 (4/4)

(1) ねらい

- 感染症の予防について、学習したことや健康に関する資料等で調べたことを基に、課題や解決の方法を見付けたり、選んだりするなどして、それらを説明することができる。 【思考・判断】
- エイズの疾病概念や感染経路について理解し、予防方法を身に付ける必要があることについて言ったり、書き出したりすることができる。 【知識・理解】

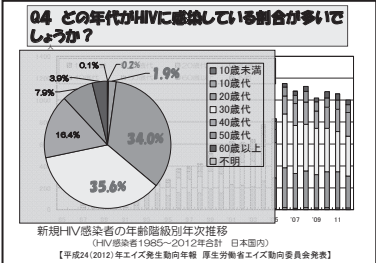
(2) 資料及び準備するもの

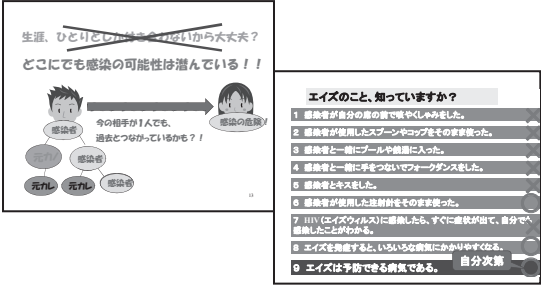
ワークシート・パソコン・プロジェクター

(3) 展開

時間	学習内容・活動	指導上の留意点 (指導○ 評価◆)
導入 5分	<p>1 前時の性感染症の学習を振り返る。</p> <p>2 本時のねらいを知る。</p> <div data-bbox="280 719 1166 792" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <h3>エイズとその予防について考えよう</h3> </div> <p>3 エイズについて知っているか確認をする。</p> <p>(1) エイズについての○×クイズをする。</p> <div data-bbox="309 904 632 1128" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>エイズのこと、知っていますか？</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 感染者が自分の顔の前で咳やくしゃみをした。 2 感染者が使用したスプーンやコップをそのまま使った。 3 感染者と一緒にプールや銭湯に入った。 4 感染者と一緒に手をつないでフォークダンスをした。 5 感染者とキスをした。 6 感染者が使用した注射針をそのまま使った。 7 HIV (エイズウィルス) に感染したら、すぐに症状が出て、自分でも感染したことがわかる。 8 エイズを発症すると、いろいろな病気にかかりやすくなる。 9 エイズは予防できる病気である。 </div>	<p>T1</p> <p>○性感染症の予防方法について確認する。</p> <p>○ワークシート (No.5) を配布し、記入させる。</p> <p>○エイズについて、○×クイズを行うことにより積極的に参加できるようにする。</p> <p>○ここでは答えを公表せず、今日の授業で理解を深め、これからの授業で明らかにすることを告げる。</p>
展開 40分	<p>4 エイズの疾病概念と感染経路について考え、理解する。</p> <div data-bbox="240 1240 986 1301" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>Q1 エイズってどんな病気なんだろう。</p> </div> <p>(1) エイズについて知っていることを発表する。</p> <div data-bbox="320 1391 668 1592" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><予想される反応></p> <ul style="list-style-type: none"> • うつる病気 • 治らない病気 • 薬害 • 血液でうつる </div> <p>(2) エイズが医学的に問題になるのは、どんな病気だからか知る。</p> <div data-bbox="188 1756 810 2054" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>AIDS(エイズ)とは 病気のこと</p> <p>acquired immune deficiency syndrome</p> <p>獲得性 (生れつきではない) 免疫 (ウイルスや細菌から体を守る力) 不全 (うまく働かなくなって) 症候群 (いろいろな症状がある)</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>HIVとは エイズの原因となるウイルスのこと</p> <p>human immunodeficiency virus</p> <p>ただにうつる病気をいふ</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>HIVはどこに潜んでいるのか</p> <p>血液、精液、唾液、母乳</p> <p>感染力の弱いウイルス</p> <p>熱 水 空気 塩素</p> <p>・人間の体内から出ると長く生きられない。 ・健康な皮膚(傷口のない)からは入れない。</p> </div> </div>	<p>T1</p> <p>○現時点でのエイズに関する知識を確認するとともに、課題意識をもたせる。</p> <p>○挙手により、自由に発表させる。</p> <p>○なるべく多くの意見を集め、発言の正誤については、これからの授業で明らかにすることを伝える。</p> <p>T2</p> <p>○資料を提示し説明する。</p> <p>○エイズとHIVについて、疾病概念・感染経路の説明をする。</p> <p>○治す薬がないことや免疫不全を起こすため、発病すると治らない感染症であることを伝えるとともに、発症する前に薬を飲めば、エイズ発症を抑えたり、遅らせたりする薬が開発されていることを伝える。</p>

時間	学習内容・活動	指導上の留意点（指導○ 評価◆）
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">展開 40分</p>	<p>(3)エイズの感染経路を確認し、導入のO×クイズをもう1度行う。</p> <div data-bbox="316 369 683 631" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">エイズってどんな病気？</p> <p>エイズは、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)によって引き起こされる病気です。</p> </div> <div data-bbox="272 645 770 786" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>—指導すべき内容— エイズの病原体はヒト免疫不全ウイルス(HIV)であること・疾病概念・感染経路</p> </div> <p>5 HIV感染者の動向を知る。</p>	<p>T2 OHIVは、感染力の弱いウィルスであり、感染経路さえ気をつければ、日常の生活ではうつらないことを知らせる。 O3つの感染経路と、エイズ発症まで長い人では10年以上かかることもあることを知らせる。 O3つの感染経路のうち、血液感染(血液製剤や輸血)と母子感染の2つについては、感染予防対策が充実し、感染を防ぐことができるようになってきていることを知らせる。</p> <p>T1 O導入のO×クイズをもう1度行わせ、T2が解説する。</p>
	<p>Q2 HIV感染者(エイズ患者を含む)は、どれくらいいるだろうか。</p> <p>(1)日本のHIV感染者とエイズ患者の新規報告数から、日本の動向を知る。</p> <div data-bbox="316 1070 694 1361" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">日本のHIV感染者とAIDS患者 新規報告数の年次推移</p> <p>1日に約4人が新規HIV感染者または新規AIDS患者として報告 ※10代の感染者も毎年報告されています</p> </div> <div data-bbox="240 1375 788 1487" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>—指導すべき内容— 近年、増加傾向が社会問題になっていること。</p> </div> <p>Q3 約9割を占めるこの感染経路は、何だろう。</p> <p>(2)HIV感染者の感染経路別内訳グラフから、感染経路を予想する。</p> <div data-bbox="327 1686 694 1944" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">Q3 約9割を占めるこの感染経路は、何でしょう。</p> </div> <div data-bbox="261 1957 807 2069" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>—指導すべき内容— エイズのその主な感染経路は性的接触であること。</p> </div>	<p>T1 OH24年中のHIV感染者とエイズ患者の新規報告数を予想させる。 ①500件 ②1500件 ③5000件</p> <p>T2 O資料を提示し説明する。 O日本においても、1日平均2.8人がHIVに感染し、1日平均1.2人がエイズを発症していることを伝え、増加傾向が社会問題になっていることを知らせる。</p> <p>T1 O資料を提示し、考えさせる。 Oエイズの3つの感染経路をもう一度確認し、グラフの項目と照合させる。</p> <p>T2 OHIV感染者の感染経路別内訳から、性的接触による感染がほとんどであることを知らせる。</p>

時間	学習内容・活動	指導上の留意点（指導○ 評価◆）
展開 40分	<p>Q4 どの世代がHIVに感染している割合が多だろう。</p> <p>(3)HIV感染者の年齢層別内訳グラフから、感染者の多い年代を予想する。</p>  <p>新規HIV感染者の年齢層別年次推移 (HIV感染者1985～2012年合計 日本国内) 【平成24(2012)年エイズ発生動向年報 厚生労働省エイズ動向委員会発表】</p> <p>6 エイズの疾病概念や感染経路、HIV感染者の動向などの情報から、増加傾向の理由を考える。</p>	<p>T1 ○資料を提示し、考えさせる。</p> <p>T2 ○HIV感染者のおよそ7割が20歳代及び30歳代であることを伝え、自分たちも人ごとではないことを知らせる。</p> <p>T1 ○これまで学んだ学習を確認させる。 <ul style="list-style-type: none"> • 主な感染経路は性的接触である。 • ふつうの生活では感染しない。 • 若者に多い（低年齢化）。 • 感染者が年々増加している。 </p>
	<p>Q5 これだけ多くのことが解明されているエイズなのに、どうして感染者は増え続けているのだろうか？</p> <p><予想される反応></p> <ul style="list-style-type: none"> • 潜伏期間が長いから。 • 本人が感染したことに気づかないから。 • 性的接触の予防対策ができていないから。 • エイズについて知らない人が多いから。 • 検査や治療を受けないから。 • 未知の感染経路があるのでは。 	<p>T1 ○ワークシート（No.6）を配布する。 ○個々に考え記入させた後、4名程度の男女別のグループで話し合わせる。 ◆感染症の予防について、学習したことや健康に関する資料等で調べたことを基に、課題や解決の方法を見付けるなどして、それらを説明することができる。【思考・判断】</p> <p>「努力を要する」状況（C）と判断できる生徒への手だて このような状況は、学習内容について、資料の見方がわからない、資料と学習したことが結び付かないといった原因が考えられるため、教科書等の資料について説明するなど個別の働きかけを行う。</p> <p>T1 ○いくつかのグループに出た意見を発表させ、クラス全員で考えを深められるようにする。 ○ひとりひとりが知識を身につける重要性を伝える。</p>

時間	学習内容・活動	指導上の留意点（指導○ 評価◆）
<p>展開 40分</p>	<p>7 本時の学習をもとに、性感染症に感染することなく、これからの人生を健康で明るい気持ちで送るために、どんなことに心がけていくことが大切か考える。</p>  <p>—指導すべき内容— 近年増加傾向とその低年齢化が社会的問題になっていることから、予防法を身に付ける必要があること。</p>	<p>T1 ○たった一度の性的接触でも HIV に感染する可能性があり、自覚症状のない時期が長いので、気付かないうちに他人に感染させてしまうことについて気づかせる。</p> <p>T2 ○前時の性感染症の授業を振り返り、予防方法についてまとめる。 ①最も有効な予防法は、性的接触をしないこと ②感染症や予防について正しい知識を持つこと ③正しい判断力を持つことが大切であること ○将来むやみに性的接触をしないことも大切であることを知らせクイズ第9問の回答につなげる。 ○主な感染経路は性的接触であることから、感染を予防するには性的接触をしないこととともに、コンドームを使うことなどが有効であることについても触れる。</p>
	<p>Q6 わたしたちは、エイズを含め性感染症に感染することなく、これからの人生を健康で明るい気持ちで送るために、どんなことを心がけて生活していくことが大切でしょうか。</p> <p><予想される反応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・正しい知識と判断力を持って生活する。 ・簡単に性的接触をしない。 ・感染の危険を感じたら、早めに検査や治療を受ける。 ・パートナーと何でも話し合える関係を築く。 	<p>T1 ○個々に学習カードへ記入させ、数人の生徒に発表させる。 ◆エイズの疾病概念や感染経路について理解し、また、予防法を身に付ける必要があることについて書き出すことができる。 【知識・理解】</p> <p>「努力を要する」状況（C）と判断できる生徒への手だて このような状況は、学習内容について理解できていないことが原因として考えられるため、教科書やワークシートを参考にしたり、学習を振り返らせたりし、個別に説明する。</p>
<p>まとめ 5分</p>	<p>8 本時及び本単元のまとめをする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本時及び本単元を振り返るとともに、教師のまとめの話を聞く。 <p>—指導すべき内容—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症を予防するには、発生源をなくすこと、感染経路を遮断すること、身体の抵抗力を高めることが有効であること 	<p>T2 ○多くの感染症は予防3原則で予防できることを再確認し保健室での個別対応について知らせる。</p> <p>T1 ○性感染症は、身近に迫っている問題であり、その感染やまん延の原因が性に関する正しい知識の不足や性に関する規範意識の薄さにあることを</p>

時間	学習内容・活動	指導上の留意点 (指導○ 評価◆)
まとめ 5分		確認するとともに、予防方法を知り、正しい判断力を持って、性感染症から自分やパートナーの体を守る必要があることを伝え、まとめとする。

板書計画

<板書1>

性感染症

性的な接触により感染する病気のこと

<予防方法>
 ☆性的な接触をしないこと
 ☆性感染症やその予防について正しい知識を持つこと
 ☆より良く生きるための正しい判断力を持つこと

エイズってどんな病気?
 エイズは、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)によって引き起こされる病気です。

感染源: HIV (血液、精液、膣分泌液、母乳)
 感染経路: 血液感染、母子感染、性的接触
 HIV感染 → 無症状 (10年以上感染しつづける場合もある) → エイズ発症

エイズとその予防について考えよう

Acquired Immuno Deficiency Syndrome

AIDS 後天性免疫不全症候群

HIV (ヒト免疫不全ウイルス)
 感染力弱い・日常生活ではうつらない

HIVはどこに潜んでいるのか
 血液、精液、膣分泌液、母乳

感染力の弱いウイルス

要点: 熱、水、空気、塩素

- 人間の体内から出ると長く生きられない。
- 健康な皮膚(傷口のない)からは入れない。

<主な感染経路>
性的接触

日本のHIV感染数とAIDS患者新規報告数の年次推移
 1日に約4人が新規HIV感染者または新規AIDS患者として報告 ※10代の感染者も毎年報告されています。

増加傾向

1002人 (2017年)
 447人 (2016年)

2000年(12月)までの報告数: HIV感染者 14,708人、AIDS患者 9,719人

【平成24(2012)年～平成27(2015)年エイズ発生動向年報 厚生労働省エイズ対策委員会発表】

エイズ

- ・感染する病気
- ・血液の病気

<社会問題>

増加傾向

低年齢化

<板書2>

1班	4班	7班
2班	5班	8班
3班	6班	9班
<p><感染症予防3原則></p> <ul style="list-style-type: none"> ○発生源をなくすこと ○感染経路を断つこと ○からだの抵抗力を高めること 		
		10班

Ⅱ 学校安全の推進

1 学校安全推進のために

(1) 学校安全とは

学校安全は、児童生徒が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。

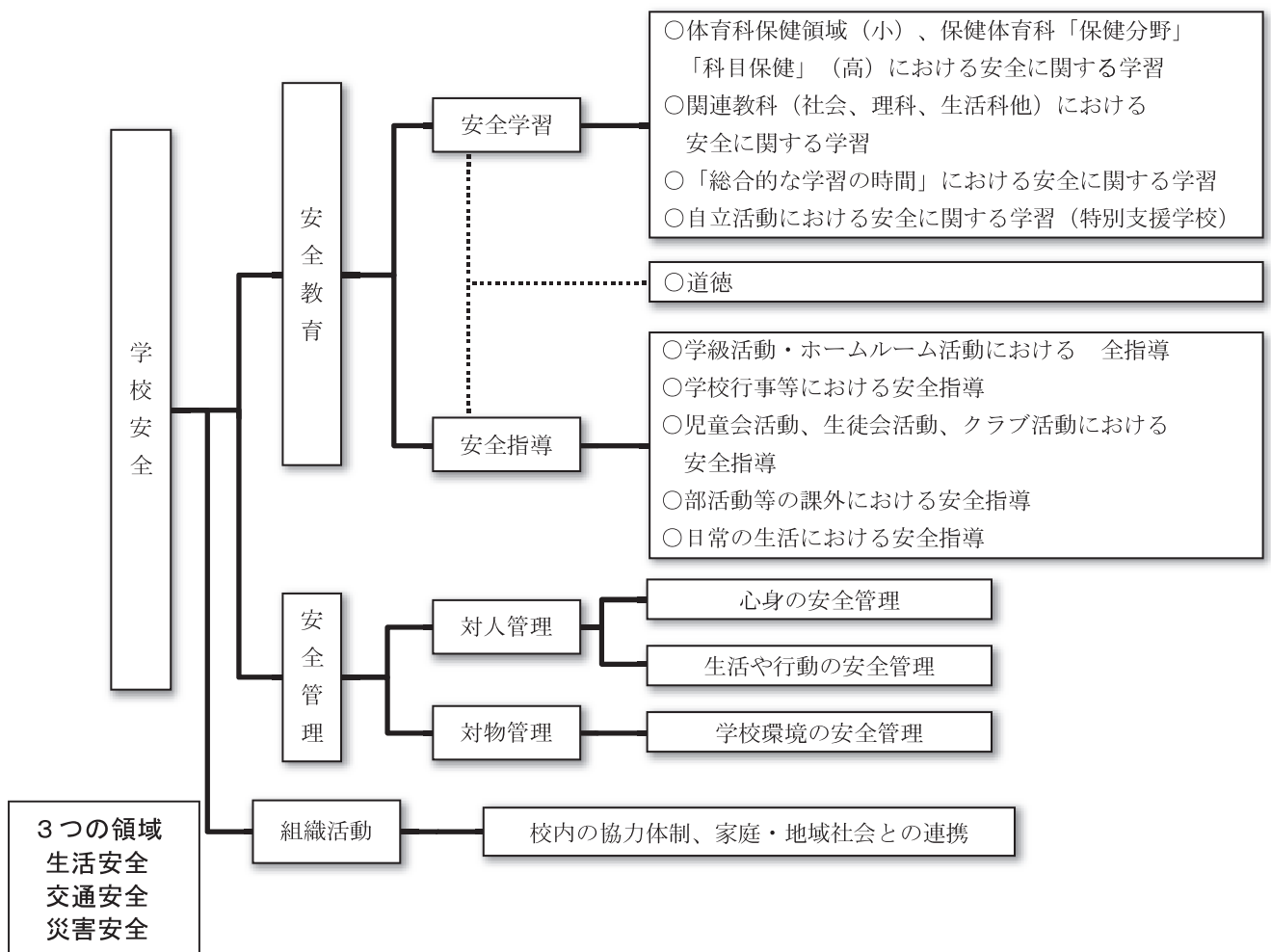
学校安全の活動としては、「安全教育」「安全管理」、そして両者の活動を円滑に進めるための「組織活動」から構成されている。

安全教育には、安全について適切な意志決定ができるようにすることをねらいとする「安全学習」、当面している、または近い将来当面するであろう安全に関する問題を取り上げ、安全の保持増進に関するより実践的な能力や態度等の形成を目指して行う「安全指導」の側面がある。

安全管理は、児童生徒等の心身状態の管理、様々な生活や行動の管理からなる「対人管理」、学校の環境の管理である「対物管理」から構成される。

安全教育と安全管理を効果的に進めるためには、学校の教職員研修、児童生徒等を含めた校内の協力体制や家庭及び地域社会との連携を深めながら、学校安全に関する「組織活動」を円滑に進めていくことが必要である。

また、学校安全の領域としては、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3つから構成されている。「生活安全」では日常生活で起こる事件・事故災害を、「交通安全」では様々な交通場面における危険を、「災害安全」では、地震、津波、風水害、火災のような自然災害を取り扱う。



(2) 安全教育

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養うことを目指して行われるものである。

ア 生活安全に関する内容

日常生活で起こる事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動できるようにする。

(危険の理解と安全確保)

- ・ 学校生活や各教科、総合的な学習の時間などの学習時における危険の理解と安全確保
- ・ 運動会、校内競技会等の体育的行事における危険の理解と安全確保
- ・ 遠足・旅行等、勤労生産・奉仕的行事等における危険の理解と安全確保
- ・ 登下校時、家庭生活などにおける危険の理解と安全確保
- ・ 事故発生時の通報と応急手当
- ・ 誘拐、傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方など、学校や地域での犯罪被害の防止
- ・ 施設設備の状態の把握と安全な環境づくり

イ 交通安全に関する内容

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車等の利用ができるようにする。また、交通の方法に関する教則（国家公安委員会告示）の徹底や埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例（平成24年4月施行）を推進する。

(危険の理解と安全な行動の仕方)

- ・ 道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方
- ・ 自転車の点検・整備と正しい乗り方
- ・ 自動車の特性の理解と自動車乗車時の安全な行動の仕方
- ・ 交通法規の正しい理解と遵守
- ・ 運転者の義務と責任についての理解と安全な行動の仕方

ウ 災害安全（防災）に関する内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

(危険の理解と安全な行動の仕方)

- ・ 火災発生時における危険と安全な行動の仕方
- ・ 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ・ 風水害、落雷等の気象災害発生時における危険と安全な行動の仕方
- ・ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方と安全な行動の仕方
- ・ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- ・ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- ・ 災害時における心のケア

(3) 安全管理

児童生徒の安全を確保するための環境を整えることを目指して行われるものである。

事故の要因となる学校環境や児童生徒の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一事件・事故が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立する。

ア 安全管理の留意事項

安全教育と安全管理の一体的な活動を展開することによって、はじめて学校における安全が確保できるものである。

安全管理は、結果として児童生徒の安全を確保することだけにとどまらない。安全管理における環境整備等は、児童生徒がより安全な行動を意志決定したり、行動選択したりすることを促すことにもつながる。

また、安全管理を行う主体は、原則として校長をはじめとする教職員であるが、児童生徒が安全管理に適宜参加することにより、児童生徒の身近な生活における安全管理の能力を向上させることも期待できる。

イ 安全管理の内容

生活安全	<p>ア 施設・設備、器具、用具等の安全点検</p> <p>イ 各教科、学校行事、クラブ活動・部活動、休憩時間その他における学校生活の安全のきまり・約束等の設定、安全を確保するための方法等に関する事項</p> <p>ウ 生活安全に関する意識や行動、事件・事故災害の発生状況等の調査</p> <p>エ 校内及び地域における誘拐や傷害などの犯罪被害防止対策及び緊急通報等の体制に関する事項</p> <p>オ その他必要な事項</p>
交通安全	<p>ア 通学路の設定と安全点検</p> <p>イ 通学に関する安全の決まり・約束等の設定</p> <p>ウ 自転車、二輪車、自動車（定時制高校の場合）の使用に関する決まりの設定</p> <p>エ 交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査</p> <p>オ その他必要な事項</p> <p>※ 通学に関しては、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点も考慮すること。</p>
災害安全	<p>ア 防災のための組織づくり、連絡方法の設定</p> <p>イ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保</p> <p>ウ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定</p> <p>エ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査</p> <p>オ その他必要な事項</p> <p>※ 災害安全では、自然災害以外の火災なども取り上げること。</p>
3領域にまたがる項目	<p>ア 学校環境の安全管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎内、外等の安全管理 ・災害等発生に備えた安全管理 <p>イ 事件・事故災害発生時の危機管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険等発生時対処要領（いわゆる危機管理マニュアル）の作成・周知 ・事件・事故災害発生時の救急及び緊急連絡体制 ・火災、地震、津波、風水（雪）害等災害発生時等の安全措置 ・学校への不審者侵入時の対応 ・登下校時における緊急事態発生時の対応

(4) 組織活動

ア 校内の体制づくり

(7) 教職員の役割と校内の協力体制

校務分掌、校内規程等における教職員の役割分担と責任の明確化

(4) 教職員の共通理解と研修

事故防止や危機管理マニュアル等、学校安全に関する教職員の確かな共通理解
教職員の安全に関する知識・技能を向上させるための研修の計画と実施

イ 家庭・PTA、地域社会や関係機関等との連携

(7) 家庭・PTAとの連携

学校での指導の定着・深化のための情報発信と家庭の実態・意識等の情報収集

- P T Aとの協同による安全に関する行事やパトロール等の取組の推進
- (4) **地域社会や関係機関等との連携**
日常からの相互の連絡
各種行事等の実施における協力や情報提供

学校安全の根拠法令

○ **学校保健安全法**（平成21年4月1日施行）

第1条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、
（略）、学校における教育活動が**安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保**が図られるよう、**学校における安全管理に関し必要な事項を定め、**も
つて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

第三章 学校安全

第26条 学校安全に関する学校の設置者の責務

第27条 学校安全計画の策定等

※安全教育、安全管理、組織活動を内容とした総合的な計画の策定

第28条 学校環境の安全の確保

第29条 危険等発生時対処要領の作成等

※いわゆる危機管理マニュアルの作成

第30条 地域の関係機関等との連携

○ **学校保健安全法施行規則**（平成21年4月1日施行）

第六章 安全点検等

第28条 安全点検

※毎学期1回以上の安全点検の実施

※必要があるとき、臨時の安全点検の実施（第2項）

第29条 日常における環境の安全

※日常的な（安全）点検の実施

○ **小学校学習指導要領 第1章 総則 第1 教育課程編成の一般方針 3**

（「**中学校学習指導要領 第1章 総則 第1 教育課程編成の一般方針 3**」及び
「**高等学校学習指導要領 第1款 教育課程編成の一般方針 3**」で同様の規定）

2 生活安全教育

(1) 現 状

不審者被害の内訳

(平成26年2月28日現在)

校 種 項目 \ 年度	小学校		中学校		高等学校		合 計	
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
学校侵入	0	0	0	0	1	1	1	1
通り魔(猥褻を含む)	6	1	7	3	4	3	17	7
連れ去り	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	6	1	7	3	5	4	18	8

*特別支援学校児童生徒は、該当する校種に含める。

(参考) 脅迫・爆破予告等の件数

校 種 項目 \ 年度	小学校		中学校		高等学校		合 計	
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
脅迫・爆破予告等	3	1	5	1	5	1	10	2

※脅迫・爆破予告等の校種別の件数は内容によるカウント

(例：同一事件で、小学校・中学校が共にかかわる場合はそれぞれにカウント)

(2) 課 題

- ア 児童生徒の防犯意識と実践力を向上させるための指導時間等の確保と指導内容・方法の工夫・改善を図ること。
- イ 教職員の危機管理意識の向上や、危機管理体制を確立するための研修の充実を図ること。
- ウ 関係機関と地域との連携を図ること。

(3) 対 策

ア 学校安全計画や年間指導計画の見直しを行う。

- (7) 児童生徒の実態や発達の段階に応じた指導内容を選択し、指導内容に応じた指導時間（一単位時間の指導、短時間での指導）を配当する。

○安全教育指導資料（平成22年3月埼玉県教育委員会）の活用
第2章 生活安全（p24～p31）

- (4) 家庭・地域・関係機関と連携した防犯訓練等の計画を位置付け実施する。

イ 教職員研修の実施と家庭・地域社会及び警察等の関係機関と連携した取組の充実

- (7) 教職員等の研修（防犯訓練を含む）を学校安全計画へ位置付ける。

- (4) 近隣の学校間（幼保・小・中・高等学校・特別支援学校等間）及び警察署等における情報の共有化ならびに情報交換体制を整備する。

○「防犯速報」（埼玉県警察本部生活安全企画課発行）の活用
○埼玉県警察本部ホームページからの情報収集
○埼玉県県民生活部防犯・交通安全課ホームページからの情報収集

- (7) 保護者・地域住民の参加や警察等の関係機関と連携・協力による地域安全マップの見直しや防犯教室等を実施する。

- (E) スクールガード・リーダーやスクールガード、「子ども110番の家」等との連絡・協力体制を整備し、一層の連携を強化する。

1 防犯に関する指導の実施

- 防犯（不審者対応を含めた）に関する指導が、学校安全計画に位置付けられ、計画的・継続的に行われているか。
- 家庭・地域・関係機関と連携し、保護者や地域住民等が参加する防犯教室・防犯訓練を実施したか。
- 地域安全マップの作成・見直しを行い、子供や保護者、地域に周知したか。

2 不審者対応の危機管理体制の整備・確立

- 不審者対応の危機管理マニュアルの見直しを行ったか。
- 不審者侵入等の緊急事態発生時の対応及び情報伝達・連絡・報告等の体制は整備されているか。
 - ・校内の教職員や子供への情報伝達
 - ・児童生徒の安全確保
 - ・負傷者等の応急手当、医療機関への搬送等の対応
 - ・保護者、警察・消防署等の関係機関、教育委員会への連絡・通報・報告
- 登下校時や校外学習時の緊急事態発生時に、「子ども 110 番の家」や地域の人が、子供の避難誘導や通報を行う体制を整備しているか。
- 緊急対応後の処理・措置（情報の整理と提供、保護者への説明等の事後対応、再発防止対策検討、教育再開準備、心のケア等）を行うための事件・事故対策本部を速やかに発動できるようにしているか。
- 危機管理体制が機能する教職員研修を実施したか。
 - ・教職員間の情報伝達訓練や警察・消防署等への通報訓練
- 不審者を早期に発見する体制を整備しているか。
 - ・「関係者以外立入禁止」の立て札や看板等による案内・順路指示、入口受付等の明示
 - ・不審者との区別をするための来訪者の名札着用
 - ・来訪者への、教職員の積極的なあいさつ、声かけ（用件を聞く等）
 - ・敷地や校舎への動線を管理可能なものに限定するための、登下校時以外の門扉管理（門を閉める・施錠する等）
 - ・校門、フェンス、外灯（防犯灯等）、校舎の窓、校舎の出入口、鍵の状況、非常通報装置や防犯カメラ（設置のある場合）等についての定期的な点検・補修

3 情報収集・把握ができる体制の整備

- 不審者情報を共有する体制を整備したか。
 - ・校内での、教職員が情報共有する体制
 - ・近隣の学校（幼保・小・中・高校・特別支援学校）との情報共有ができる連絡体制
- 緊急時の対応に備えて**
 - ・警察等の関係機関、保護者、地域の人、近隣の学校・幼稚園等と連携して、学校周辺における不審者の情報が把握できる体制

4 登下校時の安全確保

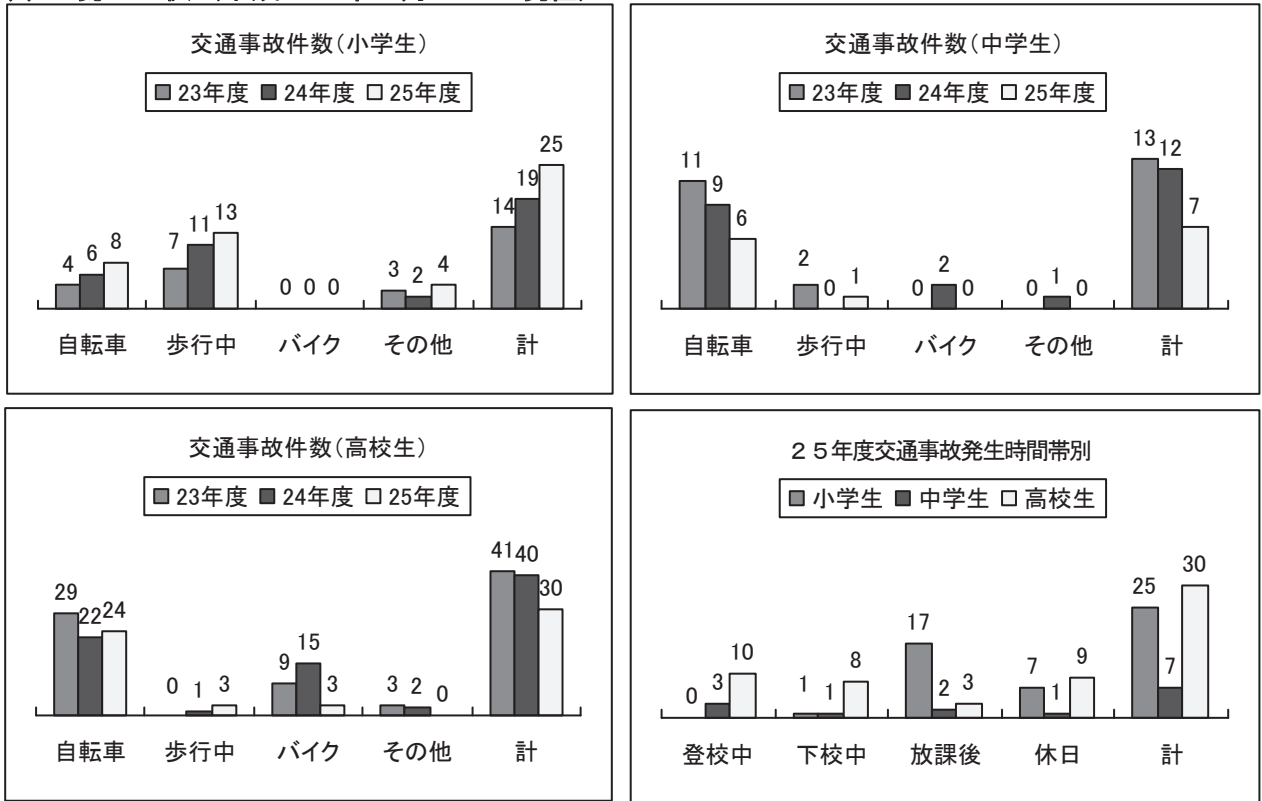
- 通学路の安全点検を実施したか。（通学路指定の有無を問わず）
- 「子ども 110 番の家（ひなんじょ）」等の緊急避難できる場所を、子供一人一人に周知しているか。
- スクールガード・リーダー、スクールガードをはじめとする保護者や地域の方々等の協力によるパトロール等を実施しているか。

5 学校開放等における安全確保

- 開放部分と非開放部分との区別を明確にし、非開放部分への不審者の侵入防止のための方策（施錠等）を講じているか。

3 交通安全教育

(1) 現 状 (平成26年2月28日現在)



ア 交通事故発生状況 (平成26年2月28日現在)

<小学生>

- ・事故件数の総数は、過去3年間毎年増加している。
- ・発生時間帯別では、放課後に17件(68%)発生している。
- ・平成25年度は、自転車による加害事故が1件発生している(23、24年度は0件)。

<中学生>

- ・事故件数の総数は、過去3年間減少している。
- ・事故総数に占める自転車乗車中の事故の割合が高くなっている(85.7%)。

<高校生>

- ・事故件数の総数は、過去3年間減少している。
- ・事故総数に占める自転車乗車中の事故の割合が高くなっている(80%)。
- ・平成25年度は、自転車による加害事故が7件発生している(23年度は3件、24年度は7件)。

イ 交通安全指導実施状況 (平成25年度学校健康教育実践状況調査)

<朝の会・帰りの会・SHR等での指導> すべての学校で実施

	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援
実施している	709校 (100%)	363校 (100%)	138校 (100%)	28校 (100%)	40校 (100%)
実施していない	0校	0校	0校	0校	0校

<学年行事・学校行事での年間指導回数> すべての学校で行事への位置付け。

	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援
1回	116校	75校	32校	7校	12校
2回	96校	51校	25校	2校	4校
3回以上	497校	237校	81校	19校	24校

(2) 課 題

ア 自転車事故防止

- 自転車交通事故の原因

自転車乗車中の事故において、児童生徒に過失があった事例では、そのほとんどが道路への飛び出し、安全不確認、前方不注視、一時不停止によるものである。

自転車は軽車両であり、自転車を運転する者は車両運転者であることの指導を十分に行う。

- 自転車による加害交通事故防止の徹底

加害事故には「刑事上の責任」、「民事上の責任」、「道義的責任」が発生することについての理解を深めるとともに、実際に発生した事故の事例を用いて、事故の原因を探ったり、事故を回避するため行動力を高めるための学習を充実させる。

イ 安全行動の実践化

- 「交通事故防止 5つの行動」の徹底

「交通事故防止 5つの行動（もしかして・とまる・みる・まつ・たしかめる）」

「5つの行動」を利用して、交通安全指導を日常から繰り返し粘り強く行う。

ウ 危険予測・危険回避能力の向上

- 交通事故原因に対する対策

交通事故は児童生徒の過失（一時停止、飛び出し等）によるものが多いことから、日常から身の回りの危険を予測し、危険を回避する実践力を向上させるための学習を充実させる必要がある。

(3) 対 策

ア 学年・発達の段階に応じた系統性のある指導計画を作成し指導時間を確保する。

イ 調査・実験等を取り入れた体験的、課題解決的な学習を導入する等、効果的指導方法の工夫と改善を行う。

- 「安全教育指導資料」の活用(平成22年3月埼玉県教育委員会)
- 身近な事故例(事故箇所)や交通事故データ等を活用した指導
- 「事件事故発生マップ」(埼玉県警ホームページ)の活用
- 「カーナビデータ分析図(急ブレーキ発生箇所図、平均走行速度図)」の活用(平成25年1月埼玉県教育委員会配布)

ウ 学校、家庭、地域、関係機関等が連携・協力した指導を実施する。

- 自転車による損害賠償保険等への加入の必要性の啓発

評 価

1 交通安全に関する指導の実施

- 交通安全指導が、学校安全計画及び関連教科等の年間指導計画に位置付けられ、指導時間の確保・工夫により実施されているか。

- ・学級活動・LHRの時間の指導が計画的に行われているか。

- ・登校時、SHR等に、継続した交通安全指導が実施されているか。

- 危険予測、危険回避、体験を重視した訓練や実習を取り入れた指導の工夫がされているか。

2 関係機関等との連携

- 家庭・地域社会と連携するための情報発信(学校便り等)をするとともに協力要請を行っているか。

- ・保護者や地域への日常的な啓発が行われているか。

- ・保護者や地域、市町村関係課、警察署と連携した取組を行っているか。

4 災害安全教育

(1) 現 状

ア 防災教育（防災指導）の実施状況

【学級活動やホームルームでの実施状況(避難訓練前後の指導を含む)】 複数回答可

校 種 状 況	小学校 (709 校)	中学校 (363 校)	高 校 (全日制) (138 校)	高 校 (定時制) (28 校)	特別支援 学 校 (40 校)
避難訓練の前後	6 9 8 校	3 5 1 校	1 3 2 校	2 5 校	3 6 校
教科の中で	2 5 4 校	9 7 校	2 8 校	3 校	2 校
学級活動・HR 活動	5 7 9 校	2 4 8 校	5 5 校	1 0 校	2 3 校
その他	4 0 校	2 3 校	1 1 校	2 校	3 校

イ 避難訓練の実施状況 避難訓練は、すべての学校で年1回以上実施されている。

【避難訓練を実施する根拠】

防火管理者は、消防計画を作成し、これに基づいて消火、通報及び避難訓練を定期的実施しなければならない（消防法施行令第4条第3項）。

【避難訓練で実施している内容】 複数回答可

校 種 状 況	小学校 (709 校)	中学校 (363 校)	高 校 (全日制) (138 校)	高 校 (定時制) (28 校)	特別支援 学 校 (40 校)
避 難	7 0 4 校	3 6 2 校	1 3 6 校	2 8 校	4 0 校
救助袋等の降下訓練	1 2 8 校	3 3 校	8 9 校	0 校	8 校
消火訓練	2 9 0 校	1 4 4 校	1 0 6 校	6 校	2 8 校
救命訓練（講習）	1 7 4 校	8 6 校	4 3 校	4 校	1 2 校
講 話	5 3 4 校	2 7 5 校	1 1 9 校	1 9 校	3 2 校
その他	8 3 校	3 3 校	3 1 校	3 校	8 校
緊急地震速報 を利用した避 難訓練※	1 回	3 3 8 校	2 2 3 校	1 2 2 校	2 7 校
	2 回	1 8 1 校	8 6 校	1 4 校	1 校
	3 回以上	1 9 0 校	5 4 校	2 校	0 校

※緊急地震速報を利用した避難訓練はショート訓練を含む。

ウ 消防署の協力を得て避難訓練を実施した学校

小学校 (709 校)	中学校 (363 校)	高 校 (全日制) (138 校)	高 校 (定時制) (28 校)	特別支援 学 校 (40 校)
4 9 8 校	2 4 6 校	1 3 3 校	2 0 校	3 9 校

【ア、イ、ウともに平成25年度学校健康教育実践状況調査から】

(2) 課 題

ア 学校安全計画に基づく計画的な防災教育を実施すること。

火災・地震に限らず、異常気象（竜巻・突風・落雷・大雨など）や津波から身を守るための防災教育の実施についても留意すること。

イ 自ら危険を予測し、回避するために主体的に行動する態度を育成すること。

ウ 家庭や地域・関係機関等との連携による防災教育の推進に努めること。

(3) 対 策

- ア ・避難訓練の実施の時期は、法の規定及び児童生徒の実態、地域の実情に応じるとともに、年間を見通した実施がされるよう、季節や他の安全指導との関連を考慮して適切に設定する。
- ・各教科等における、防災に関する内容（地震発生の仕組み、津波のメカニズム、地域の状況、応急手当、安全な行動の仕方、共助の精神等）に関する防災学習の時間を年間指導計画に位置付けて、確実に実施する。その際、扱う時期と項目を一覧表にするなどして、発達段階に応じた系統的な指導の実施について配慮する。

安全教育指導資料（平成22年3月 埼玉県教育委員会）
第3章 学校安全計画 p44～p49

- イ ・「緊急地震速報の報知音を利用した避難訓練」等を活用し、地震による強い揺れが来る前に、自らが適切な対応行動を取り、その場の状況に応じた避難ができるよう訓練内容の充実を図る。
- ・訓練は、授業中だけでなく、休憩時間中等、様々な場面を想定して実施する。
- ・訓練実施後は、必ず事後指導（振り返り）を行う。

平成25年度文部科学省委託事業 実践的防災教育総合支援事業事業報告書
（平成26年2月 埼玉県教育委員会）

- ウ ・災害発生時を想定した引渡し訓練等を実施し、家庭との共通理解を図る。
- ・消防署、各市町村の行政機関、地域自治会等の防災担当者等との連絡や連携した取組の実施等により、地域と密着した防災に関する取組を推進する。
- ・各学校においては、学校施設が災害要援護者向けの緊急施設として活用されることからできるよう、関係機関との連携を図る。
- ・異常気象（竜巻・突風・落雷・大雨など）や津波から身を守るための防災教育の実施についても留意すること。

[県立学校版] 学校防災マニュアル～安心・安全な学校づくりのために～
（平成23年9月改訂 埼玉県教育委員会）

[県立学校版：追加資料] 学校防災マニュアル～竜巻から児童生徒の安全を守るために～（平成25年11月 埼玉県教育委員会）

評 価

1 避難訓練の実施

- 避難訓練では、授業中・休み時間等、様々な場面を想定して実施したか。
- 避難訓練終了後は、事後指導（振り返り）を行っているか。
- 避難器具の使い方についての訓練を行っているか。
- 訓練後、訓練の検証及び防災マニュアルの見直しを行っているか。

2 児童生徒の危機対応力

- 児童生徒が自ら考え、主体となって行動できるよう指導を行っているか。
- 登下校中に被災した場合の安全な行動についての指導を行ったか。
- 救急処置の方法について、発達の段階に応じた指導をしているか。
- 社会の一員として活動すること（ボランティアの精神等）について配慮した指導を行ったか。

3 家庭や地域・関係機関との連携

- 災害発生時における学校と家庭の共通理解が図られているか。
- 消防署、市町村の行政機関、地域自治会等との連絡体制がとられているか。
- 地域住民に、学校が避難所としての情報を発信しているか。
- 震災発生時、地域住民の避難について、地域自治会の役員等と連携や調整を図り、協力する体制が構築されているか。

5 安全管理の徹底

(1) 現 状

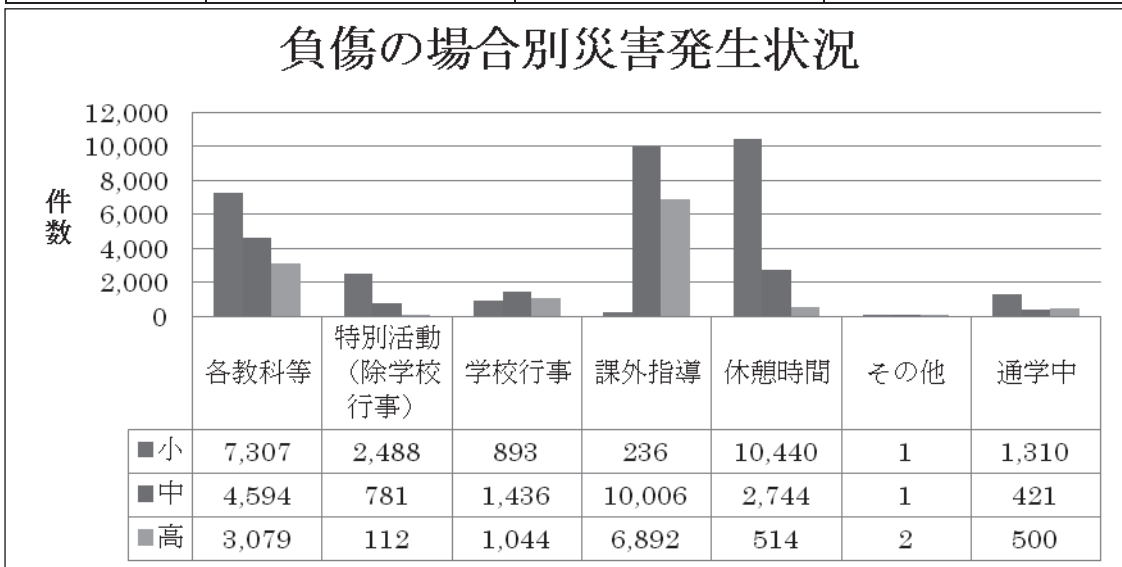
ア 学校生活の安全管理

(平成 24 年度学校管理下の災害発生状況：埼玉県)

○ 学校における負傷等の事故発生状況 独立行政法人日本スポーツ振興センター

	事故割合が高いのは	体育・保健体育 (全件数に対する割合)	体育的部活動中 (全件数に対する割合)
小学校	①休憩時間中 ②各教科の授業中	26.7% (6,045 / 22,675(件))	
中学校	①課外指導 ②各教科の授業中	20.1% (4,195 / 19,983(件))	49.2% (9,833 / 19,983(件))
高等学校	①課外指導 ②各教科の授業中	24.6% (2,984 / 12,143(件))	55.7% (6,763 / 12,143(件))

負傷の場合別災害発生状況



イ 学校環境・通学の安全管理

○ 安全点検の実施状況 (平成 25 年度学校健康教育実践状況調査結果)

	安全点検 (定期・臨時・日常)	通学路点検 (小、中のみ)
小学校	709 校 (100%)	709 校 (100%)
中学校	363 校 (100%)	※344 校 (100%)
高等学校(全・定)	166 校 (100%)	
特別支援学校	40 校 (100%)	

※通学路を指定していない中学校(19校)を除く。

ウ 事件・事故災害発生時の安全管理

○ 危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の作成・見直し状況

(平成 25 年度学校健康教育実践状況調査結果)

	作成済み (防災・防犯とも)	見直しの実施 (防災・防犯とも)	行事(訓練)終了の都度見直し (左:防災/右:防犯)
小学校	709 校 (100%)	709 校 (100%)	251 校(35%) / 322 校(45%)
中学校	363 校 (100%)	363 校 (100%)	92 校(25%) / 41 校(11%)
高等学校(全・定)	166 校 (100%)	166 校 (100%)	14 校(8%) / 12 校(7%)
特別支援学校	40 校 (100%)	40 校 (100%)	7 校(18%) / 13 校(33%)

(2) 課 題

- ア 事故の防止
(重点：体育的活動（運動部活動を含む）及び休憩時間における運動・遊び)
- イ 定期、臨時、及び日常点検の実施と迅速・適切な事後措置による環境整備
- ウ 通学手段に対応した安全管理の徹底
- エ 危機発生に対応できる組織づくりと連絡体制の整備
- オ 教職員の危機管理意識の向上

(3) 対 策

- ア 各学校において事故発生の状況を把握し、自校の児童生徒の行動などの実態に応じた安全管理を行う。
- イ 学校種、学校環境や地域の実情を考慮した安全点検票（対象や項目のチェックリスト）を作成又は見直しし、教職員全員による安全点検を確実にを行い、事後の措置を適切に実施する。
また、防犯の観点からの安全点検を行う。
- ウ 通学の安全確保に当たっては、保護者、警察や地域の関係者等の協力を求めて、対策を講じる。また、中学校や高等学校における生徒の通学手段は自転車や電車等、多岐にわたるので、計画的な（定期的・継続的）安全指導を行う。
- エ 緊急事態に迅速・的確に対応し、児童生徒の安全を確保するためには、教職員一人一人がそれぞれの役割を十分に理解し、お互いに連携を図りながら臨機応変に対応できるよう、防犯訓練、研修会等で教職員の共通理解を図る。
- オ 訓練等をもとに、定期的に検証する「危機管理マニュアル」の見直し・改善を行う。

<危機管理マニュアル見直し・改善のポイント>

- 1 人事異動等による**分担や組織の変更**に対応しているか。
- 2 施設設備や通学路、児童生徒の**状況変化**はないか。
- 3 地域や関係機関等との**連携に変更（連絡先、担当者等）**はないか。
- 4 防犯訓練、研修会等の図上訓練（卓上訓練）で、**問題点や課題**の発見はなかったか。
- 5 先進校の事例や社会情勢の変化等から**自校に不足している項目**はないか。
「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」（文部科学省）から

評 価

- 1 安全管理の計画や体制
 - 安全管理に関するマニュアル等は適切に機能するように作成及び見直しを行っているか。
- 2 学校生活の安全管理
 - 児童生徒の安全に係る行動の実態や事故の発生状況を把握し、安全管理や安全指導に役立てているか。
- 3 学校環境の安全管理
 - 安全点検を確実に実施し、危険箇所等への適切な措置を行っているか。
 - 定期的に安全点検票の見直しを行い、危険個所の把握ができているか。
- 4 通学路の安全管理
 - 通学路の点検とともに、地域安全マップの作成・見直し等により、登下校時の安全確保をしているか。
- 5 事件・事故、災害発生時の安全管理
 - 危険等発生時の応急手当（救急）や通報、緊急連絡体制が確立されているか。
 - 危機管理体制について、教職員が理解し適切な対応ができるように、研修や訓練を実施し、危機管理能力向上を図っているか。
 - 保護者への説明やマスコミ対応等の方策は万全か。

Ⅲ 学校における食育の推進

朝食欠食や偏食などの食生活の乱れや、肥満及び痩身傾向などがみられ、生活習慣病との関係も指摘される中、児童生徒が生涯にわたって心身の健康を保持増進していくことができるよう、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることは極めて重要である。

食育は、埼玉県教育委員会が推進する「教育に関する3つの達成目標」の基盤となるものである。学校は、児童生徒の実態を踏まえ、家庭・地域と連携しながら、教育課程に基づいた食育の実践・推進により、心身ともに健康な児童生徒の育成を図ることが大切である。

1 食に関する指導の充実

食に関する指導は、児童生徒の望ましい食習慣を形成するとともに、好ましい人間関係の育成を図り、心身の健全な発達に資する。

特に、新しい学習指導要領を踏まえ、食に関する指導目標や内容を明確にし、教育活動全体を通して、全教職員で食育に取り組む校内組織体制の充実が不可欠である。また栄養教諭や学校栄養職員等の専門性を生かし、学校・家庭・地域が一体となり、三者が相互に連携しながら、計画的・継続的に行うことが重要である。

2 学校給食の充実

学校給食は、児童生徒に栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、心身の健全な発達に資するとともに、学校における食育の生きた教材として活用し、食事の重要性や食に関する正しい知識、食文化への理解と関心を深めるなど高い教育効果が期待できる。

こうしたことから、学校給食は、学校給食法の趣旨を踏まえ、教育活動としての様々なねらいに基づいた実施が必要である。

3 衛生管理の徹底

児童生徒に衛生的で安全な食事を提供することは、学校給食の根本である。

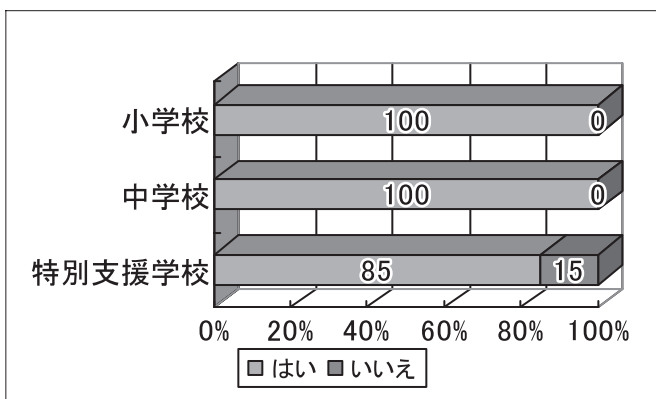
特に、学校等では、衛生管理の日常点検を励行し、学校給食関係者の衛生管理意識を高め、安全な給食を実施できる管理体制を整備し、「学校給食衛生管理基準」（平成21年文部科学省告示第64号）に基づいた衛生管理の徹底を図ることが重要である。

1 食に関する指導の充実

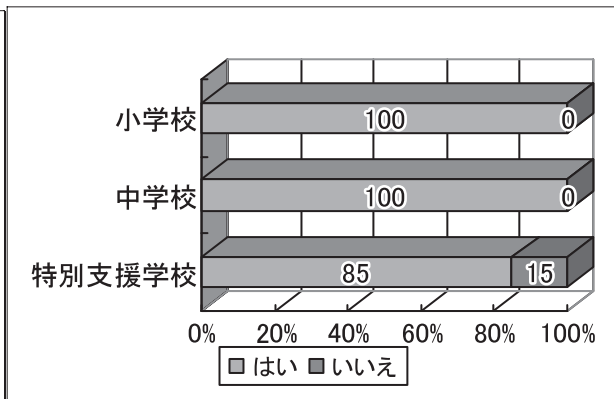
(1) 現状

食に関する指導を計画的・継続的に行い、全教職員で取り組む指導体制づくりの基盤となる「食に関する指導全体計画」の作成状況や、家庭・地域との連携を図るための取組状況などは、次のとおりである。

【食に関する指導全体計画】

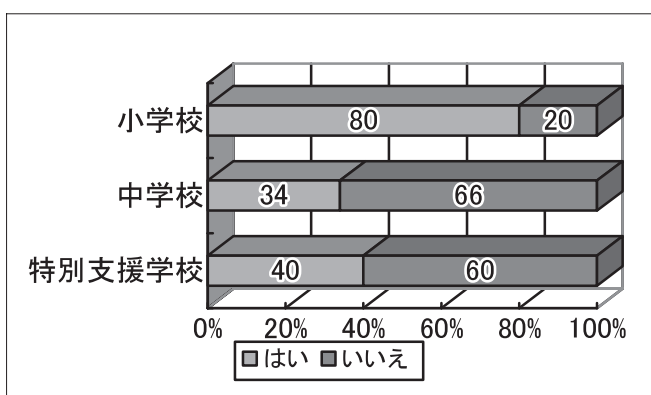


【食に関する・学校給食年間指導計画】

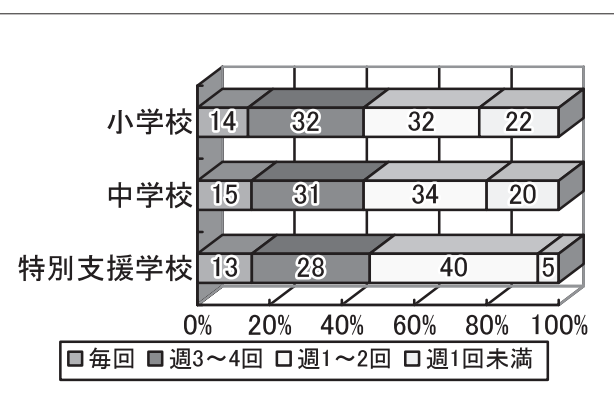


※ 「食に関する指導」の全体計画及び年間指導計画の改善・充実が必要である。

【教員と栄養教諭・学校栄養職員とのTT】

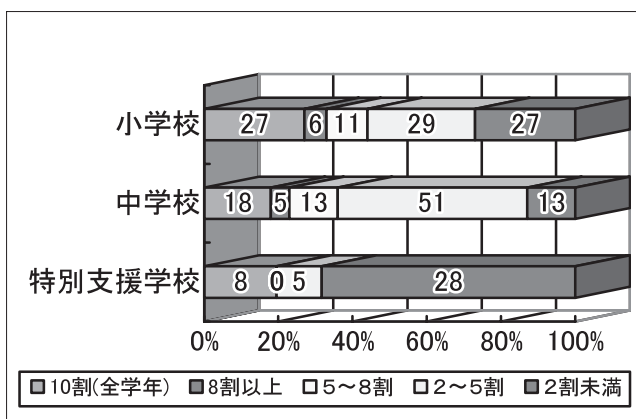


【地場産物を活用した給食の献立】

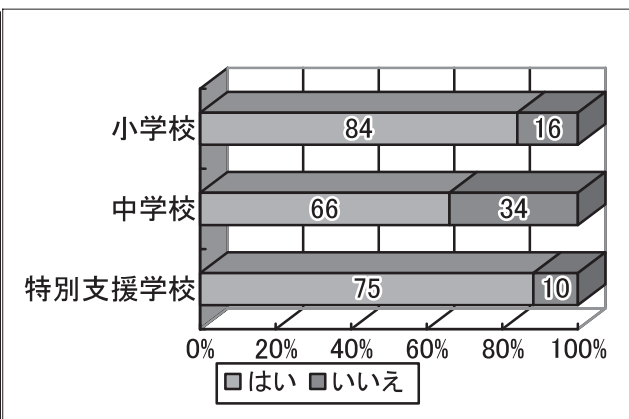


※ 給食を生きた教材とするなど、栄養教諭・学校栄養職員等とのTTによる質の高い授業実践が望まれる。

【全学級での食育実施率】



【養護教諭・栄養教諭等との個別相談の実施状況】



※ 各校での食育を推進していくためには、食に関する全体計画と年間指導計画に基づく指導体制及び指導時間の確保が不可欠である。 【グラフは平成25年度学校健康教育実践状況調査から】

(2) 課題

- ア 指導体制の整備・改善・充実
- イ 食に関する指導全体計画及び年間指導計画の作成
- ウ 栄養教諭、学校栄養職員等の授業への参画及び指導時間の確保
- エ 家庭・地域との連携

(3) 対 策

ア 指導体制の整備・改善・充実

- 食に関する指導の校内研修を実施し、教職員の共通理解を図る。
- 校内の組織・体制を見直し、食育を推進する組織（委員会）を位置付ける。
- 校長のリーダーシップのもと、保健主事、給食主任など、学校内において教職員の中心となって食に関する指導を進める職員と、家庭科教諭、栄養教諭、学校栄養職員など、食に関する高い専門性を持った職員で構成する組織・体制をつくる。
- 食育を推進する組織・体制の中から、全体計画の作成や家庭・地域の連携を図るコーディネーター役となるリーダーを選任する。

イ 全体計画及び年間指導計画の作成及び改善

- 学校や学年の食に関する指導の重点目標（6つ）を設定し、食育に関する取組を教育課程に位置付ける。
- 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に実施する食に関する指導内容を明確にし、教育課程に位置付けるか明確にする。
- 学校給食を「生きた教材」として、各教科等における活用とその時期を明確にする。毎年度、学年末に修正・改善をする。
- 食に関する指導を家庭や地域にどのように働きかけるか明確にする。

ウ 栄養教諭、学校栄養職員等の授業への参画及び指導時間の確保

- 各教科等、教育活動全体を通して、栄養教諭、学校栄養職員等の専門性を生かす機会を年間指導計画に位置付け、各教科等と関連する「食に関する指導」を適切に実施する。専門職の活用を推進する。
- 体験活動を重視し、地域の方をゲストティーチャーとするなど指導方法を工夫する。
- 授業だけでなく、指導計画の立案、授業後の評価まで担任と連携して行う。

エ 家庭・地域との連携

- 食育だより等、各種たよりや学校保健委員会、PTA活動など、あらゆる機会を通して啓発を継続的に行う。
- 食に関する指導の授業公開や地域の協力を得ながら進める親子体験活動等の工夫を図るなど、学校・家庭・地域の連携により食への意識や関心を高める食育活動を一層推進する。

評 価

次の視点で活動状況进行评估する。

- 食に関する指導について、校内研修を開催することができたか。
- 食に関する指導を推進する組織・体制ができたか。
- 食に関する指導全体計画は作成及び修正できたか。
- 各教科等において食に関する指導が昨年以上に実施できたか。
- 教員と学校栄養職員等とのチームティーチングによる授業が行われたか。
- 家庭への働きかけが昨年以上に実施できたか。

平成25年度小・中学校食育指導力向上授業研究協議会

研究テーマ 「食」で育てよう豊かな人間性
自ら健康づくりにはげむ 東っ子の育成

上尾市教育委員会【実践中心校 上尾市立東小学校】

1 はじめに

本校は平成21年度より、知・徳・体のバランスがとれ、豊かな人間性を持つ児童を育てることを目指し、以下の3つのテーマを掲げ食育の推進を図ってきた。①児童の望ましい食習慣形成 ②食に関する指導の充実 ③家庭・地域への発信と連携を年間計画に基づき、継続的に取り組んできた。

2 取組

(1) 各教科・領域における食に関する指導の充実

ア 担任と栄養教諭のティームティーチングの授業

各学年の年間指導計画に基づき、教科において食に関する指導の年間計画を作成し、ティームティーチングの授業を行う。日程は後日調整する。

イ 家庭科における授業実践

第5学年「元気な毎日と食べ物」では、10時間扱いの中で(1)「食事の役割」(2)「栄養を考えた食事」(3)「調理の基礎」で構成されている。そこで今年度は「食べ物博士への道！」として毎時間テーマを決め10時間扱いのうち8時間を栄養教諭とTTで授業を行なった。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
4月	○	○	○	○	○	家庭科
5月	○	○	○	○	家庭科	○
6月	○	学級活動	○	学級活動	社会科	道徳
7月	○	生活科	○	○	○	○
8・9月	○	○	総合	○	○	○
10月	学級活動	○	学級活動	○	家庭科	学級活動
11月	○	○	○	保健体育	総合	保健体育
12月	○	学級活動	○	○	○	○
1月	○	○	○	○	○	学級活動
2月	○	○	○	○	○	生活科
3月	○	○	○	○	○	○



5年生は五大栄養素の学習を通して、栄養バランスのよい食事をするには、五大栄養素を偏りなくとること、自分に合った量を食することを「手ばかり」を使って学習した。



ウ 体育科（保健領域）における授業の実践

第6学年「病気の予防」では、生活習慣病になる可能性のあるAさんの1日の過ごし方から問題点を話し合い、生活習慣が体にどのような影響を及ぼすかを考えた後、担任と養護教諭が糖分、脂肪分、塩分（SOS）の取り過ぎが体に及ぼす影響を、血管の模型を使って脂肪分が血管に癒着する実験を行った。生活習慣病を防ぐためには、睡眠、運動、食事が大切であることに気付かせ、野菜、肉、ごはんの摂取の必要性を知るため、野菜、肉、ごはん、それぞれの量を「手ばかり」で計った。



(2) 家庭・地域への発信

ア 親子料理教室の実施

夏休み親子料理教室は、学校で栽培しているゴーヤ等身近な材料を使用することにより、食材に関心を持ち調理を楽しむことを目的にしている。

イ お弁当の日の取組（学校行事の中で年4回実施）

学年に応じたお弁当作りを通して、家庭で食にかかわることが話題になり、親子で工夫して取り組み有意義な活動になっている。

ウ アイデアおにぎりコンテストの実施

夏休みの宿題としておにぎりコンテストを実施した。自由参加で、一人でも家族と一緒に作っても可とした。全作品を体育館に掲示し、優秀作品者を表彰した。



3 おわりに

食に関する指導は学級活動だけでなく、家庭科や保健など教科の中で栄養教諭や養護教諭とのチームティーチングが効果的に実施することができた。また、お弁当の日などの取組みを継続することで家庭との連携ができてきた。

研究テーマ 進んで学び合い、豊かな心と健やかな体を培う北っ子の育成
～体験を通して学ぶ、望ましい食のあり方～

熊谷市教育委員会【実践中心校 熊谷市立江南北小学校】

1 はじめに

本校では、「食に関する指導」の充実を図るために、給食の時間を中心として、授業の改善や給食指導の充実、家庭・地域との連携、さらに恵まれた自然環境を生かした栽培活動を通して研究を進めてきた。以下に、その具体的な取組を示す。

2 取組

(1) 授業の改善

ア 年間指導計画の見直し

本校では、栄養と健康面から6年間を通して効率的に指導ができるように年間指導計画を見直した。

イ TTによる指導体制

学級担任が中心となり、専門的な立場である栄養教諭と養護教諭と協力しながら授業を進めた。

第2学年「よくかんで食べよう」(学級活動)では、養護教諭が、固い物と柔らかい物をかんだときの違いをあごのサーモグラフィ【写真1 かむことの大切さ】を見せることによって、よくかんで味わうことの大切さを指導した。



第5学年「はじめてみよう クッキング」(家庭科)では、栄養教諭が、児童に包丁の使い方等の技能を中心に指導した。また、導入では3種類に切ったきゅうりを食べ比べ、自分が切りたい方法を考えさせ、児童が意欲を持って取り組めるように工夫した。



【写真2 包丁の使い方】

第6学年「病気の予防」(体育)では、栄養教諭が塩分量が及ぼす生活習慣病への影響について説明し、児童は塩分量を意識して1食分の献立を作成した。これらの活動によってバランスのとれた食事を考える等、自ら管理していく能力を高められるようにした。



【写真3 1食分の献立作成】

(2) 給食時間の充実

ア 給食時間の指導

第1学年では、栄養教諭が4月に配膳の仕方や食事のとり方等を指導する。他学年についても定期的に学級を訪問することで、食事のマナーについて指導している。

イ 「もくもくタイム」

給食中、集中して食事をとれるように「もくもくタイム」として5分間話をしないで食べる時間を設定した。その結果、食べ残す量が減ってきている。

ウ 地場産物の食材を給食に

熊谷市で収穫・生産された食材を多く給食に提供している。右の写真4はトウモロコシの皮むきをしている場面である。食材とかかわる活動を行ったことで、嫌いなものが食べられるようになった児童もいる。



【写真4 皮むき】

エ 野外給食

はるかぜ給食は学年で、青空給食は縦割りグループで会食した。このことは、よりよい人間関係づくりに役立っている。また、自然環境を生かし森林レストランでの給食も実施し、教室とは違った雰囲気ですごい工夫をした。



【写真5 森林レストラン】

(3) 家庭・地域との連携

ア 外部指導者の活用

ブロッコリーの栽培や稲作の際には、外部の指導者を招き苗の植え方や田植えの仕方等を指導していただくことで、感謝の心の育成につながられた。



【写真6 外部指導者】

イ 収穫祭

11月に自治会長をはじめ地域の方を招いて感謝の会（収穫祭）を実施した。サツマ汁を作ったり収穫したサツマイモを焼き芋にしたりして、収穫の喜びを味わうとともに、地域の方に日頃の感謝の気持ちをお伝えした。

(4) 自然環境を生かした栽培活動

ア 江南北小栽培暦

栽培暦をもとにして、校内の学級農園や地域の田畑等を利用して栽培活動を実施した。右の写真7は、4年生の時に収穫した大豆で翌年に「みそ」作りをしている場面である。そのみそを家庭科の調理実習「ごはんのみそ汁」に利用するなど、自然の恵みに感謝を感じながら豊かな人間性をはぐくめるようにした。【写真7 みそ作り】



イ 積極的な食に関する情報発信

食育だよりやホームページを使って情報を発信したり、その日の給食をホームページで閲覧できるよう工夫したりすることで、家庭や地域にも食に関する意識が高められるように努めた。

3 おわりに

食に関する指導を行うことで、感謝の心が芽ばえる等児童に望ましい変容が見られたので改めて食育の重要性を感じた。今後も食に関する指導を継続していきたい。

平成25年度 小・中学校食育指導力向上授業研究協議会
埼玉県学校給食会委嘱・食に関する指導モデル校
「栄養教諭を中核とした食育推進事業」実践中心校

研究テーマ 食ではぐくもう 豊かな心と体
—『食』の大切さを学び、自ら健康づくりに励むうちまきっ子の育成—

春日部市教育委員会【実践中心校 春日部市立内牧小学校】

1 はじめに

近年子ども達の食生活は家族の生活パターンの複雑化や保護者の価値観の多様化により、食生活の乱れが問題になってきている。また、生活習慣の乱れによりさまざまな課題が発生している。そこで、これらの課題を解決するために学校・家庭・地域が連携し、食に関する指導を行い、児童の食習慣の形成に努める必要があると考えた。よりよい食生活の形成や発展に努めることにより、豊かな心と体がはぐくまれ、児童の学力が向上すると考え、学校全体で以下のような取組を行ってきた。

2 取組

(1)「食」に関する指導の充実

ア 栄養教諭がコーディネーターとして食に関する指導の全体計画・年間指導計画の作成を行った。それをもとに各教科等の特性に応じた学習過程の工夫、食に関する6つの目標と各教科等の目標との関連を生かした指導の仕方について全職員で取り組んできた。以下は研究協議会当日の授業実践である。

(ア) 生活科における実践 単元「わたしたちのやさいばたけ」(第2学年)



ゲストティーチャーとともに大根の種をまき、間引きや草取り、収穫を体験することで口に入れるまで多くの行程があることを知った。収穫した大根についての栄養やおいしい食べ方等について栄養教諭とのチームティーチングを行い、健康な体づくりには欠かせないことがわかった。

(イ) 学級活動における実践 題材「きゅう食をしっかりと食べよう」(第4学年)



担任がアンケート結果や3つの食品群の指導について ICTを活用して行った。また、ゲストティーチャーとして給食調理員の方に給食作りの苦労話や思いを聞くことにより、給食を好き嫌いなくバランスよく食べようとするようになった。

(ウ) 家庭科における実践 単元「ごはんのみそ汁をつくろう」(第5学年)

担任と栄養教諭とのチームティーチングを行い、みそ汁をつくるための三大要素(だし・みそ・実)について理解するためにそれぞれ異なった味を実際に食べ比べた。味を比べることによりみそ汁作りに生かすことができた。



(エ) 自立活動における実践 題材「食事のメニューを考えよう」(特別支援学級)

3時間計画の3時間目である。前時までに栄養教諭や養護教諭とのチームティーチングを行い、五大栄養素について学んできた。児童の発達に適した目標を細かく設定することで、きめ細かい指導ができた。



イ 栄養教諭や養護教諭との連携の在り方、教科等における食育の指導についても取り組んできた。以下が主な実践である。

(ア) 体育科保健領域における実践 題材「育ちゆく体とわたし」(第4学年)

担任と栄養教諭、養護教諭の3人で授業を行い、体をよりよく発育・発達させるためには、調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養や睡眠が必要であることがわかった。

(イ) 道徳における実践 資料「おとうさんのなし」(第1学年)

担任と栄養教諭とのチームティーチングで授業を行い、本校独自のパン「内牧なしちやパン」の背景を知ることができた。また、地域にある梨農家の話を盛り込むことで進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立とうとする気持ちを高揚させることができた。

(2) 「食」に関する様々な体験活動

食に関する指導の全体計画・年間指導計画の中で、生活科、総合的な学習の時間に「産直の里 内牧」の地域の特性を生かした体験活動等を実践している。それぞれの活動を通して児童が「食」について興味を持ち、食物の大切さや命の尊さについて学ぶことができた。

3 おわりに

栄養教諭との連携による授業実践を深めることができ、児童の「食」に関する意識の高まりが感じられた。今後は、総合的な学習の時間と「食」に関する指導を一体化し、本校独自の食育をさらに深めていきたい。また、地域の強みを生かした体験活動に取り組んでいきたい。

2 学校給食の充実

学校給食は、成長期にある児童生徒の健康の保持増進と体位の向上を図るとともに、栄養的にバランスのとれた豊かな食事を提供することにより、家庭における望ましい食生活のモデルとなるよう、絶えず改善に努めることが必要である。

また、児童生徒が生涯にわたって心身の健康を保持増進していくことを目指し、学校教育活動全体を通して、食に関する指導を効果的に進めるため、生きた教材として活用されるよう、食事内容の充実を図ることが重要である。

(1) 現状及び課題

「学校給食栄養報告（週報）」（文部科学省）から把握できる課題は、下記のとおりである。

- ア 「学校給食摂取基準」（文部科学省）と比して、カルシウム・食物繊維の摂取量が少ない。
- イ 豆類、種実類、果物類、藻類、小魚類の摂取量が少ない。
- ウ 残滓が多いところがある。その理由を検証し、献立作成に活かしているか。

(2) 対策

- ア 多様な食品を組合せ、おいしく、栄養学的にバランスのとれた給食となるよう献立を工夫し、残滓を減らすように努める。
- イ 残滓量を主食・主菜・副菜別に把握をし、その内容について分析、検討した結果を、献立作成に活かす。
- ウ 献立は、各教科等と意図的に関連させた内容とし、給食を生きた教材として活用できるよう、食品の組合せ、調理方法等を工夫する。
- エ 地場産物や郷土食を活用し、地域の食文化の継承等に配慮するよう努める。
- オ 食物アレルギー等のある児童生徒等に対しては、可能な限り、健康状態や個人差を把握しながら、個々の状況に応じた対応に努める。

評 価

次の視点で学校給食を評価する。

- 多様な食品を組合せ、栄養バランスのとれた食事となっているか。
- 食に関する指導の生きた教材として活用するため、食品の組合せ、調理方法、教科との関連、地場産物の活用等について工夫した献立となっているか。
- 美味しい給食となるよう献立を工夫し、残滓を減らすよう努めているか。
- 残滓量について、毎日確認し、分析結果を献立作成に活かしているか。
- 献立に使用する食品や献立のねらいを明確にし、各教科等と意図的に関連させた献立作成となっているか。
- 日常又は将来の食事作りにつながるよう、献立や食品名が明確になっているか。
- 食物アレルギー等を有する児童生徒等に対し、個に応じた対応を行っているか。
- 食に関する自己管理能力を養うため、選択できる給食の導入を図っているか。

3 衛生管理の徹底

(1) 現状

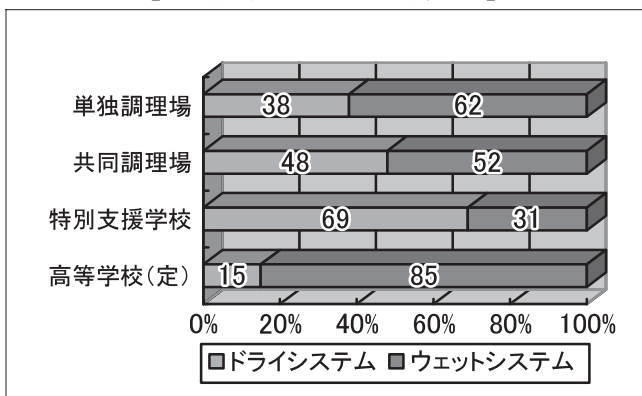
学校給食における衛生管理については、「学校給食法」に位置づけられた「学校給食衛生管理基準」を基本としており、安全で安心な学校給食を実施するために、徹底することが重要である。

しかし、その管理運営が十分でない調理場がいまだ見受けられる。例えば、手洗いが徹底されていない、ドライ運用が徹底されていないなど衛生管理の基本的な事項が守られていない、関係諸帳簿について、その帳簿を作成する意図を理解しないまま、ただ機械的に記録しているだけになっているなどである。

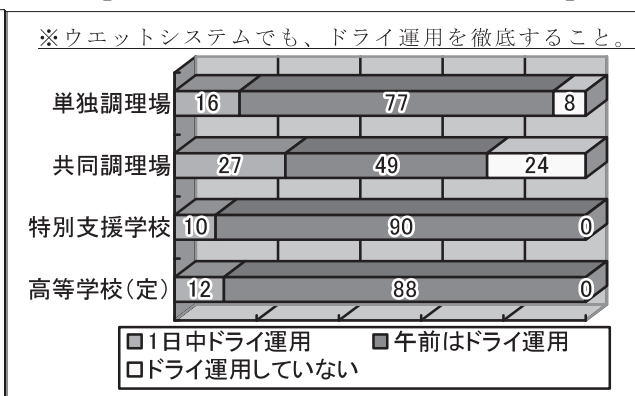
一方、積極的に衛生管理体制の整備を図り、食中毒予防に万全を期している調理場も見受けられ、依然として衛生管理に対する意識が二極化傾向にある。

平成25年度の各調理場の状況については、以下のとおりである。

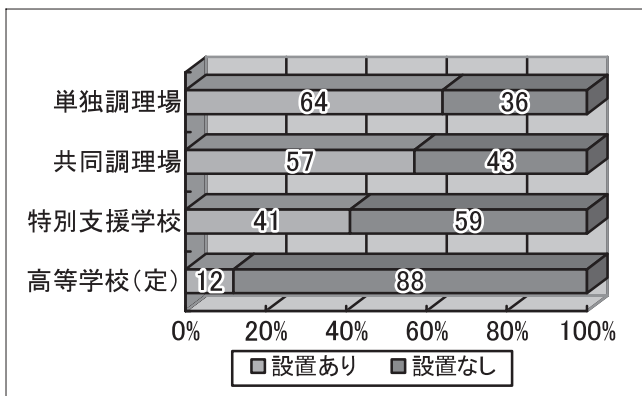
【調理場の施設整備状況】



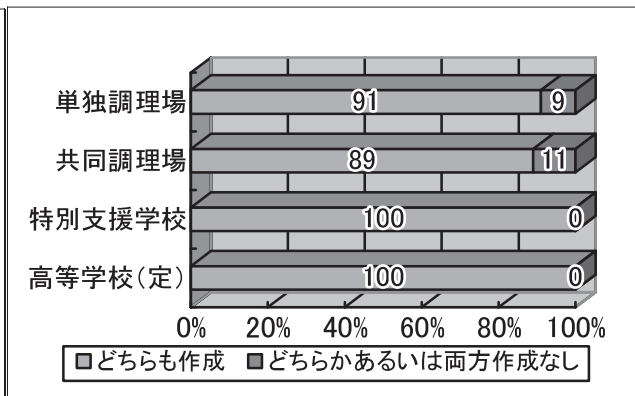
【ウェットシステムのドライ運用】



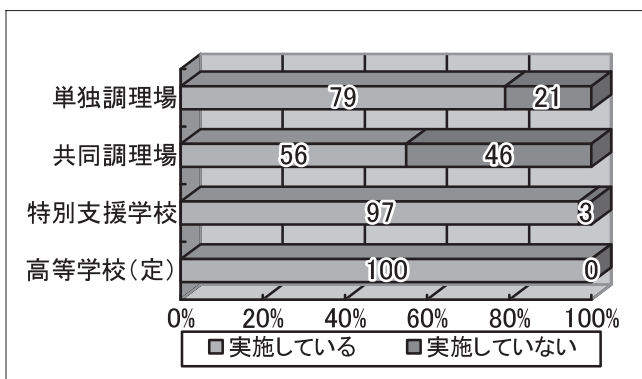
【食材選定委員会の設置】



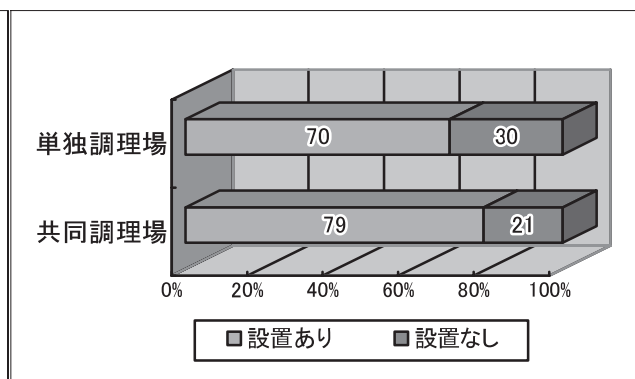
【作業工程表及び動線図の作成】



【学校薬剤師等の協力による定期衛生点検の実施】



【温水に対応した手洗い設備】



【平成25年度学校給食実施状況調査から】

(2) 課 題

ア 学校給食実施者の責務

- 受配校も含め、学校関係者全体の「学校給食衛生管理基準」に基づく衛生管理意識の向上
- 学校薬剤師等の協力による定期的な衛生検査の実施
- 各学校給食調理場の実態に応じた衛生管理マニュアルの作成
- 食品選定のための委員会等の実施及び保護者の参画

イ 衛生管理に配慮した学校給食施設・設備の整備及び管理

- ウェットシステム調理場におけるドライ運用の実施
- 汚染作業区域・非汚染作業区域の明確な区分
- 温水に対応した方式の学校給食従事者専用手洗い設備の設置
- 下処理用三槽シンクの設置

ウ 調理従事者への衛生管理指導の徹底

- 手洗いの徹底
- 食品の適切な温度管理、記録
- 作業工程表及び作業動線図の作成及び作業前確認

(3) 対 策

ア 学校給食実施者の責務

- 学校給食関係者のみならず受配校も含め、教職員にも衛生管理の徹底を図る。
- 各種委員会において、栄養教諭や学校栄養職員、保護者等の意見が十分尊重され、学校として衛生管理の徹底が図れる仕組みを整える。

イ 衛生管理に配慮した学校給食施設・設備の整備及び管理

- 学校給食施設がウェットシステムである場合は、ドライ運用を徹底させる。

☆ ドライ運用のポイント

- ・調理機器・器具や床等に熱湯をかける作業をしないこと。
- ・ザル等に必ず水受けを使うこと。（水受け付き台車、ボール、トレイ等）
- ・野菜の洗浄は、水が跳ねないように丁寧に行うこと。
- ・野菜を切る際、シンクの端にまな板を載せて作業を行わないこと。
- ・調理機器の洗浄水は、床に流さないように工夫すること。

ウ 調理従事者への衛生管理指導の徹底

- 文部科学省「学校給食調理場における手洗いマニュアル」に基づいた正しい手洗いを遵守する。
- 文部科学省「調理場における洗浄・消毒マニュアル Part I・II」に基づいた適切な食品及び調理器具等の洗浄・消毒を実践する。
- 加熱及び冷却温度を測定した場合は、速やかに記録しておく。
- 調理場の実態に応じた作業工程表及び作業動線図を作成し、作業前の打合せにおいて活用する。

☆ 作業工程表

「いつ」「だれが」「どこで」「どんな作業をするか」を明確にし、二次汚染の可能性が高いかけ持ち作業を行わないようにする。

☆ 作成のポイント

- ・ 出来上がり時間から逆算して、作業の開始時間を示していくこと。
- ・ 担当者ごとの役割分担が明確になるように作成すること。
- ・ 調理及び衛生管理上、特に注意が必要な点を列記すること。
(例：野菜を洗う順番、使い捨て手袋の取扱いなど)
- ・ 実際の作業時間を確認、記録し、次の工程表作成に役立てること。

☆ 作業動線図

二次汚染を起こす可能性の高い食品と汚染させたくない食品の作業動線を明確にし、「交差を防ぐ」ようにする。

☆ 作成のポイント

- ・ 食品別にわかりやすく示すこと。
- ・ 加熱調理の野菜等、動線が同じ食品については1本でまとめると図が見やすくなる。
- ・ 「二次汚染の危険性のある食品」「二次汚染させたくない食品」の動線を明記すること。
- ・ 作業動線の交差が生じる場所には、作業工程で時間をずらし交差を避ける等の工夫をすること。
- ・ 実際の作業動線を確認、記録し、次の動線図作成に役立てること。

《留意点》 上記対策の実施に当たっては、学校給食関係者の意見を十分に取り入れ、献立及び調理内容、作業工程、作業動線、調理従事者数等に配慮することが重要である。

— 評 価 —

次の視点で衛生管理を評価する。

- 「学校給食衛生管理基準」や「学校給食調理場における手洗いマニュアル」「学校給食における洗浄・消毒マニュアル Part I・II」を遵守しているか。
- 施設設備の問題点を把握、整理し、計画的に整備、改修等を実施しているか。
- ウェットシステム調理場においては、ドライ運用を徹底しているか。
- 汚染作業区域・非汚染作業区域の明確な区別ができているか。
- 作業工程表、作業動線図を作成し、作業前に確認しているか。
- 配食を行う児童生徒や教職員の健康状態を把握し、個人別に記録しているか。
- 検食の結果を確認してから児童生徒が摂食しているか。
- 食品の選定等の委員会を実施し、保護者や衛生管理の専門家の意見等を取り入れるような仕組みを整えているか。

第3章

年間事業の計画

I 主要事業

II 全国・関東研究大会、研究協議会等主要事業



I 主要事業

1 共通事業

<研修会等>

事業名	内 容	期 日	会 場	対 象
学校健康教育推進研修会	学校健康教育の推進・充実を図るための、健康教育課題等について研究協議・講義を行い、教職員の資質の向上を図る（県学校保健会と共催）。	8月5日（火）	さいたま市民会館うらわ	小・中・高 ・特別支援学校 教職員
学校健康教育推進大会	学校、家庭、地域が連携した健康教育の推進を図る。 ・健康教育に貢献した個人・団体の表彰・講演 ・実践発表（さいたま市教育委員会・県学校保健会等と共催）	1月30日（金）	埼玉会館	健康教育関係者 及びPTA 学校保健 学校安全 学校給食関係者

2 学校保健

事業名	内 容	期 間	対 象
県立学校生徒等健康診断	県立学校児童生徒の定期健康診断等を実施し、健康の保持増進を図る。 結核健康診断、潜在性疾患検査（尿・心臓検査）、その他（寄生虫卵検査等）	4～6月	県立学校
薬物乱用防止教育の推進	中・高校生に急速な広がりを見せる覚せい剤汚染に対処するため、薬物乱用防止教育を充実し、覚せい剤被害の拡大を防ぐ。 1 薬物乱用防止教育研修会 2 薬物乱用防止教室	年間	公立学校教職員 児童生徒、保護者
県立学校学校医等の配置	学校保健安全法に定められた、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を県立学校に配置し、児童生徒の保健管理を充実する。	年間	県立学校

<研修会等>

事業名	内 容	期 日	会 場	対 象
薬物乱用防止教室研修会	薬物乱用防止教室の充実を図るために中・高等学校における薬物乱用防止教室を参観し、外部講師（警察官や薬物乱用防止指導員）と教職員が効果的な教室の進め方について研修及び研究協議を行う。	6月10日（火）	東松山市民文化センター	小・中・高 ・特別支援学校 教職員 外部講師（警察官・指導員等）
薬物乱用防止教育研修会	薬物乱用防止教育の充実を図るため講義及び研究協議を行い、教職員の資質の向上を図る。	1月27日（火）	埼玉会館	小・中・高 ・特別支援学校 教職員
「性に関する指導」指導者研修会	知識を活用した保健学習－性に関する指導編－を活用し、「性に関する指導」の具体的な考え方や進め方について研修を行う。	10月7日（火）	さいたま市民会館おおみや	小・中・高 ・特別支援学校 教職員
学校保健主事研修会	児童生徒の心身の健康問題を解決するために、講義・講演等を行い、保健主事の資質の向上を図る。	6月27日（金）	埼玉会館	小・中・高 ・特別支援学校 教職員
新任学校保健主事研修会	保健主事の職務を把握し、健康教育について知識を高め、具体的な活動の展開方法を知り、各学校における健康教育の推進を図る。	5月30日（金）	県民活動総合センター	新任保健主事
養護教員研修会	養護教諭の専門性を生かした教育活動を一層推進するために、学校保健活動に必要な研修会を開催し、学校保健の充実を図る。	5月23日（金）	埼玉会館	小・中・高 ・特別支援学校 養護教諭
		1月9日（金）	埼玉会館	

事業名	内 容	期 日	会 場	対 象
学校歯科保健 コンクール表彰式	学校歯科保健活動に努力した学校を表彰し、歯科保健活動の充実を図る (さいたま市教育委員会・県学校保健会・県歯科医師会と共催)。	2月5日(木)	さいたま市文化センター	表彰校関係者 学校歯科医等
学校薬剤師研修会	学校薬剤師としての職務を執行する上で必要な知識の向上を図る(県学校保健会・県学校薬剤師会と共催)。	9月7日(日)	さいたま共済会館	学校薬剤師
学校医研修会	学校医としての職務を執行する上で必要な知識の向上を図る(県学校保健会・県医師会学校医会と共催)。	1月	未定	学校医
学校歯科医研修会	学校歯科医としての職務を執行する上で必要な知識の向上を図る。	未定	未定	学校歯科医
学校歯科保健研究 大会及び学校歯科 保健指導者研修会	歯・口の健康に関する今日的課題を解決するために講演・講義や実践発表等を行い、歯科保健の充実を図る。	8月7日(木)	川越市 市民会館 やまぶき	西部教育事務所 管内小・中学校 県立学校 歯科保健担当者 学校歯科医
食物アレルギー・ アナフィラキシー 対応研修会	アナフィラキシー発症時に適切な行動をとれるようにするために必要な知識の向上を図る。	8月18日(月)	さいたま市民会館おおみや	公立小・中・高 ・特別支援学校 教職員
		8月25日(月)	熊谷会館	
		未定	未定	
		未定	未定	

3 学校安全

事業名	内 容	期 間	対 象
県立学校生徒等 災害対策	学校管理下における児童生徒の災害事故に対して被害者の救済を図るとともに、損害賠償等の県の財政負担の軽減を図る。	年間	県立学校の 児童生徒
地域ぐるみの 学校安全体制 整備推進事業	県内の市町村立小学校にスクールガード・リーダーを配置し、登下校時をはじめとする児童生徒の安全確保を図る体制を整備する。	年間	市町村立 小学校
高等学校 二輪車 マナーアップ 講習会	二輪車通学を許可されている県立高等学校生徒のマナーアップを図るため、講習会を実施し、二輪車乗車に必要な技能や交通安全に対する望ましい態度を育成する。	7月20日(日)	県内 自動車学校

<研修会等>

事業名	内 容	期 日	会 場	対 象
学校危機管理 研修会	学校では、事故を未然に防ぐとともに、事故発生時には迅速かつ適切な対応が求められていることから、管理職を中心とした学校危機管理体制を整備するため、研修会を通して危機管理能力の向上を図る。	6月10日(火)	さいたま市民会館うらわ	公立学校 新任教頭
学校安全教育 指導者研修会	児童生徒が生涯にわたり安全に生活することができる資質や能力を育成するため、研修会を通して、安全管理、生活安全、交通安全、防災教育に関する担当者の指導力の向上を図る。	7月1日(火)	さいたま市民会館おおみや	小・中学校 安全教育担当者
		7月4日(金)	さいたま市民会館おおみや	高・特別支援 学校安全教育 担当者

4 学校給食

事業名	内 容	期 間	対 象
学校給食食中毒 事故等の防止対策	学校給食設備の改善、学校給食用食材の細菌検査等 を実施し、食中毒事故を未然に防ぐ。	年間	県立特別支援学校 及び夜間給食実施 県立定時制高等学校
	衛生管理講習会を開催し、学校給食従事者等の衛生 管理意識の向上を図り、学校給食の食中毒事故等防 止に万全を期す。	6月4日(水)	学校給食関係者

<研修会等>

事業名	内 容	期 日	会 場	対 象
学校栄養士研修会	栄養教諭、学校栄養職員の専門的知識 を深めるとともに資質の向上を図る (県学校栄養士研究会と共催)。	5月14日(水)	さいたま市民 会館うらわ	栄養教諭 学校栄養職員
学校栄養士 夏期研修会		8月7日(木) 8月8日(金)	埼玉会館	
食育推進リーダー 育成研修会		7月29日(火)	さいたま市民 会館うらわ	
食育推進リーダー 育成研修会	学校における食育を推進する教職員の 資質向上を図るため、実践事例の報告 や、有識者による講義等を行う。	8月19日(火)	埼玉会館	教諭等
学校給食 衛生管理講習会	食中毒や感染症などの発生を防止する ため、学校給食関係者の衛生知識を深 め、衛生管理の徹底を図る。	6月4日(水)	埼玉会館	学校給食 関係者
県立学校 学校給食研修会	学校給食関係職員の資質や技能の向上 を図るとともに、県立学校における学 校給食の円滑な運営と内容の充実向上 を図る。	8月12日(火)	埼 玉 県 学校給食会	学校栄養職員 ・業務職員等
彩の国学校給食 研究大会	地元産食材の活用促進を中心に、教材 としての学校給食の在り方の実践発表 と講演を行い、豊かで魅力ある学校給食 の実現を目指す。	11月25日(火)	埼玉会館	学校給食 関係者

5 会議・審査会・表彰式

(1) 健康教育関係会議

会議名	内 容	期 日	会 場	対 象
教育事務所等 健康教育担当 指導主事会議	健康教育に関する事業等について 連絡・協議を行う。	4月3日(木)	知事公館	教育事務所 ・教育センター等 担当指導主事

※参考 市町村教育委員会指導事務主管課長等連絡協議会(義務教育指導課主催)

第1回	4月9日(水)	県立総合教育センター
第2回	11月6日(木)	県立総合教育センター
第3回	1月21日(水)	県立総合教育センター

(2) 審査会・表彰式

区 分	内 容	期 日	会 場	対 象
審査会	学校保健・学校安全・ 学校給食優良学校審査会	10月17日(金)	知事公館	幼・小・中・高・ 特別支援学校
	学校歯科保健コンクール 書類審査会	10月16日(木)	彩の国すこやかプラザ	小・中・特別支援 学校(小・中)
	実地審査会	11月13日(木)	該 当 小 中 学 校	
	最終審査会	11月13日(木)	彩の国すこやかプラザ	
表彰式	学校保健・学校安全・ 学校給食優良学校表彰式	1月30日(金)	埼玉会館	幼・小・中・高・ 特別支援学校
	学校歯科保健コンクール 表彰式	2月5日(木)	さいたま市文化センター	小・中・特別支援 学校(小・中)

Ⅱ 全国・関東等研究大会、研究協議会等主要事業

※ 日程等については予定であり、今後変更される可能性があります。
詳細等については、開催案内の通知等により確認してください。

1 文部科学省主催行事

行 事 名	期 日 等	開催場所
健康教育行政担当者連絡協議会	26年 5月29日(木)、30日(金)	東京都
保健学習協議会	未 定	東京都
性に関する講習会	未 定	未 定
実践的防災教育総合支援事業全国連絡協議会	未 定	未 定
通学路安全推進事業全国連絡協議会	未 定	未 定
心のケアシンポジウム	未 定	未 定

2 文部科学省と都道府県教育委員会との共催行事

事 業 名	期 日 等	開催場所
第55回全国栄養教諭・学校栄養職員研究大会	26年(以下同じ) 7月31日(木)、8月1日(金)	福井県福井市
全国養護教諭研究大会	8月7日(木)、8日(金)	大分県大分市
学校環境衛生・薬事衛生研究協議会	10月2日(木)、3日(金)	岡山県岡山市
第78回全国学校歯科保健研究大会	10月23日(木)、24日(金)	島根県松江市
第64回全国学校保健研究大会	11月6日(木)、7日(金)	石川県金沢市
第65回全国学校給食研究協議大会	11月20日(木)、21日(金)	山口県山口市
薬物乱用防止教育シンポジウム	未 定	未 定

3 独立行政法人教員研修センター主催行事

研 修 会 名 等			期 日 等	開催場所
健康教育 指導者 養成研修	健康コース	第1回	26年(以下同じ) 9月16日(火)～9月19日(金)	独立行政法人 教員研修センター (茨城県つくば市)
		第2回	12月16日(火)～12月19日(金)	
	食育コース	第1回	10月7日(火)～10月10日(金)	
		第2回	11月4日(火)～11月7日(金)	
	学校安全コース		9月8日(月)～9月12日(金)	

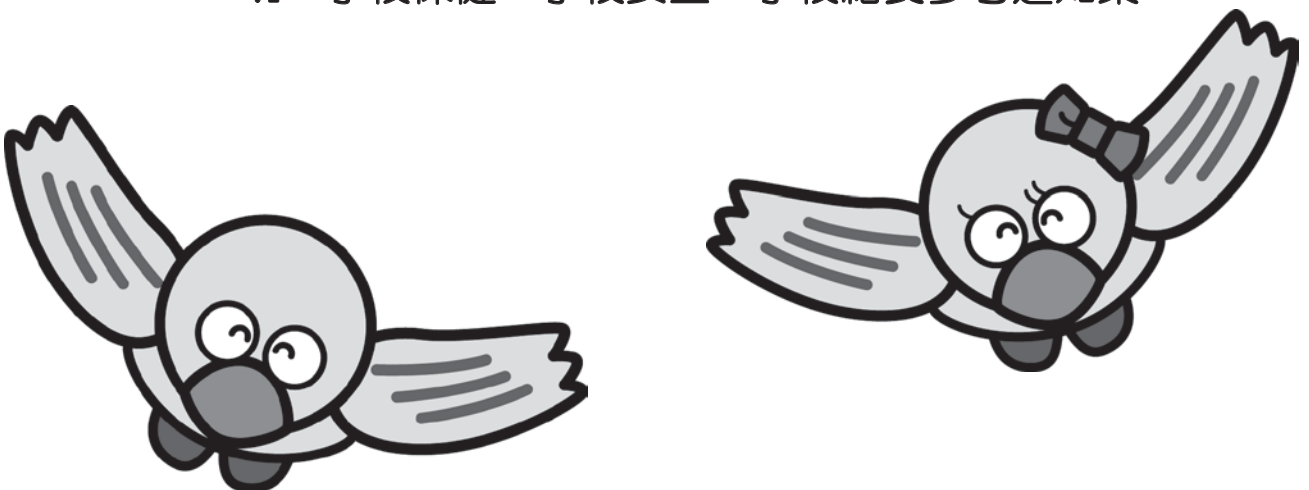
4 関係行事

大 会 等 名	期 日 等	開催場所
第9回食育推進全国大会	26年 6月21日(土)、22日(日)	長野県
第57回全国学校保健主事研究協議会	26年 7月31日(木)、8月1日(金)	東京都渋谷区
第65回関東甲信越静学校保健大会	26年 8月21日(木)	千葉県千葉市

第4章

資 料 編

- I 平成25年度学校健康教育実践状況調査結果
- II 研究委嘱校・表彰校等一覧
- III 健康教育関係参考図書及びビデオ等一覧
- IV 健康に関する相談機関等の連絡先一覧
- V 関係機関等の連絡先一覧
- VI 学校保健・学校安全・学校給食参考通知集



平成25年度学校健康教育実践状況調査結果

○対象期間

平成25年4月1日～平成26年3月31日(予定を含む。)

○調査対象校数

・小学校 709校
 ・中学校 363校 ……県立1校、市町村立362校
 ・高等学校(全日制) 138校 ……県立134校、市立4校
 ・高等学校(定時制) 28校 ……県立27校、市立1校
 ・特別支援学校 40校 ……県立38校、市立2校

○調査結果は、各校種別に調査対象校数中の割合を示したものである。

○ページ番号は下記のとおりである。

I 埼玉県学校保健推進ガイドラインについて p64 ～ p65
 II 学校健康教育必携について p65
 III 学校保健 p65 ～ p73
 IV 学校安全 p73 ～ p82
 V 食育・学校給食 p82 ～ p87

I 埼玉県学校保健推進ガイドラインについて

1 学校健康教育を推進するために埼玉県学校保健推進ガイドライン(平成21年度作成)を踏まえた取組を行いましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	704 99.3%	356 98.1%	138 100.0%	28 100.0%	40 100.0%
イ いいえ	5 0.7%	7 1.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

2 1でアの場合、具体的にはどのような内容ですか(複数可)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 学校の保健学習に生かした	370 52.6%	151 42.4%	33 23.9%	6 21.4%	10 25.0%
イ 学校の保健指導・安全指導・ 危機管理に生かした	622 88.4%	311 87.4%	103 74.6%	18 64.3%	34 85.0%
ウ 感染症の予防・アレルギー疾 患への配慮に生かした	474 67.3%	256 71.9%	87 63.0%	14 50.0%	29 72.5%
エ 健康相談・教育相談等に生か した	272 38.6%	170 47.8%	98 71.0%	18 64.3%	19 47.5%
オ 児童生徒の基本的な生活習慣や 生活リズムの指導に生かした	526 74.7%	217 61.0%	71 51.4%	13 46.4%	17 42.5%
カ 家庭や地域との連携に生かした	333 47.3%	154 43.3%	22 15.9%	4 14.3%	13 32.5%
キ 学年経営・学級経営に生かした	114 16.2%	54 15.2%	6 4.3%	2 7.1%	7 17.5%
ク 生活指導や生徒指導に生かした	196 27.8%	101 28.4%	22 15.9%	8 28.6%	11 27.5%
ケ その他	8 1.1%	8 2.2%	3 2.2%	0 0.0%	1 2.5%

3 各校の実態に合わせた学校保健推進ガイドラインを作成していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	324 45.7%	139 38.3%	57 41.3%	12 42.9%	17 42.5%
イ いいえ	385 54.3%	224 61.7%	81 58.7%	16 57.1%	23 57.5%

4 3でアの場合、具体的にどのように活用しましたか(複数可)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 学校の保健学習に生かした	194 59.9%	67 48.2%	20 35.1%	2 16.7%	3 17.6%
イ 学校の保健指導・安全指導・ 危機管理に生かした	289 89.2%	131 94.2%	48 84.2%	7 58.3%	15 88.2%
ウ 感染症の予防・アレルギー疾 患への配慮に生かした	224 69.1%	97 69.8%	31 54.4%	4 33.3%	11 64.7%
エ 健康相談・教育相談等に生か した	122 37.7%	75 54.0%	36 63.2%	6 50.0%	10 58.8%
オ 児童生徒の基本的な生活習慣や 生活リズムの指導に生かした	209 64.5%	83 59.7%	25 43.9%	5 41.7%	7 41.2%
カ 家庭や地域との連携に生かした	148 45.7%	46 33.1%	8 14.0%	1 8.3%	9 52.9%
キ 学年経営・学級経営に生かした	75 23.1%	23 16.5%	5 8.8%	2 16.7%	3 17.6%
ク 生活指導や生徒指導に生かした	106 32.7%	40 28.8%	11 19.3%	3 25.0%	4 23.5%
ケ その他	6 1.9%	4 2.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

II 学校健康教育必携について

1 学校健康教育必携をどのようなときに活用しましたか(複数可)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 校内研修	171 24.1%	76 20.9%	9 6.5%	1 3.6%	7 17.5%
イ 保健、安全、食に関する学習 や指導(計画・実践)	677 95.5%	347 95.6%	123 89.1%	27 96.4%	34 85.0%
ウ 保護者会	60 8.5%	24 6.6%	7 5.1%	1 3.6%	3 7.5%
エ その他	108 15.2%	41 11.3%	30 21.7%	3 10.7%	5 12.5%

2 学校健康教育必携のどの部分を活用しましたか(一部分活用を含む。)(複数可)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア (第1章) 学校健康教育を推進するために	459 64.7%	209 57.6%	68 49.3%	7 25.0%	20 50.0%
イ (第2章 I) 学校保健の充実	622 87.7%	329 90.6%	110 79.7%	21 75.0%	32 80.0%
ウ (第2章 II) 学校安全の推進	339 47.8%	161 44.4%	59 42.8%	5 17.9%	18 45.0%
エ (第2章 III) 学校における食育の推進	345 48.7%	166 45.7%	12 8.7%	5 17.9%	11 27.5%
オ (第3章) 年間事業の計画	137 19.3%	68 18.7%	32 23.2%	6 21.4%	7 17.5%
カ (第4章) 資料編 学校健康教育実践状況調査 他	136 19.2%	78 21.5%	24 17.4%	7 25.0%	5 12.5%

III 学校保健 学校保健計画(学校保健の全体計画・年間計画)

学校保健安全法により学校安全計画と別に立案することになった。

1 全体計画・年間計画について

(1) 学校保健の全体計画を作成していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	709 100.0%	363 100.0%	138 100.0%	28 100.0%	40 100.0%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(2) 学校保健の年間計画を作成していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	709 100.0%	363 100.0%	138 100.0%	28 100.0%	40 100.0%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(3) 学校環境衛生活動は学校保健の年間計画に位置付けられていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	709 100.0%	363 100.0%	138 100.0%	28 100.0%	40 100.0%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(4) 薬物乱用防止教室は学校保健の年間計画に位置付けられていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	709 100.0%	363 100.0%	138 100.0%	28 100.0%	40 100.0%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(5) 性に関する指導(エイズ教育を含む。)の全体計画を作成していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	588 82.9%	255 70.2%	89 64.5%	18 64.3%	29 72.5%
イ いいえ	121 17.1%	108 29.8%	49 35.5%	10 35.7%	11 27.5%

(6) 性に関する指導(エイズ教育を含む。)の年間指導計画を作成していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	586 82.7%	234 64.5%	89 64.5%	21 75.0%	30 75.0%
イ いいえ	123 17.3%	129 35.5%	49 35.5%	7 25.0%	10 25.0%

2 学校保健委員会について

(1) 学校保健委員会は設置されていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	709 100.0%	363 100.0%	138 100.0%	28 100.0%	40 100.0%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(2) (1)でアの場合、学校保健委員会を年間に何回開催しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 0回	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
イ 1回	129 18.2%	179 49.3%	123 89.1%	22 78.6%	17 42.5%
ウ 2回	484 68.3%	165 45.5%	11 8.0%	3 10.7%	17 42.5%
エ 3回	93 13.1%	19 5.2%	2 1.4%	3 10.7%	5 12.5%
オ 4回以上	3 0.4%	0 0.0%	2 1.4%	0 0.0%	1 2.5%

(3) (2)でア以外の場合、学校保健委員会ではどのような議題を取り上げましたか(複数可)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 学校保健に関すること	683 96.3%	344 94.8%	120 87.0%	23 82.1%	38 95.0%
イ 学校安全に関すること	152 21.4%	85 23.4%	39 28.3%	6 21.4%	4 10.0%
ウ 学校給食(食育を含む。)に関すること	375 52.9%	133 36.6%	3 2.2%	6 21.4%	10 25.0%
エ その他	127 17.9%	43 11.8%	13 9.4%	5 17.9%	9 22.5%

3 学校保健委員会について

(1) 地域保健委員会は設置されていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	91 12.8%	46 12.7%	5 3.6%	3 10.7%	1 2.5%
イ いいえ	618 87.2%	317 87.3%	133 96.4%	25 89.3%	39 97.5%

(2) (1)でイの場合、地域保健委員会は、児童生徒の健康教育を進める上で有効であると思われませんが、今後、設置する予定はありますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 予定がある	18	9	0	0	3
	2.9%	2.8%	0.0%	0.0%	7.7%
イ 検討する	462	238	90	13	23
	74.8%	75.1%	67.7%	52.0%	59.0%
ウ 考えていない	133	67	43	7	12
	21.5%	21.1%	32.3%	28.0%	30.8%
エ その他	5	3	0	5	1
	0.8%	0.9%	0.0%	20.0%	2.6%

4 薬物乱用防止教室について

(1)薬物乱用防止教室を年間に何回開催しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 1回	670	327	132	28	38
	94.5%	90.1%	95.7%	100.0%	95.0%
イ 2回	34	25	4	0	2
	4.8%	6.9%	2.9%	0.0%	5.0%
ウ 3回	3	11	2	0	0
	0.4%	3.0%	1.4%	0.0%	0.0%
エ 4回以上	2	0	0	0	0
	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(2)何月に開催しましたか(複数可)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 4～6月	63	58	19	3	3
	8.9%	16.0%	13.8%	10.7%	7.5%
イ 7月	42	107	40	11	10
	5.9%	29.5%	29.0%	39.3%	25.0%
ウ 8～11月	167	99	25	8	2
	23.6%	27.3%	18.1%	28.6%	5.0%
エ 12月	111	72	41	6	7
	15.7%	19.8%	29.7%	21.4%	17.5%
オ 1～3月	355	60	22	0	19
	50.1%	16.5%	15.9%	0.0%	47.5%

(3)薬物乱用防止教室で年間に参加した児童生徒の延べ人数を記入してください。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
延べ人数	69,214	140,457	98,966	4,631	2,138

(4)薬物乱用防止教室で依頼した講師の職種は何ですか(複数可)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 警察職員	432	224	47	9	4
	60.9%	61.7%	34.1%	32.1%	10.0%
イ 麻薬取締官OB	50	7	8	1	0
	7.1%	1.9%	5.8%	3.6%	0.0%
ウ 学校薬剤師・薬剤師等	181	56	12	3	2
	25.5%	15.4%	8.7%	10.7%	5.0%
エ 学校医・医師等	15	8	1	1	0
	2.1%	2.2%	0.7%	3.6%	0.0%
オ 保健所職員	12	8	2	0	2
	1.7%	2.2%	1.4%	0.0%	5.0%
カ 精神保健センター職員	2	3	0	0	0
	0.3%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%
キ 教育行政担当者	12	11	2	0	0
	1.7%	3.0%	1.4%	0.0%	0.0%
ク 大学教員等	2	8	13	2	0
	0.3%	2.2%	9.4%	7.1%	0.0%
ケ 自校の養護教員や教員等	40	28	27	6	33
	5.6%	7.7%	19.6%	21.4%	82.5%
コ 他校の教員等	3	11	14	2	0
	0.4%	3.0%	10.1%	7.1%	0.0%
サ その他	60	59	24	5	2
	8.5%	16.3%	17.4%	17.9%	5.0%

(5) 薬物乱用防止教室を実施する時間の教育課程上の扱いについて選んでください(複数可)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 体育・保健体育	397 56.0%	42 11.6%	10 7.2%	0 0.0%	7 17.5%
イ 特別活動 (学級・ホームルーム活動)	304 42.9%	96 26.4%	17 12.3%	7 25.0%	14 35.0%
ウ 特別活動(学校行事)	77 10.9%	183 50.4%	111 80.4%	17 60.7%	3 7.5%
エ 特別活動 (児童・生徒会活動)	4 0.6%	5 1.4%	1 0.7%	0 0.0%	1 2.5%
オ 総合的な学習の時間	23 3.2%	74 20.4%	11 8.0%	4 14.3%	5 12.5%
カ その他	3 0.4%	4 1.1%	4 2.9%	1 3.6%	12 30.0%

(6) 薬物乱用防止教室の実施形態はどれですか(複数可)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 学級単位	57 8.0%	21 5.8%	9 6.5%	1 3.6%	11 27.5%
イ 学年単位	653 92.1%	76 20.9%	21 15.2%	1 3.6%	13 32.5%
ウ 全校	1 0.1%	288 79.3%	113 81.9%	27 96.4%	8 20.0%
エ その他	9 1.3%	2 0.6%	4 2.9%	0 0.0%	10 25.0%

(7) 薬物乱用防止教室の開催にあたって、保護者に参加を求めましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	558 78.7%	287 79.1%	70 50.7%	15 53.6%	10 25.0%
イ いいえ	151 21.3%	76 20.9%	68 49.3%	13 46.4%	30 75.0%

5 性に関する指導(エイズ教育を含む。)について

(1) 性に関する指導(エイズ教育を含む。)を行っていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	709 100.0%	363 100.0%	138 100.0%	28 100.0%	40 100.0%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(2) (1)でアの場合、性に関する指導(エイズ教育を含む。)を実施した時間の教育課程上の扱いについて選んでください(複数可)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 教科	572 80.7%	275 75.8%	116 84.1%	19 67.9%	24 60.0%
イ 道徳	87 12.3%	60 16.5%	0 0.0%	0 0.0%	3 7.5%
ウ 特別活動(学級活動・ホーム ルーム)	505 71.2%	190 52.3%	17 12.3%	9 32.1%	21 52.5%
エ 特別活動(学校行事)	19 2.7%	24 6.6%	41 29.7%	9 32.1%	2 5.0%
オ 総合的な学習の時間	27 3.8%	86 23.7%	11 8.0%	5 17.9%	5 12.5%
カ その他	18 2.5%	7 1.9%	5 3.6%	0 0.0%	7 17.5%

(3) (1)でアの場合、指導した内容は何か(複数可)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 体の変化(二次性徴)	693 97.7%	317 87.3%	101 73.2%	16 57.1%	35 87.5%
イ 男女の人間関係	462 65.2%	291 80.2%	112 81.2%	22 78.6%	33 82.5%
ウ 異性に対する理解	493 69.5%	308 84.8%	117 84.8%	21 75.0%	31 77.5%
エ 生命尊重	588 82.9%	307 84.6%	117 84.8%	17 60.7%	28 70.0%
オ 男女の役割	371 52.3%	177 48.8%	92 66.7%	11 39.3%	20 50.0%
カ 性情報	168 23.7%	214 59.0%	90 65.2%	19 67.9%	17 42.5%
キ 性被害	153 21.6%	150 41.3%	73 52.9%	13 46.4%	20 50.0%
ク 性感染症	132 18.6%	312 86.0%	125 90.6%	25 89.3%	20 50.0%
ケ その他	40 5.6%	19 5.2%	17 12.3%	5 17.9%	5 12.5%

(4) (1)でアの場合、性に関する指導(エイズ教育を含む。)に外部の指導者の協力を得ていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	118 16.6%	183 50.4%	65 47.1%	12 42.9%	8 20.0%
イ いいえ	591 83.4%	180 49.6%	73 52.9%	16 57.1%	32 80.0%

(5) (1)でアの場合、保護者の理解を得ましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	624 88.0%	304 83.7%	57 41.3%	11 39.3%	31 77.5%
イ いいえ	85 12.0%	59 16.3%	81 58.7%	17 60.7%	9 22.5%

(6) (5)でアの場合、どのような方法で理解を得ましたか(複数可)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 学校だより、学年だより	425 68.1%	169 55.6%	19 33.3%	7 63.6%	14 45.2%
イ 保健だより	283 45.4%	173 56.9%	31 54.4%	6 54.5%	8 25.8%
ウ 講演会・研修会	30 4.8%	65 21.4%	12 21.1%	1 9.1%	10 32.3%
エ 授業参観	195 31.3%	46 15.1%	4 7.0%	0 0.0%	4 12.9%
オ PTA活動	20 3.2%	32 10.5%	10 17.5%	0 0.0%	1 3.2%
カ その他	60 9.6%	42 13.8%	10 17.5%	2 18.2%	11 35.5%

(7) 性に関する指導(エイズ教育を含む。)の実施に当たって、学校全体で共通理解を図っていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	672 94.8%	332 91.5%	105 76.1%	24 85.7%	31 77.5%
イ いいえ	37 5.2%	31 8.5%	33 23.9%	4 14.3%	9 22.5%

(8) 発達の段階を踏まえた性に関する指導(エイズ教育を含む。)を進めるために、指導内容や教材などについて学年会・委員会等で検討していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	639 90.1%	287 79.1%	71 51.4%	21 75.0%	34 85.0%
イ いいえ	70 9.9%	76 20.9%	67 48.6%	7 25.0%	6 15.0%

(9)性に関する指導(エイズ教育を含む。)に関する校内研修を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	175	81	12	5	12
	24.7%	22.3%	8.7%	17.9%	30.0%
イ いいえ	534	282	126	23	28
	75.3%	77.7%	91.3%	82.1%	70.0%

(10)県教育委員会で作成した資料「知識を生かした保健学習－性に関する指導編－(平成23年2月発行)」及び「知識を活用した保健学習－感染症編－(平成24年2月発行)」を授業や研修会で活用しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	587	307	71	17	23
	82.8%	84.6%	51.4%	60.7%	57.5%
イ いいえ	122	56	67	11	17
	17.2%	15.4%	48.6%	39.3%	42.5%

(11)性に関する指導(エイズ教育を含む。)に関連して保護者等から苦情や問い合わせがありましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	6	4	1	0	0
	0.8%	1.1%	0.7%	0.0%	0.0%
イ いいえ	703	359	137	28	40
	99.2%	98.9%	99.3%	100.0%	100.0%

6 保健室経営について

(1)保健室経営計画を作成していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	670	351	124	27	40
	94.5%	96.7%	89.9%	96.4%	100.0%
イ いいえ	39	12	14	1	0
	5.5%	3.3%	10.1%	3.6%	0.0%

(2) (1)でアの場合、作成した保健室経営計画を職員会議等で、教職員の共通理解を図っていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	635	334	108	19	34
	94.8%	95.2%	87.1%	70.4%	85.0%
イ いいえ	35	17	16	8	6
	5.2%	4.8%	12.9%	29.6%	15.0%

7 定期健康診断の実施について

定期健康診断結果から把握した課題の解決に向けて、どのような取組をしましたか(複数可)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 学校保健委員会で、議題に取り上げた	607	269	34	5	28
	85.6%	74.1%	24.6%	17.9%	70.0%
イ 保健部会や職員会議等で報告した	432	216	89	18	28
	60.9%	59.5%	64.5%	64.3%	70.0%
ウ 保健だよりや学年だより等で家庭にお知らせした	673	347	104	20	35
	94.9%	95.6%	75.4%	71.4%	87.5%
エ 保健指導をした	391	199	95	21	22
	55.1%	54.8%	68.8%	75.0%	55.0%
オ その他	25	21	7	4	2
	3.5%	5.8%	5.1%	14.3%	5.0%

8 いわゆる保健室登校について

(1)保健室登校の児童生徒の事例が平成25年4月1日から10月31日までの間にありましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	143	32	20	2	4
	20.2%	8.8%	14.5%	7.1%	10.0%
イ いいえ	566	331	118	26	36
	79.8%	91.2%	85.5%	92.9%	90.0%

(2)保健室登校の児童生徒への校内の支援体制の組織は整備されていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	595	257	82	11	20
	83.9%	70.8%	59.4%	39.3%	50.0%
イ いいえ	114	106	56	17	20
	16.1%	29.2%	40.6%	60.7%	50.0%

9 健康相談等について

(1) 教員による朝の健康観察を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	709 100.0%	363 100.0%	138 100.0%	28 100.0%	40 100.0%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(2) 児童生徒の心身の健康に関して、健康相談を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	680 95.9%	353 97.2%	138 100.0%	28 100.0%	40 100.0%
イ いいえ	29 4.1%	10 2.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(3) 健康相談を実施するための校内の体制が整備されていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	640 90.3%	331 91.2%	130 94.2%	24 85.7%	35 87.5%
イ いいえ	69 9.7%	32 8.8%	8 5.8%	4 14.3%	5 12.5%

(4) 児童生徒の心身の健康問題解決のため、地域の関係機関と連携を図りましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	600 84.6%	323 89.0%	115 83.3%	22 78.6%	38 95.0%
イ いいえ	109 15.4%	40 11.0%	23 16.7%	6 21.4%	2 5.0%

10 養護教諭による「保健の授業」について

(1) 体育・保健体育や学級活動等で教員と養護教諭がチームを組んで保健の授業を実施しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	541 76.3%	146 40.2%	6 4.3%	3 10.7%	27 67.5%
イ いいえ	168 23.7%	217 59.8%	132 95.7%	25 89.3%	13 32.5%

(2) 養護教諭が兼任発令を受けて、単独で保健の授業を担当しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	5 0.7%	2 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.5%
イ いいえ	704 99.3%	361 99.4%	138 100.0%	28 100.0%	39 97.5%

11 学校環境衛生活動について

(1) 学校環境衛生活動のため(検査の実施及び検査場所の指示、検査結果の確認を含む)、学校薬剤師は何回来校していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 0回	3 0.4%	2 0.6%	2 1.4%	0 0.0%	0 0.0%
イ 1回	66 9.3%	40 11.0%	21 15.2%	0 0.0%	1 2.5%
ウ 2回	106 15.0%	56 15.4%	43 31.2%	4 14.3%	6 15.0%
エ 3回	138 19.5%	74 20.4%	32 23.2%	14 50.0%	11 27.5%
オ 4回以上	396 55.9%	191 52.6%	40 29.0%	10 35.7%	22 55.0%

(2) 学校環境衛生基準に基づく検査結果について、基準に合致しなかった項目がありましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア あり	99 14.0%	82 22.6%	20 14.5%	6 21.4%	7 17.5%
イ なし	610 86.0%	281 77.4%	118 85.5%	22 78.6%	33 82.5%

(3) (2)でアの場合、その項目は何ですか(複数可)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 換気及び保湿等	38 38.4%	35 42.7%	11 55.0%	3 50.0%	3 42.9%
イ 採光及び照明	44 44.4%	32 39.0%	9 45.0%	3 50.0%	3 42.9%
ウ 騒音	11 11.1%	2 2.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
エ 飲料水の水質・施設設備	23 23.2%	16 19.5%	5 25.0%	0 0.0%	1 14.3%
オ 学校の清潔	12 12.1%	2 2.4%	1 5.0%	0 0.0%	0 0.0%
カ ネズミ、衛生害虫等	12 12.1%	8 9.8%	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%
キ 教室等の備品の管理	2 2.0%	1 1.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
ク 水泳プールの水質・施設 設備の衛生状態	42 42.4%	17 20.7%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%

12 飲料水の管理について

(1)夏季休業中、毎日(教職員・児童生徒がいない日を除く。)受水槽(高架水槽を含む。)を通過した給水栓水の残留塩素を測定しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	693 97.7%	351 96.7%	126 91.3%	23 82.1%	33 82.5%
イ いいえ	6 0.8%	5 1.4%	12 8.7%	5 17.9%	7 17.5%
ウ 受水槽がない	10 1.4%	7 1.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(2) (1)でアの場合、その記録はしていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	693 100.0%	351 100.0%	126 100.0%	23 100.0%	33 100.0%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(3)校内にある冷水器の水の水質検査(残留塩素、外観、臭気、味等)を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 実施している	168 23.7%	119 32.8%	29 21.0%	6 21.4%	2 5.0%
イ 実施していない	34 4.8%	38 10.5%	9 6.5%	3 10.7%	0 0.0%
ウ 冷水器がない	507 71.5%	206 56.7%	100 72.5%	19 67.9%	38 95.0%

(4) (3)でアの場合、その記録はしていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	131 78.0%	91 54.2%	26 15.5%	6 3.6%	2 1.2%
イ いいえ	37 22.0%	28 16.7%	3 1.8%	0 0.0%	0 0.0%

13 農薬の使用について

農薬を使用して「樹木の殺虫」や「雑草の除草」を行う場合、事前に児童生徒や保護者・近隣の住民に周知していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 周知している	363 51.2%	149 41.0%	39 28.3%	6 21.4%	7 17.5%
イ 周知していない	18 2.5%	14 3.9%	19 13.8%	6 21.4%	3 7.5%
ウ 農薬は使用しない	328 46.3%	200 55.1%	80 58.0%	16 57.1%	30 75.0%

14 光化学スモッグについて

(1)光化学スモッグ予報等が発令された場合、学校内において全教職員がその発令について知る方法が確立されていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	709 100.0%	363 100.0%	138 100.0%	28 100.0%	40 100.0%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(2)光化学スモッグ予報等が発令された場合、学校で対応すべき内容について、全教職員が理解し対応していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	709 100.0%	363 100.0%	138 100.0%	28 100.0%	40 100.0%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

IV 学校安全

※ 学校安全計画(学校安全の全体計画・学校安全の年間計画)

1 学校安全計画について(学校保健安全法「平成21年4月」で策定を義務づけ)
学校安全計画の見直し時期はいつですか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 行事終了の都度	205 28.9%	57 15.7%	9 6.5%	3 10.7%	2 5.0%
イ 学期終了時	28 3.9%	34 9.4%	3 2.2%	0 0.0%	2 5.0%
ウ 年度末	476 67.1%	272 74.9%	126 91.3%	25 89.3%	36 90.0%

2 危機管理マニュアルについて(学校保健安全法「平成21年4月」で策定を義務づけ)

《防災の内容》

(1)学校防災マニュアルの見直し時期はいつですか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 行事(訓練等)終了の都度	251 35.4%	92 25.3%	9 6.5%	5 17.9%	7 17.5%
イ 学期終了時	23 3.2%	18 5.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 5.0%
ウ 年度末	435 61.4%	253 69.7%	129 93.5%	23 82.1%	31 77.5%

(2)学校防災マニュアルには、避難所(避難場所)としての学校の初期対応について記載されていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	647 91.3%	333 91.7%	133 96.4%	28 100.0%	35 87.5%
イ いいえ	62 8.7%	30 8.3%	5 3.6%	0 0.0%	5 12.5%

(3)市町村の防災担当者と年1回以上連絡をとっていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	573 80.8%	291 80.2%	110 79.7%	23 82.1%	26 65.0%
イ いいえ	136 19.2%	72 19.8%	28 20.3%	5 17.9%	14 35.0%

《防犯の内容》

(4)不審者対応(防犯)マニュアルの見直し時期はいつですか。

(学校保健安全法「平成21年4月」で策定を義務づけ)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 行事(訓練等)終了の都度	322 45.4%	41 11.3%	9 6.5%	3 10.7%	13 32.5%
イ 学期終了時	13 1.8%	18 5.0%	2 1.4%	0 0.0%	1 2.5%
ウ 年度末	374 52.8%	304 83.7%	127 92.0%	25 89.3%	26 65.0%

3 交通安全指導について

(1)朝の会・帰りの会・SHR等で交通安全について指導を行っていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	709 100.0%	363 100.0%	138 100.0%	28 100.0%	40 100.0%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(2)交通安全について、学年行事・学校行事での年間の指導回数は何回ですか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 1回	116 16.4%	75 20.7%	32 23.2%	7 25.0%	12 30.0%
イ 2回	96 13.5%	51 14.0%	25 18.1%	2 7.1%	4 10.0%
ウ 3回以上	497 70.1%	237 65.3%	81 58.7%	19 67.9%	24 60.0%

(3)交通安全指導の中で、危険回避・予測等の内容を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	699 98.6%	342 94.2%	133 96.4%	25 89.3%	37 92.5%
イ いいえ	10 1.4%	21 5.8%	5 3.6%	3 10.7%	3 7.5%

(4)通学に自転車の利用を許可していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	3 0.4%	225 62.0%	138 100.0%	28 100.0%	29 72.5%
イ いいえ	706 99.6%	138 38.0%	0 0.0%	0 0.0%	11 27.5%

(5) (4)でアの場合、①全校の児童生徒は何人ですか。②その中で、自転車の利用を許可している児童生徒は何人ですか(自宅から最寄り駅までも含む)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
① 全校の児童生徒数	1,959	90,391	107,371	5,435	4,949
② 自転車利用を許可している児童生徒数	8 0.4%	34,700 38.4%	68,386 63.7%	2,852 52.5%	503 10.2%

(6) (4)でアの場合、通学者に対して、ヘルメットの着用を義務づけていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	3 100.0%	164 72.9%	*	*	*
イ いいえ	0 0.0%	62 27.6%	*	*	*

(7)交通安全指導の中で、自転車の乗り方についての指導時間を確保していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	709 100.0%	363 100.0%	138 100.0%	28 100.0%	29 72.5%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	11 27.5%

(8) (7)でアの場合、どのように指導していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 全ての学年で実施	135 19.0%	300 82.6%	119 86.2%	28 100.0%	13 44.8%
イ 特定の学年で実施	574 81.0%	63 17.4%	19 13.8%	0 0.0%	16 55.2%

(9)法令に基づいて、児童生徒に対して、自転車に乗車する際にヘルメットを着用するよう指導していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	709 100.0%	363 100.0%	*	*	*
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	*	*	*

(10)保護者に、自転車事故に係る保険の加入について情報提供していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	442	286	133	17	19
	62.3%	78.8%	96.4%	60.7%	47.5%
イ いいえ	267	77	5	11	20
	37.7%	21.2%	3.6%	39.3%	50.0%

(11)通学路を指定していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	709	344	*	*	*
	100.0%	94.8%			
イ いいえ	0	19	*	*	*
	0.0%	5.2%			

(12) (11)でアの場合、①通学路の安全点検を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	709	344	*	*	*
	100.0%	100.0%			
イ いいえ	0	0	*	*	*
	0.0%	0.0%			

②安全点検はどのくらいの割合で行っていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 毎年	698	315	*	*	*
	98.4%	91.6%			
イ 2年に1回	0	10	*	*	*
	0.0%	2.9%			
ウ 3～4年に1回	7	6	*	*	*
	1.0%	1.7%			
エ 5年に1回(埼玉県通学路 安全総点検とは別)	1	0	*	*	*
	0.1%	0.0%			
オ 埼玉県通学路安全総点検 に合わせて行う	3	13	*	*	*
	0.4%	3.8%			

(13) (11)でアの場合、①通学路の安全パトロールを実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	709	344	*	*	*
	100.0%	100.0%			
イ いいえ	0	0	*	*	*
	0.0%	0.0%			

②安全パトロールを実施している場合、パトロールを行っている人は誰ですか(複数可)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 教職員	670	324	*	*	*
	94.5%	94.2%			
イ PTA	605	210	*	*	*
	85.3%	61.0%			
ウ スクールガード・リーダー	580	19	*	*	*
	81.8%	5.5%			
エ 学校応援団	354	65	*	*	*
	49.9%	18.9%			
オ 交通指導員	416	39	*	*	*
	58.7%	11.3%			
エ 地域ボランティア組織等	337	56	*	*	*
	47.5%	16.3%			
オ その他	18	12	*	*	*
	2.5%	3.5%			

(14)通学班登校を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	697	*	*	*	*
	98.3%				
イ いいえ	12	*	*	*	*
	1.7%				

(15)登下校でスクールバス等(借上等も含む。)を利用(一部利用も含む。)していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	41 5.8%	12 3.3%	6 4.3%	1 3.6%	33 82.5%
イ いいえ	668 94.2%	351 96.7%	132 95.7%	27 96.4%	7 17.5%

4 防災指導について

(1)防災(自然災害・火災)に関する避難訓練を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	709 100.0%	363 100.0%	138 100.0%	28 100.0%	40 100.0%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(2)防災に関する避難訓練の年間実施回数は何回ですか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校	
火災	ア 0回	3 0.4%	8 2.2%	3 2.2%	0 0.0%	0 0.0%
	イ 1回	365 51.5%	207 57.0%	119 86.2%	26 92.9%	22 55.0%
	ウ 2回	239 33.7%	105 28.9%	14 10.1%	2 7.1%	11 27.5%
	エ 3回以上	102 14.4%	43 11.8%	2 1.4%	0 0.0%	7 17.5%

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校	
震災	ア 0回	2 0.3%	1 0.3%	13 9.4%	0 0.0%	0 0.0%
	イ 1回	216 30.5%	156 43.0%	108 78.3%	26 92.9%	22 55.0%
	ウ 2回	279 39.4%	139 38.3%	14 10.1%	2 7.1%	15 37.5%
	エ 3回以上	212 29.9%	67 18.5%	3 2.2%	0 0.0%	3 7.5%

(3)防災に関する避難訓練で実施している内容を全て選択してください(複数可)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 避難	704 99.3%	362 99.7%	136 98.6%	28 100.0%	40 100.0%
イ 救助袋等の降下訓練	128 18.1%	33 9.1%	89 64.5%	0 0.0%	8 20.0%
ウ 消火訓練	290 40.9%	144 39.7%	106 76.8%	6 21.4%	28 70.0%
エ 救命訓練(講習)	174 24.5%	86 23.7%	43 31.2%	4 14.3%	12 30.0%
オ 講話	534 75.3%	275 75.8%	119 86.2%	19 67.9%	32 80.0%
カ その他	83 11.7%	33 9.1%	31 22.5%	3 10.7%	8 20.0%

(4)防災に関する避難訓練で、消防署の協力を得ていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	498 70.2%	246 67.8%	133 96.4%	20 71.4%	39 97.5%
イ いいえ	211 29.8%	117 32.2%	5 3.6%	8 28.6%	1 2.5%

(5)「緊急地震速報の報知音を利用した避難訓練」について、昨年度の実績を踏まえ改善を図りましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	681 96.1%	327 90.1%	113 81.9%	25 89.3%	36 90.0%
イ いいえ	28 3.9%	36 9.9%	25 18.1%	3 10.7%	4 10.0%

(6)「緊急地震速報の報知音を利用した避難訓練」を年間何回実施していますか(ショート訓練を含む。)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 1回	338	223	122	27	25
	47.7%	61.4%	88.4%	96.4%	62.5%
イ 2回	181	86	14	1	10
	25.5%	23.7%	10.1%	3.6%	25.0%
ウ 3回以上	190	54	2	0	5
	26.8%	14.9%	1.4%	0.0%	12.5%

(7)防災について、どんな機会に指導していますか(複数可)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 避難訓練の前後	698	351	132	25	36
	98.4%	96.7%	95.7%	89.3%	90.0%
イ 教科の中で	254	97	28	3	2
	35.8%	26.7%	20.3%	10.7%	5.0%
ウ 学級活動・HR活動	579	248	55	10	23
	81.7%	68.3%	39.9%	35.7%	57.5%
エ その他	40	23	11	2	3
	5.6%	6.3%	8.0%	7.1%	7.5%

(8)防災に関する指導時間総数は、年間で何時間ですか。

※避難訓練(ショート訓練も含む)に要する時間も計上する。

※事前・事後の指導や教科指導、学級活動、LHR等で実施しているものも全て計上する。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 1時間	20	18	18	9	2
	2.8%	5.0%	13.0%	32.1%	5.0%
イ 2~3時間	330	214	90	17	27
	46.5%	59.0%	65.2%	60.7%	67.5%
ウ 4時間以上	359	131	30	2	11
	50.6%	36.1%	21.7%	7.1%	27.5%

(9)児童生徒に対し、津波に関する教育を実施しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	320	147	37	8	4
	45.1%	40.5%	26.8%	28.6%	10.0%
イ いいえ	389	216	101	20	36
	54.9%	59.5%	73.2%	71.4%	90.0%

(10)児童生徒に対し、異常気象(竜巻、突風、落雷、大雨など)から身を守るための防災教育(防災訓練等)を実施しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	594	285	79	13	14
	83.8%	78.5%	57.2%	46.4%	35.0%
イ いいえ	115	78	59	15	26
	16.2%	21.5%	42.8%	53.6%	65.0%

(11)保護者への引き渡し訓練を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	704	30	*	*	22
	99.3%	8.3%			55.0%
イ いいえ	5	333	*	*	18
	0.7%	91.7%			45.0%

(12) (11)でアの場合、①何回実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 1回	678	30	*	*	*
	96.3%	100.0%			
イ 2回以上	26	0	*	*	*
	3.7%	0.0%			

②どのような方法で行っていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 避難訓練と併せて行っている	540	23	*	*	*
	76.7%	76.7%			
イ 引き渡し訓練のみ行っている	140	6	*	*	*
	19.9%	20.0%			
ウ 「避難訓練と併せて」及び「引き渡し訓練」と両方の方法	23	0	*	*	*
	3.3%	0.0%			
エ その他	1	1	*	*	*
	0.1%	3.3%			

(13)防災に関する指導で、教材としてどのようなものを使用しましたか(複数可)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 危機管理・防災に関する教材 (県危機管理防災部作成)	45 6.3%	236 65.0%	21 15.2%	6 21.4%	7 17.5%
イ 安全教育指導資料 (県教育委員会作成)	504 71.1%	178 49.0%	48 34.8%	11 39.3%	7 17.5%
ウ 地震を震災にしないために (県教育委員会作成)	116 16.4%	40 11.0%	12 8.7%	2 7.1%	2 5.0%
エ 子ども(生徒)を事件・事故・災害から守る ためにできることは(文部科学省作成)	199 28.1%	47 12.9%	11 8.0%	3 10.7%	2 5.0%
オ 災害から命を守るために (文部科学省作成)	191 26.9%	50 13.8%	25 18.1%	1 3.6%	3 7.5%
カ 気象庁作成資料※	226 31.9%	76 20.9%	7 5.1%	3 10.7%	3 7.5%
キ その他	143 20.2%	84 23.1%	67 48.6%	13 46.4%	20 50.0%

※「津波からにげる」「津波に備える」「竜巻から身を守る」「局地的大雨等から児童・生徒を守るため」

(14) (13)でアの場合、いつから使用していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 初めて使用した	10 22.2%	40 16.9%	2 9.5%	4 66.7%	3 42.9%
イ これまでにも使用していた	35 77.8%	196 83.1%	19 90.5%	2 33.3%	4 57.1%

5 防犯教育について

(1)児童生徒を対象とした防犯教室を実施しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	709 100.0%	363 100.0%	110 79.7%	28 100.0%	22 55.0%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	28 20.3%	0 0.0%	18 45.0%

(2) (1)でアの場合、①防犯教室の指導者は誰ですか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 教職員	164 23.1%	107 29.5%	55 50.0%	15 53.6%	11 50.0%
イ 警察官	318 44.9%	168 46.3%	41 37.3%	9 32.1%	7 31.8%
ウ 教職員と警察官	183 25.8%	58 16.0%	10 9.1%	2 7.1%	5 22.7%
エ その他	44 6.2%	30 8.3%	4 3.6%	2 7.1%	0 0.0%

②どのような内容を実施しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 講話による指導	263 37.1%	265 73.0%	99 90.0%	25 89.3%	11 50.0%
イ 講話と実技による指導	433 61.1%	93 25.6%	10 9.1%	3 10.7%	11 50.0%
ウ 実技指導	9 1.3%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
エ その他	4 0.6%	4 1.1%	1 0.9%	0 0.0%	0 0.0%

(3)教職員の防犯による研修を実施しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	434 61.2%	170 46.8%	35 25.4%	6 21.4%	32 80.0%
イ いいえ	275 38.8%	193 53.2%	103 74.6%	22 78.6%	8 20.0%

(4) (3)でアの場合、①防犯研修の指導者は誰ですか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 教職員	172 24.3%	117 32.2%	25 22.7%	2 7.1%	7 31.8%
イ 警察官	217 30.6%	32 8.8%	8 7.3%	2 7.1%	21 95.5%
ウ 教職員と警察官	38 5.4%	11 3.0%	1 0.9%	1 3.6%	4 18.2%
エ その他	7 1.0%	10 2.8%	1 0.9%	1 3.6%	0 0.0%

②どのような内容を実施しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 講義による研修	125 28.8%	127 74.7%	29 82.9%	5 83.3%	6 18.8%
イ 講義と実技による研修	262 60.4%	35 20.6%	3 8.6%	1 16.7%	24 75.0%
ウ 実技研修	41 9.4%	5 2.9%	1 2.9%	0 0.0%	2 6.3%
エ その他	6 1.4%	3 1.8%	2 5.7%	0 0.0%	0 0.0%

(5)地域安全マップ(平成20年度に全小中学校で作成済み)の見直しをしましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 既に作成してあるものを見直した	569 80.3%	279 76.9%	*	*	*
イ 新たに作成した	31 4.4%	20 5.5%	*	*	*
ウ 作成はしてあるが見直ししていない	109 15.4%	64 17.6%	*	*	*

(6) (5)でア、イの場合、地域安全マップの作成・見直し(協力・助言を含む。)をしたのは誰ですか(複数可)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 児童	193 32.2%	2 0.7%	*	*	*
イ 生徒	6 1.0%	91 30.4%	*	*	*
ウ 教職員	571 95.2%	286 95.7%	*	*	*
エ 保護者	349 58.2%	94 31.4%	*	*	*
オ スクールガード・リーダー、 スクールガード	217 36.2%	10 3.3%	*	*	*
カ その他	29 4.8%	4 1.3%	*	*	*

(7)地域安全マップの内容はどれに該当しますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 防犯だけの内容(子ども110番の家マップを含む)	71 10.0%	32 8.8%	*	*	*
イ 交通安全だけの内容	67 9.4%	79 21.8%	*	*	*
ウ 防災だけの内容(広域避難場所表示を含む)	3 0.4%	8 2.2%	*	*	*
エ 防犯と交通安全を含んだ内容	414 58.4%	150 41.3%	*	*	*
オ 防犯と防災を含んだ内容	13 1.8%	12 3.3%	*	*	*
カ 交通安全と防災を含んだ内容	20 2.8%	28 7.7%	*	*	*
キ 防犯・交通安全・防災すべてを含んだ内容	121 17.1%	54 14.9%	*	*	*

(8)地域安全マップを児童生徒以外に配布していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	314 44.3%	97 26.7%	*	*	*
イ いいえ	395 55.7%	266 73.3%	*	*	*

(9) (8)でアの場合、配布先はどこですか(複数可)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 保護者	254 80.9%	86 88.7%	*	*	*
イ 地域関係者(スクールガード・ 子供110番の家・自治会等)	240 76.4%	51 52.6%	*	*	*
ウ 近隣の小学校(私立を含む)	18 5.7%	14 14.4%	*	*	*
エ 近隣の中学校(私立を含む)	25 8.0%	2 2.1%	*	*	*
オ 近隣の高等学校(私立を含む)	2 0.6%	0 0.0%	*	*	*
カ 近隣の特別支援学校	0 0.0%	0 0.0%	*	*	*

6 子ども110番の家について

(1) 子ども110番の家は設置されていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	708 99.9%	*	*	*	*
イ いいえ	1 0.1%	*	*	*	*

(2) (1)でアの場合、学区内に何か所設置されていますか。

小学校	56,828 箇所
-----	-----------

(3) (1)でアの場合、「子ども110番の家」はどこから依頼していますか(複数可)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 学校	439 62.0%	*	*	*	*
イ 市町村	140 19.8%	*	*	*	*
ウ 市町村教育委員会	208 29.4%	*	*	*	*
エ 警察署	52 7.3%	*	*	*	*
オ その他	154 21.8%	*	*	*	*

7 スクールガード及びスクールガード・リーダーの状況について

(1)(2)略

(3)9月末日現在で、スクールガード・リーダーが「わがまち防犯隊」「学校応援団」と兼ねている人数それぞれ何人ですか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
①わがまち防犯隊と兼ねている	17	*	*	*	*
②学校応援団と兼ねている	466	*	*	*	*
③わがまち防犯隊、学校応援団 両方と兼ねている	114	*	*	*	*

8 学校安全管理について

(1)安全点検は法令(学校保健安全法施行規則)では、毎学期1回以上行うことが定められています
が、どのような期間に実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 学期1回	9 1.3%	18 5.0%	125 90.6%	26 92.9%	4 10.0%
イ 月1回	647 91.3%	318 87.6%	12 8.7%	2 7.1%	35 87.5%
ウ 月1回以上	53 7.5%	27 7.4%	1 0.7%	0 0.0%	1 2.5%

(2)不審者等から児童生徒の安全を確保するために、どのような対策をとっていますか(複数可)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 防犯カメラの設置	312 44.0%	160 44.1%	23 16.7%	6 21.4%	0 0.0%
イ センサーの設置	104 14.7%	85 23.4%	19 13.8%	3 10.7%	3 7.5%
ウ 警備員の配置	49 6.9%	4 1.1%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%
エ 防犯ブザーの配布	607 85.6%	43 11.8%	8 5.8%	1 3.6%	7 17.5%
オ 安全を守るための器具の 設置(さすまた、ネット等)	670 94.5%	313 86.2%	89 64.5%	20 71.4%	38 95.0%
カ 不審者対応をねらいとした 避難訓練の実施	490 69.1%	58 16.0%	3 2.2%	0 0.0%	24 60.0%
キ その他	27 3.8%	32 8.8%	30 21.7%	7 25.0%	9 22.5%

(3) (2)でアの場合、①設置台数は何台ですか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
防犯カメラの設置台数	1,090	557	74	18	*

②どこに設置していますか(複数可)(割合(%))=項目/防犯カメラを設置している学校数。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 校門付近	242 77.6%	122 76.3%	13 56.5%	3 50.0%	*
イ 校舎付近(校門付近を除く)	158 50.6%	80 50.0%	9 39.1%	2 33.3%	*
ウ 正面玄関(職員・来賓等)	128 41.0%	69 43.1%	10 43.5%	2 33.3%	*
エ 児童生徒玄関(昇降口)	149 47.8%	73 45.6%	9 39.1%	3 50.0%	*
オ その他	65 20.8%	38 23.8%	8 34.8%	1 16.7%	*

③モニターはどこに設置していますか(複数可)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 職員室	278 89.1%	114 71.3%	8 34.8%	2 33.3%	*
イ 事務室	16 5.1%	9 5.6%	13 56.5%	3 50.0%	*
ウ 校長室	12 3.8%	16 10.0%	1 4.3%	0 0.0%	*
エ その他	3 1.0%	10 6.3%	6 26.1%	1 16.7%	*

(4)①学校内でAEDの点検責任者が決められていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	709 100.0%	363 100.0%	138 100.0%	28 100.0%	40 100.0%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

②学校内に設置されているAEDは何台ありますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
AEDの設置台数	809	424	256	50	57

(5)学校内のAEDは、どこに設置されていますか(管理台数分回答)(割合(%))=項目/学校数。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 正面玄関(職員、来賓等)	126 17.8%	93 25.6%	87 63.0%	24 85.7%	19 47.5%
イ 児童生徒玄関(昇降口)	9 1.3%	7 1.9%	3 2.2%	0 0.0%	2 5.0%
ウ 保健室	320 45.1%	89 24.5%	21 15.2%	3 10.7%	16 40.0%
エ 職員室	254 35.8%	185 51.0%	18 13.0%	0 0.0%	4 10.0%
オ 体育館	65 9.2%	33 9.1%	88 63.8%	17 60.7%	4 10.0%
カ 校庭・グラウンド	0 0.0%	1 0.3%	10 7.2%	1 3.6%	0 0.0%
キ 合宿・宿舍施設	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 7.5%
ク その他	31 4.4%	15 4.1%	23 16.7%	4 14.3%	8 20.0%

(6)教職員を対象とした救急救命に関する講習会(AED講習を含む。)を学校で年間何回実施しましたか(AED設置時の業者による説明は除く)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 1回	653 92.1%	342 94.2%	119 86.2%	25 89.3%	29 72.5%
イ 2回	51 7.2%	18 5.0%	10 7.2%	2 7.1%	9 22.5%
ウ 3回以上	5 0.7%	2 0.6%	1 0.7%	0 0.0%	2 5.0%
エ 実施しない	0 0.0%	1 0.3%	8 5.8%	1 3.6%	0 0.0%

(7) (6)でエ以外の場合、講習会を受講できなかった教職員に対して、どのように対応していますか(複数可)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 講習会を再度実施して、当該教職員を受講させた	27 3.8%	12 3.3%	7 5.4%	4 14.8%	9 22.5%
イ 個別に対応した	478 67.4%	227 62.7%	42 32.3%	11 40.7%	12 30.0%
ウ 学校外の機関(消防署など)での講習会の受講を促した	87 12.3%	38 10.5%	21 16.2%	2 7.4%	5 12.5%
エ その他	67 9.4%	31 8.6%	38 29.2%	5 18.5%	7 17.5%
オ 対応していない	80 11.3%	62 17.1%	31 23.8%	6 22.2%	7 17.5%

(8) (6)でエ以外の場合、講習会の講師はどこに依頼しましたか(複数可)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 消防署	538 75.9%	249 68.8%	101 77.7%	18 66.7%	27 67.5%
イ 日本赤十字社	29 4.1%	9 2.5%	14 10.8%	5 18.5%	7 17.5%
ウ その他	152 21.4%	106 29.3%	19 14.6%	4 14.8%	6 15.0%

(9) (6)でエ以外の場合、講習会終了後、終了証や認定証等の交付を受けた人数は何人ですか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
人数	3,111	2,860	959	129	542

(10) 児童生徒を対象とした救急救命に関する講習会(AED講習を含む。)を学校で実施しましたか(AED設置時の業者による説明は除く。)(複数可)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 「教職員を対象とした講習会」に一緒に受講させた	28 3.9%	40 11.0%	36 26.1%	7 25.0%	0 0.0%
イ 児童生徒のみを対象とした講習会を実施した	79 11.1%	146 40.2%	65 47.1%	5 17.9%	3 7.5%
ウ 実施しない	604 85.2%	186 51.2%	40 29.0%	17 60.7%	37 92.5%

(11) (10)でイの場合、講習会の講師はどこに依頼しましたか(複数可)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 消防署	75 94.9%	123 84.2%	52 80.0%	5 100.0%	3 100.0%
イ 日本赤十字社	6 7.6%	9 6.2%	5 7.7%	1 20.0%	0 0.0%
ウ その他	16 20.3%	22 15.1%	12 18.5%	0 0.0%	0 0.0%

V 食育・学校給食(小学校、中学校、定時制課程高等学校、特別支援学校)

1 食に関する指導(食育)全体計画を作成していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	709 100.0%	363 100.0%	*	27 96.4%	34 85.0%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	*	0 0.0%	0 0.0%

2 学校給食全体計画(健康教育の全体計画としての作成を含む。)を作成していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	674 95.1%	331 91.2%	*	17 60.7%	19 47.5%
イ いいえ	35 4.9%	32 8.8%	*	10 35.7%	15 37.5%

3 食に関する指導または、学校給食年間指導計画を作成していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	709 100.0%	363 100.0%	*	27 96.4%	34 85.0%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	*	0 0.0%	0 0.0%

4 行事給食や交流給食などの給食活動について
 (1) 行事給食(七夕・お月見等)を実施しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	534 75.3%	239 65.8%	*	23 82.1%	32 80.0%
年間実施回数	3,899	1,600	*	144	327
イ いいえ	175 24.7%	124 34.2%	*	4 14.3%	2 5.0%

(2) 交流給食を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	572 80.7%	43 11.8%	*	1 3.6%	16 40.0%
年間実施回数	2,827	726	*	1	38
イ いいえ	137 19.3%	320 88.2%	*	26 92.9%	18 45.0%

(3) 児童生徒が選択できる給食(バイキング給食、セレクト給食等)を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	479 67.6%	163 44.9%	*	10 35.7%	24 60.0%
年間実施回数	1,282	264	*	21	55
イ いいえ	230 32.4%	200 55.1%	*	17 60.7%	10 25.0%

5 地場産物の活用について

(1) 米、小麦、牛乳以外の地場産物(地域、県内産農畜産物)を活用した献立による給食を、週平均何回実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 毎回	104 14.7%	55 15.2%	*	7 25.0%	5 12.5%
イ 週3~4回	227 32.0%	111 30.6%	*	7 25.0%	11 27.5%
ウ 週1~2回	223 31.5%	124 34.2%	*	7 25.0%	16 40.0%
エ 週1回未満	155 21.9%	72 19.8%	*	6 21.4%	2 5.0%

(2) 献立作成にあたり、地場産物の活用を心掛けていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	700 98.7%	353 97.2%	*	27 96.4%	33 82.5%
イ いいえ	9 1.3%	9 2.5%	*	0 0.0%	1 2.5%

6 家庭・地域と連携した学校給食の実施について(複数可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 招待給食を実施している	328 46.3%	40 11.0%	*	4 14.3%	2 5.0%
イ 親子給食を実施している	150 21.2%	4 1.1%	*	3 10.7%	1 2.5%
ウ 試食会を実施している	644 90.8%	170 46.8%	*	11 39.3%	32 80.0%
エ 調理講習会を実施している	82 11.6%	28 7.7%	*	0 0.0%	8 20.0%
オ 給食だより等により情報提供している	556 78.4%	284 78.2%	*	21 75.0%	25 62.5%
カ その他	30 4.2%	22 6.1%	*	0 0.0%	2 5.0%

7 6でアの場合、招待者は誰ですか(複数可)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 地域の敬老会	96	3	*	0	0
	29.3%	7.5%		0.0%	0.0%
イ 本の読み聞かせ団体	66	2	*	0	0
	20.1%	5.0%		0.0%	0.0%
ウ 学習支援ボランティア	128	6	*	2	0
	39.0%	15.0%		50.0%	0.0%
エ 交通指導員	67	0	*	0	0
	20.4%	0.0%		0.0%	0.0%
オ 民生児童委員	72	9	*	0	0
	22.0%	22.5%		0.0%	0.0%
カ 自治会(地域)関係者	94	10	*	1	0
	28.7%	25.0%		25.0%	0.0%
キ 学校評議員	182	32	*	1	1
	55.5%	80.0%		25.0%	2.5%
ク その他	82	10	*	4	1
	25.0%	25.0%		100.0%	2.5%

8 食に関する指導と関連して、野菜づくりなどの農業体験を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	650	231	*	1	25
	91.7%	63.6%		3.6%	62.5%
イ いいえ	59	132	*	26	9
	8.3%	36.4%		92.9%	22.5%

9 8でアの場合、収穫した農作物を給食で食べていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	212	53	*	1	12
	32.6%	22.9%		2800.0%	30.0%
イ いいえ	438	178	*	0	13
	67.4%	77.1%		0.0%	32.5%

10 学級活動や教科等で、教員と栄養教諭・学校栄養職員がチームを組んで食に関する授業を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	564	125	*	1	16
	79.5%	34.4%		3.6%	40.0%
イ いいえ	145	238	*	26	18
	20.5%	65.6%		92.9%	45.0%

11 10でアの場合、何割程度の学級で実施できましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 2割未満	151	16	*	0	11
	26.8%	12.8%		0.0%	68.8%
イ 2割以上5割未満	166	64	*	0	2
	29.4%	51.2%		0.0%	12.5%
ウ 5割以上8割未満	61	16	*	0	0
	10.8%	12.8%		0.0%	0.0%
エ 8割以上	31	6	*	0	0
	5.5%	4.8%		0.0%	0.0%
オ 10割(全学年)	155	23	*	1	3
	27.5%	18.4%		100.0%	18.8%

12 学級活動や教科等で、教員と養護教諭がチームを組んで食に関する授業を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	270	45	*	1	7
	38.1%	12.4%		3.6%	17.5%
イ いいえ	439	318	*	26	27
	61.9%	87.6%		92.9%	67.5%

13 学校栄養職員を特別非常勤講師制度により活用していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	143	47	*	0	6
	20.2%	12.9%		0.0%	15.0%
イ いいえ	566	316	*	27	28
	79.8%	87.1%		96.4%	70.0%

- 14 ランチルームで食育の掲示をしたり、食育相談室、啓発掲示コーナー等を設けて児童生徒や保護者に食の大切さ等を啓発していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	598 84.3%	257 70.8%	*	24 85.7%	32 80.0%
イ いいえ	111 15.7%	106 29.2%	*	3 10.7%	2 5.0%

- 15 14でアの場合、どのような啓発方法ですか(複数可)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 啓発ルーム	31 5.2%	4 1.6%	*	1 4.2%	0 0.0%
イ 食育相談室	16 2.7%	0 0.0%	*	0 0.0%	4 10.0%
ウ 掲示コーナー	544 91.0%	224 87.2%	*	20 83.3%	29 72.5%
エ 各種たよりの発行	332 55.5%	129 50.2%	*	13 54.2%	20 50.0%
オ その他	35 5.9%	10 3.9%	*	2 8.3%	1 2.5%

- 16 養護教諭や栄養教諭・学校栄養職員が、児童生徒と食に関する個別相談活動を実施していますか(肥満やアレルギー等のほか、好き嫌いのなくし方や魚の上手な食べ方など身近な相談も含む)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	463 65.3%	191 52.6%	*	18 64.3%	25 62.5%
イ いいえ	246 34.7%	172 47.4%	*	9 32.1%	9 22.5%

- 17 16でアの場合、週平均何回実施していますか(複数可)。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 2回以下	427 92.2%	179 93.7%	*	15 83.3%	20 50.0%
イ 3~4回	26 5.6%	7 3.7%	*	1 5.6%	2 5.0%
ウ 5~6回	3 0.6%	3 1.6%	*	1 5.6%	2 5.0%
エ 7回以上	7 1.5%	2 1.0%	*	1 5.6%	1 2.5%

- 18 養護教諭や栄養教諭・学校栄養職員が、食物アレルギーや肥満傾向などのある児童生徒の保護者に食に関する個別相談を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	598 84.3%	239 65.8%	*	19 67.9%	30 75.0%
イ いいえ	111 15.7%	124 34.2%	*	8 28.6%	4 10.0%

- 19 県教育委員会で作成した資料の活用について

- (1) 県教育委員会が作成した「小学校中学年用食育学習教材:楽しく食べてけんこうな生活」(平成19年度作成)を授業等で活用していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	596 84.1%	*	*	*	*
イ いいえ	113 15.9%	*	*	*	*

- (2) 「すぐ使える言葉がけ事例集」(平成20年度作成)を授業等で活用していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	395 55.7%	120 33.1%	*	*	*
イ いいえ	314 44.3%	243 66.9%	*	*	*

(3)「早寝・早起き・朝ごはんチェックカード」(平成20年度作成)を授業等で活用していますか。
(各学校等で編集したもの、独自に作成したものでも可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	548	177	*	*	*
	77.3%	48.8%			
イ いいえ	161	186	*	*	*
	22.7%	51.2%			

(4)「誰でもつくれる朝ごはんメニュー集」(平成23年度版)を子供たちに紹介していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	702	358	*	14	33
	99.0%	98.6%		50.0%	82.5%
イ いいえ	7	5	*	13	33
	1.0%	1.4%		46.4%	82.5%

(5) (4)でアの場合、授業等で活用していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	431	195	*	3	21
	61.4%	54.5%		21.4%	52.5%
イ いいえ	271	163	*	11	12
	38.6%	45.5%		78.6%	30.0%

(6)「埼玉県地場産物を活用した学校給食メニュー集」(平成24年度版)を給食や食に関する指導に活用していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	482	194	*	16	25
	68.0%	53.4%		57.1%	62.5%
イ いいえ	227	169	*	11	25
	32.0%	46.6%		39.3%	62.5%

20 弁当の日について

(1)学校給食において「弁当の日」(平成19年度策定)「親子のふれあい」、行事等(運動会)を含む。)を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	404	120	*	0	7
	57.0%	33.1%		0.0%	17.5%
イ いいえ	305	243	*	27	27
	43.0%	66.9%		96.4%	67.5%

(2)学校給食において、「子ども自らつくる『弁当の日』(平成22年度策定)を学校行事等で設定していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	82	39	*	0	1
	11.6%	10.7%		0.0%	2.5%
イ いいえ	627	324	*	27	33
	88.4%	89.3%		96.4%	82.5%

21 児童生徒の嘔吐物のため汚れた食器具等の衛生的な処理方法について全教職員が知っていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	709	363	*	27	34
	100.0%	100.0%		96.4%	85.0%
イ いいえ	0	0	*	0	0
	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%

22 次の食育月間・週間の取組について

(1)6月の食育月間において、全校集会等で取組をしましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	295	133	*	1	12
	41.6%	36.6%		3.6%	30.0%
イ いいえ	414	230	*	26	22
	58.4%	63.4%		92.9%	55.0%

(2)毎月19日を「食育の日」として、保護者等へ啓発していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	429	165	*	5	20
	60.5%	45.5%		17.9%	50.0%
イ いいえ	280	198	*	22	14
	39.5%	54.5%		78.6%	35.0%

(3)6月、11月の「彩の国学校給食月間」(平成10年度から実施)において、全校集会等で取組をしていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
アはい	403	178	*	7	14
	56.8%	49.0%		25.0%	35.0%
イいいえ	306	185	*	20	20
	43.2%	51.0%		71.4%	50.0%

(4)1月の全国学校給食月間において、全校集会等で取組をしていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
アはい	607	239	*	8	18
	85.6%	65.8%		28.6%	45.0%
イいいえ	102	124	*	19	16
	14.4%	34.2%		67.9%	40.0%

Ⅱ 研究委嘱校・表彰校等一覧

1 研究委嘱校・地域等一覧 (埼玉県学校保健推進ガイドライン作成(平成21年度)以降)

(1) 埼玉県教育委員会研究委嘱地域等

ア 学校保健課題解決支援事業 (学校保健支援班の派遣)

委嘱年度	教育委員会名	委嘱地域 (校)	研究テーマ・研究内容
平成24年度	川口市教育委員会	新郷地区小・中学校6校	基本的生活習慣の確立～睡眠の重要性～ (地域学校保健委員会)
	鴻巣市教育委員会	鴻巣市内小・中学校2校(他・市内各代表)	埼玉県における学校での運動器検診について (講演会)
平成25年度	和光市教育委員会	市立第四小学校 市立第五小学校 保護者、市内学校関係者	なくそうむし歯！ 治そうむし歯！ (地域学校保健委員会)
	北本市教育委員会	北本市教育研究会 保健部会	運動器機能不全を視点としたけがや運動障害の防止 (研修会)
	上尾市教育委員会	市立平方東小学校 市立太平中学校 保護者、市内幼・保・小中学校関係者	どうしてむし歯はできるの？ どうすれば防げるの？ (講演会)

イ 高校生の交通安全教育推進事業

委嘱年度	委 嘱 校	
平成23年度	県立羽生実業高等学校	県立富士見高等学校
平成24年度	県立杉戸農業高等学校	県立新座柳瀬高等学校
平成25年度	県立大宮商業高等学校	県立川口東高等学校

ウ 食育推進地域

委嘱年度	教育委員会名	委嘱地域 (校)	研究テーマ・研究内容
平成21年度	上尾市教育委員会	東小学校	「食」で育てよう 豊かな人間性 ～自ら健康づくりにはげむ東っ子の育成～
	鳩ヶ谷市教育委員会	市内 全小・中学校	心豊かに生きる力を育む食育 －望ましい食習慣の育成－
	所沢市教育委員会	明峰小学校 和田小学校 東所沢小学校 南小学校	学校とともに地域ぐるみで 食の楽しさ、大切さ、関心を持つ子どもの育成
平成22年度	川口市教育委員会	本町小学校	「食」ではぐくもう 豊かな心 ～食の大切さを学び、 生活に生かそうとする本町っ子の育成～
平成23年度	羽生市教育委員会	市内 全小・中学校	子どもたちの今を知り、今を変える羽生市の食育 ～できることから始めよう！みんなの食育～
平成24年度	三郷市教育委員会	鷹野小学校 新和小学校 八木郷小学校	教科・領域における「食」に関する指導のあり方 学校・家庭・地域との連携による「早寝・早起き・朝ごはん」に関する取組
平成25年度	春日部市教育委員会	内牧小学校 武里西小学校	心身ともに健康な児童生徒を育成するための食習慣を形成するために、小学校、中学校(9年間)の一貫した食に関する指導の充実を図る

(2) 文部科学省等研究指定等

研究領域	地域・学校名	研究主題等	年度
歯・口の健康づくり	上尾市立今泉小学校	自ら気づき、考え、生き生きと活動する子の育成 ～歯と口から広がる健康づくりを通して～	平成23年度 ～24年度
	羽生市立新郷第一小学校	自ら学び自ら考える歯科保健活動の創造 ～歯・口の健康から 心・体の健康へ～ 心も体も歯も キラリ	平成25年度 ～26年度

研究領域	地域・学校名	研究主題等	年度
栄養教諭を 中核とした 食育推進 事業	川口市教育委員会	「食」ではぐくもう 豊かな心 ～食の大切さを学び、 生活に生かそうとする本町っ子の育成～	平成22年度
	羽生市教育委員会	子どもたちの今を知り、今を変える羽生市の食育 ～できることから始めよう！みんなの食育～	平成23年度
	三郷市教育委員会	教科・領域における「食」に関する指導のあり方 学校・家庭・地域との連携による 「早寝・早起き・朝ごはん」に関する取組	平成24年度
	春日部市教育委員会	心身ともに健康な児童生徒を育成するための食習慣 を形成するために、小学校、中学校（9年間）の一 貫した食に関する指導の充実を図る	平成25年度

2 全国・埼玉県表彰校一覧

表彰類別			平成25年度	平成24年度	
全 国 表 彰	全 日 本 学 校 歯 科 保 健	優 秀 校	文部科学大臣賞 日本学校歯科医会会長賞 日本歯科医師会会長賞	【文部科学大臣賞】 川口市立並木小学校	【日本学校歯科医会会長賞】 川口市立本町小学校
		優良校等	優 良 校	【奨励賞】 さいたま市立仲本小学校 鴻巣市立赤見台第一小学校 加須市立加須平成中学校 宮代町立百間中学校	【奨励賞】 さいたま市立桜木小学校 羽生市立新郷第一小学校 上尾市立大谷中学校 熊谷市立富士見中学校
		学校保健優良学校	文部科学大臣賞	上尾市立今泉小学校	—
		学校給食優良学校	文部科学大臣賞	春日部市立内牧小学校	春日部市立上沖小学校 川口市立本町小学校
	健 康 教 育 推 進 学 校 (日本学校保健会)	最 優 秀 校		羽生市立新郷第一小学校 川口市立柳崎小学校	上尾市立今泉小学校 春日部市立上沖小学校
		優 秀 校		さいたま市立岸町小学校	—
		優 良 校		春日部市立内牧小学校	川口市立新郷小学校 さいたま市立岸町小学校 さいたま市立常盤小学校
		全日本交通安全	優 良 学 校	志木市立志木第二中学校	杉戸町立東中学校
	県 表 彰	学 校 保 健	優 良 学 校	川口市立木曾呂小学校 川口市立新郷小学校 さいたま市立岸町小学校 さいたま市立栄和小学校 杉戸町立西小学校 戸田市立戸田東小学校 川口市立十二月田中学校 川口市立西中学校 熊谷市立富士見中学校	川口市立青木中央小学校 川口市立前川東小学校 川口市立領家小学校 さいたま市立常盤小学校 戸田市立戸田第一小学校 羽生市立新郷第一小学校 深谷市立大寄小学校 戸田市立戸田東中学校
				学 校 安 全	優 良 学 校

表彰類別			平成25年度	平成24年度
	学校給食	優良学校	春日部市立武里西小学校 川口市立青木中央小学校 川口市立里小学校 川口市立差間小学校 川口市立前川東小学校 羽生市立新郷第一小学校 深谷市立上柴東小学校	春日部市立内牧小学校 川口市立芝富士小学校 川口市立本町小学校 北本市立南小学校 さいたま市立高砂小学校
学校	特別表彰校	特別表彰	—	羽生市立新郷第一小学校 上尾市立大谷中学校 羽生市立西中学校
歯 科 保 健	最優秀校	小規模校 " 中規模校 " 大規模校 "	羽生市立新郷第一小学校 宮代町立百間中学校 羽生市立羽生南小学校 羽生市立西中学校 川口市立元郷南小学校 熊谷市立富士見中学校	鴻巣市立赤見台第一小学校 宮代町立百間中学校 羽生市立羽生南小学校 加須市立加須平成中学校 川口市立並木小学校 熊谷市立富士見中学校
コ ン ク ー ル	優秀校	小規模校 " " "	さいたま市立野田小学校 羽生市立村君小学校 川口市立小谷場中学校 久喜市立栗橋西中学校	深谷市立大寄小学校 羽生市立川俣小学校 幸手市立東中学校 宮代町立前原中学校
中規模校 " " "		羽生市立羽生北小学校 羽生市立手子林小学校 上尾市立大谷中学校 加須市立加須平成中学校	さいたま市立仲本小学校 羽生市立手子林小学校 川口市立幸並中学校 羽生市立南中学校	
大規模校 " " "		さいたま市立常盤小学校 川越市立川越第一小学校 川口市立幸並中学校 加須市立昭和中学校	さいたま市立常盤小学校 川越市立川越第一小学校 川口市立南中学校 加須市立昭和中学校	

Ⅲ 健康教育関係参考図書及びビデオ等一覧

1 参考図書等一覧

<学校保健>

(★は発行元ホームページから閲覧、ダウンロードが可能)

名 称	発 行	発行年月
学校保健委員会マニュアル	(財) 日本学校保健会	平成12年 2月
養護教諭が行う健康相談活動の進め方	(財) 日本学校保健会	平成13年 3月
養護教諭の特性を生かした保健学習. 保健指導の基本と実際	(財) 日本学校保健会	平成13年 3月
みんなんでいきるために -エイズ教育参考資料-	(財) 日本学校保健会	平成13年 3月
性感染症予防に関する指導マニュアル	文部科学省	平成14年 4月
定期健康診断における 結核検診マニュアル	(財) 日本学校保健会	平成15年 2月
養護教諭が行う心と体への健康相談活動実践のためのQ&A	埼玉県教育委員会	平成15年 3月
学校保健ハンドブック	埼玉県教育委員会 埼玉県学校保健会	平成16年 3月
健康相談活動実践事例集 かたりすと	埼玉県教育委員会	平成16年 3月
学校における薬物相談マニュアル	埼玉県教育委員会	平成16年 7月
児童生徒の心身の健康課題に関する実態調査」報告書	埼玉県教育委員会	平成17年 2月
ゆたかな身体と心を育むための「望ましい生活習慣づくり」改訂版	(財) 日本学校保健会	平成17年 2月
児童生徒の健康診断マニュアル (改訂版)	(財) 日本学校保健会	平成18年11月
なるほど保健学習	埼玉県教育委員会 埼玉県学校保健会	平成18年11月
子どものメンタルヘルスの理解とその対応	(財) 日本学校保健会	平成19年 2月
学校における性教育実践のための事例集	埼玉県教育委員会	平成19年 3月
I T機器の使用が子どもの心に及ぼす影響について	★埼玉県学校保健会	平成19年 6月
教育機関における特定建築物の環境衛生維持管理マニュアル	埼玉県教育委員会	平成20年 3月
学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン	★(財) 日本学校保健会	平成20年 3月
薬物乱用防止教室マニュアル<改訂>	(財) 日本学校保健会	平成20年 4月
「新学習指導要領に基づく」これからの小学校保健学習	(財) 日本学校保健会	平成21年 2月
「新学習指導要領に基づく」これからの中学校保健学習	(財) 日本学校保健会	平成21年 2月
教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応	文部科学省	平成21年 3月
学校における性教育実践のための事例集Ⅱ	埼玉県教育委員会	平成21年 3月
「思考力の育成を重視した」これからの高等学校保健学習	(財) 日本学校保健会	平成21年 4月
保健室経営計画作成の手引	(財) 日本学校保健会	平成21年 4月
学校における水泳プールの保健衛生管理	(財) 日本学校保健会	平成21年 5月
保健主事のための実務ハンドブック	文部科学省	平成22年 3月
[改訂版]学校環境衛生管理マニュアル	文部科学省	平成22年 3月
喫煙飲酒薬物乱用防止に関する指導参考資料 (小学校編)	(公財) 日本学校保健会	平成22年 3月
喫煙飲酒薬物乱用防止に関する指導参考資料 (中学校編)	(公財) 日本学校保健会	平成23年 1月
知識を活用した保健学習-性に関する指導編-	埼玉県教育委員会	平成23年 2月
学校歯科保健参考資料 「生きる力をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり」	文部科学省	平成23年 3月
教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引	文部科学省	平成23年 8月
喫煙飲酒薬物乱用防止に関する指導参考資料 (高校編)	(公財) 日本学校保健会	平成24年 1月
知識を活用した保健学習-感染症編-	埼玉県教育委員会	平成24年 2月
学校における結核対策マニュアル	文部科学省	平成24年 3月
学校における感染症発生時の対応-第2版-	埼玉県教育委員会 埼玉県学校保健会	平成24年12月

<学校安全>

(★は発行元ホームページから閲覧、ダウンロードが可能)

名 称	発 行	発行年月
学校におけるこれからの交通安全教育の進め方	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成12年 3月
組織活動を生かした学校安全 -家庭や地域社会との連携の在り方-	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成13年 3月
改訂版 学校安全Q&A -生活安全編-	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成14年 3月
学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル	文部科学省	平成15年 2月

名 称	発 行	発行年月
学級における新学習指導要領にもとづいた安全指導の展開	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成15年 3月
学校の安全管理に関する取組事例集	文部科学省	平成15年10月
不審者から子どもを守る対応マニュアル	★埼玉県教育委員会	平成15年12月
高校生のための交通安全教育指導案集	★埼玉県教育委員会 埼玉県高等学校安全教育研究会	平成18年 3月
学校における交通安全教育の推進	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成19年 3月
地域・関係諸機関と連携した安全教育の推進	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成20年 3月
「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育	★文部科学省	平成22年 3月
安全教育指導資料	★埼玉県教育委員会	平成22年 3月
高等学校「学校安全点検の手引き」	★埼玉県教育委員会 埼玉県高等学校安全教育研究会	平成22年 3月
子どもの心のケアのために－災害や事件・事故発生時を中心に－	★文部科学省	平成22年 7月
県立学校版 学校防災マニュアル ～安心安全な学校づくりのために～	★埼玉県教育委員会	平成23年 9月
学校における防災教育の実際 ～大規模災害に備えて～	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成24年 3月
平成23年度 「緊急地震速報を利用した避難訓練の取組」 ～熊谷地方気象台と埼玉県教育委員会の連携～	★埼玉県教育委員会・熊谷市教育委員会 熊谷地方気象台	平成24年 3月
中学生向け危機管理・防災に関する教材及び指導展開例	★埼玉県危機管理防災部危機管理課	平成25年 4月
危機管理・防災に関する教材及び指導展開例（高校生用）	★埼玉県危機管理防災部危機管理課	平成24年 5月
平成24年度文部科学省委託事業 実践的防災教育総合支援事業 事業報告書～主体的に行動する態度の育成を目指して～	★埼玉県教育委員会	平成25年 2月
竜巻から身を守る～竜巻注意情報～	★国土交通省気象庁	平成25年5月

<学校給食>

(★は発行元ホームページから閲覧、ダウンロードが可能)

名 称	発 行	発行年月
学校給食の手引 給食主任必携	埼玉県教育委員会	平成10年 3月
平成12年度学校給食〈関係資料〉	日本体育・学校健康センター	平成13年 1月
要保護及準要保護児童生徒援助費補助金(医療費・学校給食費)事務手引	埼玉県教育委員会	平成13年 2月
改訂 学校給食の手引き ー管理運営編ー	埼玉県教育委員会	平成17年 3月
学校における食育推進指針モデル「進めよう食育」	★埼玉県教育委員会	平成19年 3月
小学校中学年用食育学習教材「楽しく食べてけんこうな生活」	★埼玉県教育委員会	平成20年 3月
学校給食調理場における手洗いマニュアル	★文部科学省	平成20年 3月
調理場における洗浄・消毒マニュアル Part I	★文部科学省	平成21年 3月
学校給食における食中毒防止Q&A	日本スポーツ振興センター	平成21年 3月
栄養教諭による食に関する指導実践事例集	★文部科学省	平成21年 3月
学校給食未納防止徴収マニュアル	埼玉県教育委員会	平成21年 9月
食に関する指導の手引 ～第一次改訂版～	★文部科学省	平成22年 3月
調理場における洗浄・消毒マニュアル Part II	★文部科学省	平成22年 3月
衛生管理&調理技術マニュアル	★文部科学省	平成23年 3月
食に関する指導 誰でもつくれる朝ごはんメニュー集 ～児童生徒の朝食欠食率の改善を目指して～	★埼玉県教育委員会	平成23年 8月
埼玉県の地場産物を活用した学校給食メニュー集	★埼玉県教育委員会	平成25年 2月
学校給食施設・設備の改善事例集	★文部科学省	平成25年 3月

2 映像等資料一覧

<学校保健>

名 称	発 行	発行年月
暗雲を吹き払う風（高校生用） 薬物乱用防止教育教材CD-ROM	文部科学省	平成14年3月
未来があるから ～薬物に“NO！”という生き方を～	文部科学省	平成24年3月

<学校安全>

（★は発行元ホームページから閲覧可能）

名 称	発 行	発行年月
防犯教育ビデオ「あんしん登下校」（小学生用）	★埼玉県教育委員会	平成22年 3月 (HP掲載)
災害から命を守るために～防災教育教材（小学生用） DVD	文部科学省	平成20年 3月
子どもを事件・事故災害から守るためにできることは DVD	文部科学省	平成21年 3月
災害から命を守るために～防災教育教材（中学生用） DVD	文部科学省	平成21年 3月
生徒を事件・事故災害から守るためにできることは DVD	文部科学省	平成22年 3月
災害から命を守るために～防災教育教材（高校生用） DVD	文部科学省	平成22年 3月
津波からにげる（小学生向け） DVD	★国土交通省気象庁	平成24年 3月
安全な通学を考える ～加害者にもならない～	文部科学省	平成24年3月
津波に備える（中学生以上対象） DVD	★国土交通省気象庁	平成25年 3月
東日本大震災を教訓とした防災教育用教材（小学生対象） 自分の命は自分で守る—津波災害への備え—	内閣府	平成25年 2月
安全に通学しよう ～自分で身を守る、みんなで守る～	文部科学省	平成25年3月

<学校給食>

名 称	発 行	発行年月
学校給食食中毒防止ビデオ （21分） 安全でより豊かな学校給食のために	日本スポーツ振興センター	平成18年 3月
DVD はじめよう！食育 （23分） ～「食」見直しませんか？～	財団法人食生活情報サービスセンター	平成18年 3月
DVD うま味ってなあに？ （33分）	財団法人日本科学映像協会	平成19年 3月
DVD 学校の管理下における食物アレルギーへの対応 ～教職員の共通理解を深めるために～（45分）	日本スポーツ振興センター	平成23年 3月

IV 健康に関する相談機関等の連絡先一覧

	相談機関等名称 (電話番号) ※市町村の機関等については該当する市町村に問い合わせください。
各種健康相談	○県立精神保健福祉センター (048-723-1111) ○最寄りの保健所 (※1) ○市町村保健センター
救急医療情報	○埼玉県救急医療情報センター (048-824-4199)
児童虐待の通告	○児童相談所 (※2) ○市町村福祉関係課 ○福祉事務所
教育相談	○市町村教育委員会相談担当
非行問題等	○埼玉県警察少年サポートセンター (048-865-4152)

※1【保健所】 鴻巣保健所 (048-541-0249) 川口保健所 (048-262-6111) 狭山保健所 (04-2954-6212)
朝霞保健所 (048-461-0468) 坂戸保健所 (049-283-7815) 東松山保健所 (0493-22-0280)
秩父保健所 (0494-22-3824) 本庄保健所 (0495-22-6481) 熊谷保健所 (048-523-2811)
加須保健所 (0480-61-1216) 春日部保健所 (048-737-2133) 草加保健所 (048-925-1551)
幸手保健所 (0480-42-1101) 川越市保健所 (049-227-5101) さいたま市保健所 (048-840-2205)

※2【児童相談所】 中央児童相談所 (048-775-4152) 南児童相談所 (048-262-4152)
川越児童相談所 (049-223-4152) 所沢児童相談所 (04-2992-4152)
熊谷児童相談所 (048-521-4152) 越谷児童相談所 (048-975-4152)
越谷児童相談所草加支所 (048-920-4152) さいたま市児童相談所 (048-840-6107)

V 関係機関等の連絡先一覧

名称・所在地	電話番号	FAX番号
埼玉県教育局県立学校部保健体育課 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	(総務担当) 048-830-6965 (健康教育担当) 048-830-6963 (学校安全担当) 048-830-6964 (食育・学校給食担当) 048-830-6968	048-830-4971
独立行政法人日本スポーツ振興センター 学校安全部 給付第一課 (埼玉県担当) 〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘10-1	03-5410-9162	03-5410-9136
公益財団法人埼玉県学校給食会 〒364-0011 北本市朝日2丁目288番地	048-592-2115	048-592-2496
埼玉県環境部大気環境課 (企画・監視担当) 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	048-830-3062	048-830-4780
埼玉県保健医療部		
疾病対策課 (感染症対策担当)	048-830-3557	048-830-4809
食品安全課 (監視・食中毒担当)	048-830-3611	048-830-4807
薬務課 (薬物対策担当)	048-830-3633	048-830-4806
薬務課 (総務・薬事計画担当)	048-830-3624	048-830-4806
健康長寿課 (健康増進・食育担当)	048-830-3585	048-830-4804
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号		

VI 学校保健・学校安全・学校給食参考通知集

通知本文の内容は、保健体育課ホームページから確認することができます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/hotai-tsuchi.html>

○学校保健

件 名	日 付	文書番号
しらみの予防及び駆除について (改正、H12.8.28 教健第 567 号)	S57.6.14	教保第 452 号
伝染病による出席停止に係る診断書等の取り扱いについて	S57.7.10	教保第 609 号
学校における伝染病・食中毒の予防について	H7.10.9	教健第 911 号
特定建築物における給水管理及びクーリングタワー等の水利用設備の管理について	H8.7.25	生衛第 657 号
病原性大腸菌 O-157 を含む腸管出血性大腸菌による食中毒等の発生予防の徹底について	H8.8.16	教健第 917 号
腸管出血性大腸菌感染症の学校保健法上の取扱い等について	H8.9.19	教健第 1174 号
学校におけるインフルエンザのまん延防止について	H10.2.16	教健第 1329 号
小学校等の給食時における手洗い励行等について	H10.6.8	教健第 394 号
学校における結核集団感染の予防の徹底について	H11.7.1	教健第 521 号
腸管出血性大腸菌感染症の発生報告について	H12.7.26	教健第 469 号
学校における結核定期外健康診断の報告について	H13.3.1	教健第 1079 号
腸管出血性大腸菌の感染症予防について	H13.8.10	教健第 571-1 号
学校におけるインフルエンザのまん延防止について	H14.2.6	教健第 1066 号
校外学習等における食中毒等の事故発生防止について (通知)	H14.5.10	教健第 153-1 号
児童生徒の薬物乱用防止の徹底について (通知)	H14.5.13	教健第 168 号
住宅地等における農薬使用について (通知)	H15.10.2	教健第 2339 号
学校における飲料水の管理について (通知)	H15.10.31	教健第 2406 号
学校における飲料水の管理について (通知)	H16.5.11	教健第 143 号
学校の管理下外における伝染病及び食中毒患者の発生報告の取扱いについて (通知)	H16.9.24	教健第 629 号
学校等における施設・樹木の消毒等について (通知)	H16.10.8	教健第 659 号
ノロウイルスによる感染性胃腸炎と診断された児童生徒の出席停止の措置等について (通知)	H17.1.19	教健第 939 号
腸管出血性大腸菌 O157 等の感染症予防対策に係る周知について	H17.6.9	教健第 246 号
カンピロバクター等による食中毒発生防止の注意喚起について	H17.6.24	教健第 314 号
ミドリガメ等のハ虫類を原因とするサルモネラ症発生事例に係る注意喚起について (通知)	H18.3.9	教健第 993 号
死んだ鳥類への対応や飼育動物に関する対策等について	H18.4.24	教保体第 136 号
学校保健法施行規則の一部を改正する省令の施行について (通知)	H18.6.21	教保体第 431 号
学校における健康診断実施上の留意点について (通知)	H18.7.3	教保体第 517 号
防災ボランティア活動における熱中症の予防対策等について (通知)	H18.8.7	教保体第 646 号

件 名	日 付	文 書 番 号
学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する依頼や相談等の積極的活用について	H18.12.14	教保体第 1135 号
新型インフルエンザ対策ガイドライン（フェーズ 4 以降）」について（通知）	H19.4.24	教保体第 143 号
薬物乱用防止教室の開催について（通知）	H19.5.14	教保体第 258 号
チャドクガによる健康被害の発生について（通知）	H19.6.11	教保体第 393 号
文化祭等における食品の取扱いについて（通知）	H20.1.21	教保体第 1353 号
薬物乱用防止教室を年間指導計画に位置づけることについて	H20.3.10	事務連絡
埼玉県麻しん対策マニュアルに基づく学校における対応について（通知）	H20.4.4	教保体第 31 号
大学等の教育実習生への対応について（通知）	H20.5.8	教保体第 244 号
麻しん予防接種から教育実習までの期間が短い学生への対応について（通知）	H20.5.26	教保体第 326 号
「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」について	H20.6.6	教保体第 399 号
咽頭結膜熱（プール熱）に関する対策について（通知）	H20.7.3	教保体第 581 号
学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）	H20.7.18	教保体第 673-1 号
学校における「アレルギー疾患管理指導願」の活用について	H20.10.2	教保体第 988 号
調理実習における食中毒の予防について（通知）	H20.11.11	教保体第 1180 号
学校におけるエピペンの使用の際の同意書について	H21.2.25	教保体第 1600 号
新型インフルエンザ等に関する対応について（通知）	H22.1.20	教保体第 1195 号
学校における感染性胃腸炎の予防について（通知）	H22.1.27	教保体第 1218 号
児童生徒等の健康診断及び就学時の健康診断の実施について	H22.4.16	教保体第 107 号
新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る季節性インフルエンザ対策への移行について（通知）	H23.4.11	教保体第 67 号
麻しん（はしか）患者の増加について（通知）	H23.4.22	事務連絡
平成 23 年 4 月 22 日付け文部科学省事務連絡		
学校生活管理指導表の改訂について	H24.1.20	教保体第 982 号
学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）	H24.4.5	教保体第 42-1 号
ジャガイモによる食中毒の防止について（通知）	H24.6.29	事務連絡
熱中症及び落雷による事故防止の徹底について	H24.6.20	教保体第 424 号
「感染症及び食中毒の発生報告」の一部改正について（通知）	H24.7.12	教保体第 525 号
熱中症及び落雷による事故防止の徹底について	H24.8.24	教保体第 618 号
学校におけるスポーツ外傷等による脳脊髄液減少症への適切な対応について（通知）	H24.9.6	事務連絡
学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒等への対応等について	H24.12.28	事務連絡
埼玉県微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起要綱の策定について（通知）	H25.4.5	教保体第 28 号

件 名	日 付	文書番号
埼玉県微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起要綱の一部改正について（通知）	H25.4.24	教保体第158号
鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令に伴う学校保健安全法における取扱いについて（通知）	H25.5.2	教保体第197号
微小粒子状物質（PM2.5）に係る「注意喚起のための暫定的な指針」の運用上の留意事項等について（通知）	H25.5.13	教保体第233号
住宅地等における農薬の使用について（通知）	H25.6.13	教保体第413号
新型インフルエンザ等対策政府行動計画の閣議決定及び公示について	H25.6.24	教保体第484号
ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応及び疑義応答について（通知）	H25.7.2	教保体第520号
新型インフルエンザ等に関する文部科学省行動計画の改定について	H25.8.5	教保体第680号
子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連したと思われる症状により教育活動の制限が生じた生徒への適切な対応について	H25.9.5	教保体第765号
薬物乱用防止教育の充実について（通知）	H25.10.1	教保体第848号
学校におけるエピペンの使用の際の同意書の廃止について（通知）	H25.11.7	教保体第736号
埼玉県微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起要綱の一部改正について（通知）	H25.12.5	教保体第1063号

○学校安全

件 名	日 付	文書番号
シャッター事故防止の徹底について（通知）	H18.6.8	教保体第374号
登下校時における幼児児童生徒の安全確保について（依頼）	H19.7.25	教保体第624号
改正「交通の方法に関する教則」の施行に伴う交通安全教育の推進について（通知）	H20.5.30	教保体第352号
学校安全計画の策定について（通知）	H20.8.22	教保体第793号
水難事故防止の徹底について（通知）	H21.4.24	教保体第171号
自動体外除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）	H21.6.9	教保体第435号
学校に設置している消火器の適切な管理について（通知）	H21.9.16	教保体第828号
加害交通事故の防止の徹底について（通知）	H22.4.20	教保体第120号
学校における転落事故等の防止について（依頼）	H22.4.26	教保体第152号
東日本大震災を受けた避難経路等の緊急点検について（依頼）	H23.4.6	事務連絡
AEDの使用方法を含む、救急蘇生法の指針2010（市民用）のとりまとめについて（通知）	H23.11.18	教保体第832号
学校安全管理及び安全指導の徹底について（通知）	H25.4.1	教保体第1,1-2号
「事件事故発生マップ」の活用について（通知）	H25.4.26	教保体第179号
通学論交通安全の確保の徹底について（依頼）	H25.5.31	教保体第360号
学校施設・設備の安全管理の徹底について（通知）	H25.7.26	教保体第645-1号 教保体第645-2号

件 名	日 付	文書番号
竜巻（突風）発生時における児童生徒の安全確保について（依頼）	H25. 9. 3	教保体第 758 号
「学校防災マニュアル」の追加資料の送付について（通知）	H25. 11. 29	教保体第 1028 号
太陽光発電設備の有効活用に伴う学校防災マニュアル等への記載について	H25. 11. 29	事務連絡
道路交通法一部改正に伴う周知の協力について（依頼）	H25. 12. 9	教保体第 1067 号
通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について	H25. 12. 9	教保体第 1080 号

○学校給食

件 名	日 付	文書番号
学校給食衛生管理基準の施行について	H21. 4. 6	教保体第 39 号
特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食衛生管理基準の施行について	H21. 4. 7	教保体第 51 号
夜間学校給食衛生管理基準の施行について	H21. 4. 7	教保体第 52 号
学校給食実施基準の一部改正について	H25. 2. 14	教保体第 1119 号
夜間学校給食実施基準の一部改正について	H25. 2. 14	教保体第 1120 号
特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準の一部改正について	H25. 2. 14	教保体第 1121 号
「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」の作成について	H25. 6. 25	教保体第 486-1 号 教保体第 486-2 号

実践事例等資料協力校等一覧

<学校保健> 川越市立富士見中学校

<学校給食> 上尾市立東小学校
熊谷市立江南北小学校
春日部市立内牧小学校

平成26年度 埼玉県学校健康教育必携 第14号

編集発行 埼玉県教育局県立学校部保健体育課

課 長 坂井 順司
主席指導主事 関 克則

【健康教育担当】 048-830-6963
主 幹 丹戸 秀行
指 導 主 事 若松 洋子
指 導 主 事 水落 美佳子

【学校安全担当】 048-830-6964
主任指導主事 伊藤 治也
指 導 主 事 三浦 伸之
指 導 主 事 山中 久夫
主 査 宮本 周一
主 任 佐藤 雅広

【学校給食担当】 048-830-6968
主 幹 松本 友孝
指 導 主 事 遠井 久夫
主 査 加納 陽子

印刷所 関東図書株式会社
住 所 さいたま市南区別所3-1-10
電 話 048-862-2901

